

砥 部 町 議 会
令 和 8 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

令和8年第1回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和8年2月20日																																						
招集場所	砥部町議会議事堂																																						
開 会	令和8年2月20日 午前9時30分 議長宣告																																						
出席議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 大平将司</td> <td style="width: 33%;">2 番 木下いずみ</td> <td style="width: 33%;">3 番 佐野沙知</td> </tr> <tr> <td>4 番 高橋久美</td> <td>5 番 日野恵司</td> <td>6 番 木下敬二郎</td> </tr> <tr> <td>7 番 柿本 正</td> <td>8 番 東 勝一</td> <td>9 番 原田公夫</td> </tr> <tr> <td>10 番 小西昌博</td> <td>11 番 佐々木公博</td> <td>12 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>13 番 佐々木隆雄</td> <td>14 番 西岡利昌</td> <td>15 番 三谷喜好</td> </tr> </table>			1 番 大平将司	2 番 木下いずみ	3 番 佐野沙知	4 番 高橋久美	5 番 日野恵司	6 番 木下敬二郎	7 番 柿本 正	8 番 東 勝一	9 番 原田公夫	10 番 小西昌博	11 番 佐々木公博	12 番 松崎浩司	13 番 佐々木隆雄	14 番 西岡利昌	15 番 三谷喜好																					
1 番 大平将司	2 番 木下いずみ	3 番 佐野沙知																																					
4 番 高橋久美	5 番 日野恵司	6 番 木下敬二郎																																					
7 番 柿本 正	8 番 東 勝一	9 番 原田公夫																																					
10 番 小西昌博	11 番 佐々木公博	12 番 松崎浩司																																					
13 番 佐々木隆雄	14 番 西岡利昌	15 番 三谷喜好																																					
欠席議員	なし																																						
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">副町長</td> <td style="width: 25%;">門田敬三</td> <td style="width: 25%;">教育長</td> <td style="width: 25%;">大江章吾</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>松田 勲</td> <td>企画財政課長</td> <td>小中 学</td> </tr> <tr> <td>地域振興課長</td> <td>善家孝介</td> <td>商工観光課長</td> <td>森本克也</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>佐々木毅</td> <td>保険健康課長</td> <td>岩田恵子</td> </tr> <tr> <td>介護福祉課長</td> <td>白形大伸</td> <td>子育て支援課長</td> <td>堀潤一郎</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>門田 作</td> <td>農林課長</td> <td>池田晃一</td> </tr> <tr> <td>町民課長</td> <td>土居 透</td> <td>上下水道課長</td> <td>松田博之</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>古川雅志</td> <td>学校教育課長</td> <td>伊達定真</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>山本勝彦</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			副町長	門田敬三	教育長	大江章吾	総務課長	松田 勲	企画財政課長	小中 学	地域振興課長	善家孝介	商工観光課長	森本克也	税務課長	佐々木毅	保険健康課長	岩田恵子	介護福祉課長	白形大伸	子育て支援課長	堀潤一郎	建設課長	門田 作	農林課長	池田晃一	町民課長	土居 透	上下水道課長	松田博之	会計管理者	古川雅志	学校教育課長	伊達定真	社会教育課長	山本勝彦		
副町長	門田敬三	教育長	大江章吾																																				
総務課長	松田 勲	企画財政課長	小中 学																																				
地域振興課長	善家孝介	商工観光課長	森本克也																																				
税務課長	佐々木毅	保険健康課長	岩田恵子																																				
介護福祉課長	白形大伸	子育て支援課長	堀潤一郎																																				
建設課長	門田 作	農林課長	池田晃一																																				
町民課長	土居 透	上下水道課長	松田博之																																				
会計管理者	古川雅志	学校教育課長	伊達定真																																				
社会教育課長	山本勝彦																																						
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務局長</td> <td style="width: 50%;">藤田泰宏</td> </tr> <tr> <td>専門員兼庶務係長</td> <td>酒井英生</td> </tr> </table>			議会事務局長	藤田泰宏	専門員兼庶務係長	酒井英生																																
議会事務局長	藤田泰宏																																						
専門員兼庶務係長	酒井英生																																						
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1 番 大平将司 2 番 木下いずみ																																						
傍 聴 者	5人																																						

令和8年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 施政方針

日程第6 議案第3号 松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第7 議案第4号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

日程第8 議案第5号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第9 議案第6号 砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

日程第10 議案第7号 砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第8号 砥部町企業立地促進条例の制定について

日程第12 議案第9号 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第13 議案第10号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 | 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 14 号 | 坂村真民記念館条例の廃止について |
| 日程第 18 | 議案第 15 号 | 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 10 号） |
| 日程第 19 | 議案第 16 号 | 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 20 | 議案第 17 号 | 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 21 | 議案第 18 号 | 令和 8 年度砥部町一般会計予算 |
| 日程第 22 | 議案第 19 号 | 令和 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 23 | 議案第 20 号 | 令和 8 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 24 | 議案第 21 号 | 令和 8 年度砥部町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 25 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度砥部町とべの館特別会計予算 |
| 日程第 26 | 議案第 23 号 | 令和 8 年度砥部町下水道事業会計予算 |
| 日程第 27 | 議案第 24 号 | 令和 8 年度砥部町水道事業会計予算 |

・散 会

令和8年第1回砥部町議会定例会

令和8年2月20日（金）

午前9時30分開会

○議長（東勝一） ただいまから、令和8年第1回砥部町議会定例会を開会します。開議に先立ち報告をいたします。古谷町長から欠席届が提出されております。副町長から招集の挨拶があります。門田副町長

○副町長（門田敬三） 令和8年第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。まずは、このたび全国町村議会議長会から特別功労賞を受賞されました三谷喜好議員さんにおかれましては、誠にありがとうございます。心よりお祝いを申し上げます。さて、議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、定例会に御出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、御審議賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本来であれば古谷町長が登壇し、御挨拶を申し上げるところでございますが、一昨日より、全国的に猛威を振るっておりますインフルエンザB型を罹患し、自宅療養中であり、本日の本会議は欠席させていただいております。町長からは、本会議欠席に際し、議員の皆様にお心配をおかけし大変申し訳ありませんとの言葉を預かっておりますが、施政方針に係る日程変更など、議会として特段の御配慮をいただきましたこと、私からも重ねてお礼を申し上げます。既に体調は回復傾向にあり、来週には公務に復帰、本定例会に臨ませていただきますので、よろしくお願いたします。古谷町長就任から1年が経過し、令和8年度当初予算につきましては、町長が目指す町政運営の施策を反映し、編成させていただいております。50年後を見据えた持続可能なまちづくりのため、選択と集中を掲げ、既存事業を見直し、歳出削減を徹底した反面、未来への投資となる新たな事業施策を展開していくこととしております。その中身につきましては、町長自身が来週の施政方針で述べさせていただきますが、議員の皆様をはじめ、職員や住民の皆様とともに引き続き砥部町の発展に尽くす所存でありますので、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、まず令和8年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が前年度比1億499万6,000円の増で、総額95億9,723万2,000円となっております。特別会計の4会計につきましては、前年度比1億5,546万4,000円の増で、総額52億977万7,000円となっております。企業会計につきましては、前年度比2億2,006万6,000円の増で、総額18億8,708万3,000円となっております。次に、令和7年度の補正予算でございますが、一般会計が1億2,628万5,000円、特別会計が5,325万6,000円の増額補正、企業会計は6,170万円の減額補正となっております。そのほか規約を定める協議が1件、連携協約の変更が1件、過疎地域持続的発展計画の策定が1件、条例の制定改廃が9件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東勝一） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番大平将司議員、2番木下いずみ議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（東勝一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月13日開催の議会運営委員会において、本日から3月13日までの22日間としております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの22日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（東勝一） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告します。次に、お手元に配布しました陳情書については、総務産業建設常任委員会に付託いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（東勝一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和7年12月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）12月7日、南海トラフ巨大地震を想定した町総合防災訓練を役場及び砥部小学校で行い、276人が参加しました。また午後から、砥部小学校で体験型のイベントなどを盛り込んだ防災フェアを開催し、168人が参加しました。（2）12月26日から30日までの5日間、延べ284人の消防団員が火災予防啓発のため、夜間の特別警戒を行いました。（3）1月5日、長年にわたり砥部町少年少女発明クラブの指導員として児童生徒の健全育成に寄与された城戸正明氏に功労賞を授与しました。（4）1月31日、文化会館で消防出初式を開催し、表彰状の授与や感謝状の贈呈を行い、消防団員212人が参加しました。（5）衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を2月8日に執行しました。衆議院選挙の投票並びに開票結果は、1

ページから2ページにかけての表のとおりでございます。2ページをお願いします。企画財政課。11月25日から1月19日までの落札状況です。入札件数6件、設計総額3億8,374万円、落札総額3億4,375万1,000円、落札率89.6%。内訳は表のとおりです。次のページをお願いします。学校教育課。12月26日、地域における持続可能かつ豊かなスポーツ環境を構築し、青少年の健全育成と地域活性化を図るため、一般社団法人だいたいTEAM E H I M Eと連携協定を締結しました。社会教育課。(1)12月6日、文化会館で人権の町づくり集会を開催し、人権啓発ポスター入賞作品の表彰や人権啓発講演などを行い、280人が参加しました。(2)1月11日、文化会館で成人式を開催し、式典後に劇団P.Sみそ汁定食による公演及び記念撮影を行い、成人式対象者145人と一般来場者約200人が参加しました。(3)1月17日、陶街道ゆとり公園でジュニア駅伝大会を開催しました。開催状況は表のとおりでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長(東勝一) 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 施政方針

○議長(東勝一) 日程第5、施政方針を議題とします。

お諮りします。ただいま議題とした施政方針については、町長が欠席のため、行うことができません。本日の日程第5、施政方針については、本日の日程から削除し、来る2月27日の本会議に延期することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、施政方針は、2月27日の本会議に延期することに決定しました。これにより、順次日程を繰り上げます。

~~~~~

日程第6 議案第3号 松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第6、議案第3号、松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土居町民課長。

○町民課長(土居透) 議案第3号、御説明申し上げます。議案書を御覧ください。議案第3号、松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議について。地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり、松山市と砥部町とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定めることについて、松山市と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、松山圏域における持続可能な廃棄

物処理体制を構築するため、松山ブロックごみ処理広域化基本計画に基づき、中予6市町によるごみ処理広域化を開始するにあたり、本町のごみ処理に係る事務を松山市に委託する規約を定めるための協議を行うため、提案するものでございます。今回活用いたします事務の委託という制度でございますが、普通地方公共団体がその事務の一部の管理及び執行を規約を定めて他の地方自治団体に委ねるものであります。今回は、その仕組みを活用することで、中予5市町がそれぞれ松山市と連携し、効率かつ持続可能なごみ処理体制を確保することを目的としております。次に、規約の主な内容について御説明いたします。第2条では、委託する事務の範囲について定めており、委託するのは、松山市のごみ処理施設に搬入される可燃ごみ等の処理に関する事務でございます。第3条では事務及び執行の方法について定めており、委託事務の管理及び執行は、松山市が行うこととなります。その効果は、委託した本町が自ら行ったものと同様の効果を生じますが、当該事務に係る法令上の責任は、受託した松山市に帰属することとなります。第4条では経費の負担について定めており、委託する事務及び執行に係る経費は、本町が予算計上し、松山市からの請求に対して支弁いたします。次のページをお願いします。最後に附則でございますが、この規約は、令和8年4月1日から施行するものでございます。ただし書でございますが、第2条第2項に規定する粗大ごみの処理に関する事務委託につきましては、松山市南クリーンセンター更新後の供用を開始した日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第4号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第7、議案第4号、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第4号について御説明いたします。松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について。地方自治法第252条の2第4項の規定により、平成28年7月8日に連携協約を締結した松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更することについて同条第3項の規

定に基づき、議会の議決を求める。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。議案書の7ページをお願いいたします。提案理由でございますが、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更するため、提案するものです。それでは、提案内容について御説明いたします。平成28年より松山市を中心に、伊予市、東温市、松前町、久万高原町及び本町の3市3町で構成します松山圏域におきまして、松山圏域未来共創ビジョンを策定し、地域の活性化や住民の安心安全な生活が営まれるよう連携して取り組んでいるところです。このたびビジョンの改定及び取組内容の時点修正に伴い、その根拠となる連携協約の別表について、所要の変更を行うものでございます。議案第4号の資料、新旧対照表の方をお願いいたします。変更内容についての御説明をいたします。左側が今回改正案、右側が現行の協約内容となっております。今回の変更では、現在45項目ある取組につきまして、事業の統合や名称変更、新規追加を行うことで整理し、変更後は全部で41項目の取組とするものでございます。主な変更点を御説明いたします。資料の11ページをお願いいたします。右側の現行欄で、「文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化」としておりました分野を、左側の改正案では「圏域住民の活力創出」と改めました。これに伴いまして、次のページになりますが12ページ、新たな取組として、「地域コミュニティの活性化」や「広島広域都市圏との連携推進」、こちらを追加し、産業・観光振興や、地域振興などで相互連携を図ることとしております。次に次のページ、13ページをお願いいたします。右の現行欄では「災害対策の推進」としておりました分野を、左側の改正案では「地域レジリエンスの強化」と改め、平時からの相互支援や地域防災力の強化を明確化いたしました。続いて17ページまでお願いいたします。交通分野におきまして、新たに「地域公共交通ネットワークの連携推進」を追加し、持続可能で利便性の高い交通システムの構築に向けた検討を行うこととしております。その他既存の取組につきましても、現状に即した文言の整理や統合を行っております。以上で説明を終わります。御審議賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第5号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第8、議案第5号、砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について

を議題とします。提案理由の説明を求めます。善家地域振興課長。

○**地域振興課長（善家孝介）** それでは、議案第5号の説明をさせていただきます。砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について。砥部町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めます。令和8年2月20日、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、令和3年度に策定いたしました現行計画が、令和7年度末をもって終期を迎えることから、新たに令和8年度から5年間の計画を策定し、広田地域の持続的な発展に資するため、提案するものでございます。それでは計画書の内容を御説明いたします。計画書1ページをお願いいたします。初めに基本的な事項といたしまして、1ページから11ページにかけて、広田地域の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況について記載しております。12ページをお願いいたします。12ページから13ページにかけまして、(4)地域の持続的発展の基本方針を記載しております。若者の移住・定住対策、農林業の振興、砥部焼の振興、交流、体験による地域拠点づくり、安全・安心な地域づくりを重点施策に位置づけ、基本的な取組の方針を記載しております。13ページをお願いいたします。(5)地域の持続的発展の基本目標につきましては、令和2年度から令和6年度末の広田地域の人口減少率5.4%を維持することを目標とし、令和12年度末人口目標を338人としております。続いて、(6)計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、計画期間終了後の令和13年度に広田地域の住民等で構成する団体において実施し、その内容につきましては議会に報告するとともに、広田地域の住民に周知することとしております。14ページをお願いいたします。(7)計画期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。(8)公共施設等総合管理計画の整合につきましては、事業の実施に当たって、砥部町の公共施設等総合管理計画に即し適切に推進することとしております。以上、ここまでの基本的な事項となっております。次に個別の施策事項といたしまして、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から26ページにかけまして、全部で11項目の施策について、現況と問題点、その他の対策及び事業計画などを記載しております。26ページをお願いいたします。下段にあります事業計画につきましては、各施策の事業計画におきます過疎地域持続的発展特別事業分、これは、ソフト事業を再掲しているものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（東勝一）** 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○**議長（東勝一）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長（東勝一）** 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第6号 砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第9、議案第6号、砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。善家地域振興課長。

○地域振興課長(善家孝介) それでは、議案第6号の説明をさせていただきます。砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。砥部町企業版ふるさと納税基金条例を次のように定める。令和8年2月20日、砥部町長古谷崇洋。2ページをお願いいたします。提案理由でございますが、企業から寄せられた寄附金を単年度会計の原則にとらわれず、翌年度以後の砥部町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを可能とすることで、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができるため、基金条例の制定を提案するものでございます。1ページお願いいたします。条例の内容でございますけども、第1条、設置でございますが、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置いたします。第2条、基金に積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に定める額といたします。第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管いたします。第4条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものといたします。第5条、繰替運用は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用いたします。第6条、基金の処分は、第1条に規定する事業に要する経費の充当財源に充てる場合に限り、全部又は一部を処分するものができるものといたします。第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるものといたします。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行します。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(東勝一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第7号 砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第10、議案第7号、砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第7号につきまして御説明をさせていただきます。議案第7号、砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案をさせていただくものでございます。この特定乳児等通園支援事業につきましては、一般的に、こども誰でも通園制度と呼ばれておりして、保育所等に通っていない6か月から2歳までの児童が、1人当たり月10時間を上限に、保育所等が実施する保育を利用できる制度でございます。国において、令和8年度から各市町での実施が義務化されているものでございます。本町においても、公立の保育施設で実施予定でございますが、町の認可・確認を受けた特定乳児等通園事業者が運営にあたって守るべきルールを定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。内容でございますが、第3条におきまして、運営に関する基準を定めており、国の基準をもって町の基準とするというものでございます。なお、国の基準においては、利用定員であったり、運営規定の整備などの事項が定められておるところでございます。附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第11 議案第8号 砥部町企業立地促進条例の制定について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第11、議案第8号、砥部町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） 議案第8号について御説明をさせていただきます。議案第8号、砥部町企業立地促進条例の制定について。砥部町企業立地促進条例を次のように定める。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。まず提案理由でございますけれども、議案書の

4 ページを御覧ください。企業立地の促進により、産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与するため、本条例の制定を提案するものでございます。1 ページにお戻りください。内容でございますが、まず第1条では、この条例制定の目的について定めております。第2条につきましては、条例内用語の定義について定めさせていただいております。第3条から3ページの第8条まで、こちらにかけて奨励措置、こちら具体的に申し上げますと、固定資産税の免除、雇用奨励金の支給となります。事業者の要件、指定の関係について、それぞれ定めております。第9条では公害の防止について、10条では適用除外、第11条では報告及び監査について定めております。続いて附則でございます。まず第1項では、施行期日を令和8年4月1日としております。第2項では、砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正しております。こちらにつきましては、議案第8号資料、新旧対照表を御覧ください。こちら今回の改正に合わせまして、第2条中、従来「3年度分」としておりました固定資産の課税免除期間を「5年度分」に改めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第9号 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第12、議案第9号、使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について。使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。議案書の6ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、使用料、手数料等の見直し基準に基づく原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものです。なお、今回の改正では、砥部町税条例をはじめ、7つの条例を一括で改正いたします。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表の方をお願いします。第1条改正では、砥部町税条例の一部を改正いたします。第18条の4第1項、納税証明書の手数料等について、これまで金額を定めていたものを、「手数料条例に定めるところによる。」と改めております。また2ページになりますが、第91条第8項において、原動機付自転車等の標識の弁償金を「200円」から「300円」に改めております。次のページ、3ページをお願いします。第2条改正では、砥部町手数料条例の一部を改正いたします。第2条第1項第9号において、身分に関する証明手数料や印鑑登録証明手数料など、「300円」から「350円」に改めるなど、各種手数料の額を改めております。また同項第12号として、印鑑登録証の紛失による再交付手数料を追加し、第18号から次のページの第20号まで、こちらにつきましては、地方税法に基づく納税証明書交付手数料などを新たに追加しております。6ページをお願いします。第3条改正では、砥部町立学校施設利用条例の一部を改正いたします。別表におきまして、小中学校の運動場や屋内運動場の1時間当たりの使用料の額を改めております。次のページをお願いします。第4条改正では、砥部町公民館条例の一部を改正いたします。別表第2におきまして、中央公民館等の会議室や実習室等の1時間当たりの使用料の額を改めております。9ページをお願いします。第5条改正では、砥部町老人福祉施設等の利用条例の一部を改正いたします。第3条第1項を改め、使用料の額を条例本文での規定から別表に定める使用料とすることとし、新たに別表を加え、老人福祉施設等の使用料の額を改めております。10ページをお願いします。第6条改正では、砥部町立社会体育施設条例の一部を改正いたします。別表において、町民広場や学校、夜間照明施設等の使用料の額を改めております。11ページをお願いします。第7条改正では、総合福祉センターはらまち条例の一部を改正いたします。別表において、ホールの使用料の額を改めております。議案書の6ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和8年10月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第10号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第13、議案第10号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改

正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） 議案第 10 号について御説明申し上げます。議案第 10 号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。1 番下の提案理由でございますが、障がい者計画等を策定するために設置している砥部町障害者計画等策定委員会等につきまして、「障害」の表記を改めるため、提案するものでございます。今回の改正では、本則におきまして、執行機関の附属機関設置条例を改正するとともに、附則におきまして、関連する砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。それでは、今回の主な改正内容でございますが、資料の方 1 ページ、新旧対照表を御覧ください。こちらは、執行機関の附属機関設置条例でございますが、別表の朱書き部分、「砥部町障害者計画等策定委員会」のところを、右の現行から左の改正案のとおり、障害の「害」の表記をひらがなに改めます。同じく「障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」につきましても、「害」の表記をひらがなに改めるものでございます。続きまして、資料の 2 ページを御覧ください。こちらは、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、こちら先ほどの改正と同じく、「障害者計画等策定委員会委員」の「害」の表記をひらがなに改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 10 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 14 議案第 11 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 14、議案第 11 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第 11 号について御説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関す

る条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いいたします。提案理由ですが、令和7年8月の人事院勧告並びに同年10月の愛媛県人事委員会勧告に従い、職員の給与の額等を改定するため、提案するものでございます。なお、今回の改正では、昨年の第4回定例会で御議決いただきました、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、こちらをはじめ、4つの条例を一括で改正いたします。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。第1条改正ですが、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正で、通勤手当に係る改正規定を案のとおり改め、短時間勤務職員の同手当の取扱いについて定めております。2ページをお願いいたします。第2条改正は、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正で、準特地勤務手当について定めた第10条の3第2項において、支給対象者を拡充する改正を行います。4ページをお願いいたします。第3条改正は、同じく砥部町職員の給与に関する条例の一部改正で、第2条において、初任給調整手当の定義規定を新たに加えるものとなっております。5ページですが、通勤手当について定めた第9条第2項第1号及び第3項中、この後の項の追加による項ずれに対応するとともに、同条に、駐車場使用料を規定する第5項を追加いたします。なお、新たに通勤手当として支給する駐車場使用料は、月額5,000円を上限としております。6ページを御覧ください。第5項の追加に伴い、既存の項を1項ずつ繰り下げるとともに、7ページにわたり、駐車場使用料新設に伴う所要の解説を行っております。8ページをお願いいたします。第4条改正は、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第3条において、初任給調整手当の定義規定を加える改正を行っております。9ページをお願いいたします。第5条改正は、砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、通勤手当について定めた第6条において、駐車場使用料を加える改正を行います。議案書2ページにお戻りください。下段の附則です。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第3条から第5条の規定は、令和8年4月1日から施行することとし、第2項において、準特地勤務手当の対象者を拡充する改正規定につきましては、令和7年4月1日に遡及適用することとしております。また第3項では、準特地勤務手当に関する経過措置を定めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15 議案第 12 号 砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第 15、議案第 12 号、砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形介護福祉課長。

○介護福祉課長(白形大伸) 議案第 12 号につきまして御説明申し上げます。砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正について。砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。議案書 2 ページ目なかどころでございますが、介護保険事業計画の策定や進捗管理を審議する介護保険事業計画等策定委員会と、地域包括支援センター及び地域密着型サービスの指定や評価を審議する地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会について、両機関を統合するため、提案するものでございます。今回の改正では、本則におきまして、介護保険事業計画等策定委員会設置条例を改正するとともに、附則におきまして、関連する 2 つの条例を改正するものでございます。それでは、今回の主な改正内容でございますが資料の方、1 ページの新旧対照表をお願いいたします。こちらは、介護保険事業計画等策定委員会設置条例でございますが、別表の朱書き部分のとおり、これまでの介護保険事業計画策定委員会が担っておりました事務に加えまして、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会がこれまで担っておりました事務、表、左の改正案のところ、括弧書きの 3 号から 7 号までの事務を引き継ぐ形となるよう改正を行うものでございます。続きまして資料 2 ページ、新旧対照表を御覧ください。こちらは、執行機関の附属機関設置条例でございますが、別表の右部分、現行の「砥部町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」につきまして、同協議会がなくなりますので、表示の中の、ここの項を削ってしまうということでございます。続きまして資料 3 ページを御覧ください。こちらは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、別表の右部分の「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会委員」を「介護保険事業計画等策定委員会委員」に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(東勝一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 議案第 13 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 16、議案第 13 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第 13 号について御説明させていただきます。砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について。砥部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございます。議案書の 3 ページをお願いいたします。道路法施行令の改正に伴い、道路占用料を改正するため、提案するものでございます。改正の主な内容でございますが、本町の道路占用料は、道路法施行令に準じて規定しているところではありますが、今般、令和 6 年度の固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料の変動を踏まえ、道路法施行令の道路占用料の金額が改定されたため、本町の道路占用料においても、議案書 1 ページから 3 ページの料金表のとおり、同令に準じた改正を行うものでございます。議案第 13 号の資料、新旧対照表をお願いいたします。1 ページから 6 ページまでの別表、砥部町道路占用料金表中、占用料の金額の改正を行うものでございます。占用料につきましては、固定資産税評価額が市町村によって大きな差異が生じていることから、道路法施行令により、各地方公共団体の人口、固定資産税の評価額の平均をもとに 5 つの級地に区分されております。この区分ごとに占用料の金額が定められております。砥部町につきましては、同令の規定に基づき国が第四級地と定めておりますので、第四級地の占用料の額に準じた改正を行うものでございます。なお今般の改正により、占用物件ごとに単価の違いはありますが、概ね 20% の増加となり、令和 8 年度につきましては、約 43 万円の増加の見込みでございます。議案書にお戻りください。3 ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 13 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 17 議案第 14 号 坂村真民記念館条例の廃止について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 17、議案第 14 号、坂村真民記念館条例の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） それでは、議案第 14 号について御説明申し上げます。議案第 14 号、坂村真民記念館条例の廃止について。坂村真民記念館条例を廃止する条例を次のように定める。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。一番下の提案理由でございますが、坂村真民記念館の閉館に伴い、坂村真民記念館条例の廃止のほか、関連条例を改正するため提案するものでございます。条例でございますが、坂村真民記念館条例を廃止する条例といたしまして、坂村真民記念館条例は廃止する。附則でございます。第 1 項、この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行をいたします。続きまして第 2 項、砥部町坂村真民記念基金条例の一部を次のように改正をいたします。別添資料の新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。第 6 条中第 1 号を削りまして、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号といたします。議案書にお戻りください。続きまして第 3 項、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正をいたします。別添資料、新旧対照表の 2 ページをお願いいたします。別表の坂村真民記念運営協議会委員の項を削ります。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。15 番三谷喜好議員。

○15 番（三谷喜好） ただいま課長の方から提案がございました。10 月 1 日に施行ということは、私ども聞き及んでおりますのは、3 月でやめるというような、やめるちゅうか閉館するように聞いておりますが、その間はやらないということでございますか。

○議長（東勝一） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの三谷議員さんの御質問に答弁をさせていただきます。真民記念館につきましては、6 月 30 日まで現在の企画展の方を引き続き行いまして、閉館につきましては 9 月 30 日、10 月 1 日を施行日としまして閉館をいたしたいと思っております。4 月から 6 月までは開館の方は行っておるんですが、4 月から閉館に向かってのいろいろな準備の方を進めていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 15 番三谷喜好議員。

○15 番（三谷喜好） 今御説明があったんですけど、じゃあお金ももちろん入館者、今現在この閉館ちゅう噂が飛び交ったもんですから、県外からかなりのお客さん来ておいでます。いろいろ聞きましたけど、ここであえて申し上げませんが、かなりきつい表現をされております。一般質問の中でまた触れることではございますけれど、あえて今日これに提案されておりますので申し上げます。この廃館を惜しむ声ちゅうものを、課長、聞いておいでると思っておりますけれど、その 6 月までの計画、これは、館長が不在でも誰かが兼任しておやりになるんですか。

○議長（東勝一） 山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本勝彦) ただいまの三谷議員さんの質問に答弁をさせていただきます。まず館長の方との協議の中では、館長が3月末で閉館したいというような御提案があったんですが、町としましてもできる限り閉館に向かってですね、その期間を取り、真民ファンの方への対応ができたらということでもいろいろ協議をしていった中で、6月末での閉館ということで決めさせていただきました。ただ、閉館に向かっての特別な展示っていうような協議も行ったんですが、もう現在の展示でですね、行いたいということで、もう館長の方からそういった提案を町の方とも検討しまして、6月30日まで現在の展示を継続するという事でさせていただくこととなりました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(東勝一) 大江教育長。

○教育長(大江章吾) 先ほどの三谷議員さんのお答えについてですね、お答えをさせていただきます。三谷議員さんの御質問は、3月末で館長が退職する、そして6月までは展示を継続する、その間どうするかという御質問だったと思うんですけども、館長は3月末で退職されます。それで、それからですね、館長は閉館に向けてですね、いろんなその準備作業のお手伝いをいただけるということ聞いております。その中で、やはりこの展示をしてるっていうものにつきましてはですね、やはり展示意図っていうものが非常に大切になっておりますので、やはり館長さんにですね、ある程度お手伝いをいただいてですね、いろんな方がたくさんやっぱりいらっしやると思いますので、御無理を言うようなことになるかもしれませんが、館長さんにもですね、お手伝いをいただいて、御協力いただきたいというふうには今のところは考えております。以上でございます。

○議長(東勝一) よろしいですか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。ここでしばらく休憩します。午前10時55分再開の予定です。

午前10時30分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~

日程第18 議案第15号 令和7年度砥部町一般会計補正予算(第10号)

日程第19 議案第16号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第20 議案第17号 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算(第5号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第18、議案第15号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第10号から

日程第 20、議案第 17 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 5 号までの 3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第 15 号の一般会計補正予算及び議案第 16 号の介護保険特別会計補正予算について一括して御説明いたします。初めに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 15 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 10 号ですが、第 1 条において、今回の補正は 1 億 2,628 万 5,000 円を追加し、補正後の総額を 108 億 3,321 万 4,000 円としています。また、第 2 条では繰越明許費補正について定めています。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出の主なものについて款ごとに御説明いたします。2 款総務費につきましては、5,641 万 5,000 円を増額いたします。普通交付税として国から交付された臨時財政対策償還基金費について、令和 8 年度及び 9 年度の臨時財政対策償還の財源とするため、減債基金積立金 1,792 万 6,000 円の追加などです。3 款民生費につきましては、3,237 万 6,000 円増額します。令和 6 年度障がい児入所給付費等国庫負担金などの返還金 577 万 2,000 円、また、私立の保育所や幼稚園、認定こども園等に支払う施設型給付費負担金等の不足分 2,559 万円の追加などです。4 款衛生費は、254 万 8,000 円増額します。令和 5 年度、6 年度新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する補助金及び助成金の超過分の返還金 234 万 7,000 円の追加などです。6 款農林水産業費は、199 万 9,000 円増額いたします。金利上昇に伴います森林環境譲与税基金預金利子の増額分などの積立金の追加です。7 款商工費は、2,855 万 7,000 円増額します。砥部焼製造に関わる施設投資や砥部焼坏土の価格高騰分を支援するため、補助金を追加いたします。8 款土木費は、162 万円増額します。愛媛県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する町の負担金での追加でございます。9 款消防費は、16 万 5,000 円増額いたします。能登半島地震災害救助費用組替支弁金の令和 6 年度超過交付分の返還でございます。10 款教育費は、260 万 5,000 円増額します。愛媛県と東京芸術大学が進めるアートベンチャーエヒメの本町参画事業の委託料 250 万円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源といたしまして 10 款交付税を 1,241 万 1,000 円、13 款使用料及び手数料を 651 万 5,000 円、14 款国庫支出金を 8,127 万 3,000 円、15 款県支出金を 2,123 万円、16 款財産収入を 173 万円、17 款寄附金を 111 万 3,000 円、20 款諸収入を 201 万 3,000 円、それぞれ増額いたします。4 ページをお願いします。繰越明許費補正でございます。松山南高砥部分校魅力化支援事業をはじめ 9 件の事業を追加し、8 年度へ繰り越します。事業名、金額などは記載のとおりとなっております。一般会計は以上でございます。続きまして、介護保険特別会計補正予算の予算書の 1 ページをお願いします。議案第 16 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号ですが、第 1 条において、今回の補正は、保険事業勘定の予算に 5,297 万 6,000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 8,557 万 6,000 円としています。また、介護サービス事業勘定の予算に 28 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 4,349 万 7,000 円としています。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。5 款基金積立金を 5,297 万 6,000 円増額します。2 ページ

をお願いします。歳入でございます。財源として6款財産収入を67万3,000円、8款繰越金5,230万3,000円、それぞれ増額します。5ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出です。2款サービス事業費を28万円増額します。4ページをお願いします。歳入でございます。1款介護サービス収入を325万6,000円増額し、2款繰入金を297万6,000円減額いたします。介護保険特別会計につきましては以上でございます。私からは以上です。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第17号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第5号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第17号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第5号。第1条、令和7年度砥部町下水道事業会計の補正予算第5号は、次に定めるところによる。第2条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第1款下水道資本的収入、第1項企業債では、補正予定額3,150万円の減額、第3項補助金では3,500万円の減額で、こちらは、社会資本整備総合交付金の決定による企業債と補助金の減額でございます。収入合計を2億7,585万9,000円とするものでございます。支出につきまして、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費では、補正予定額を6,170万円の減額で、社会資本整備総合交付金の決定に伴い、不用額を減額するものでございます。支出合計を4億6,457万9,000円とするものでございます。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第15号から議案第17号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第15号から議案第17号までの3件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号までの3件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

- 日程第21 議案第18号 令和8年度砥部町一般会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和8年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和8年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和8年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和8年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和8年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 27 議案第 24 号 令和 8 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第 21、議案第 18 号、令和 8 年度砥部町一般会計予算から日程第 27、議案第 24 号、令和 8 年度砥部町水道事業会計予算までの 7 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長(小中学) それでは、令和 8 年度の当初予算につきまして、私からは議案第 18 号の一般会計から議案第 22 号のとべの館特別会計まで御説明いたします。まず初めに、一般会計予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 18 号、令和 8 年度砥部町一般会計予算は、第 1 条において、予算の総額を 95 億 9,723 万 2,000 円と定め、第 2 条から第 5 条にかけて債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用についてそれぞれ定めています。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。一般会計は、総合計画で定める将来像、文化とこころがふれあうまちを実現するため、人が集まる町を目指し、「住・学・遊・働」にひもづく各種施策を推進してまいります。とりわけ「住・学」、住み・学びですが、こちらにつきましては、中央公民館での居場所づくりや、麻生小放課後児童クラブ増設、公共施設の照明 LED 化で捻出した財源を、学校屋内運動場の空調設置に充てるほか、松山南高等学校砥部分校の存続支援により、次世代を育む環境を強化いたします。「遊」、遊びでは、砥部焼焼成 250 周年を機に、県と連携したとべもりプラスの展開や東京芸術大学との共同事業を通じ、ブランド価値を再定義いたします。「働」、働きでございますが、こちらでは 15 年ぶりに都市計画図を刷新し、大南地区での官民連携スキーム構築や、広田地域の遊休施設への企業誘致を加速させてまいります。予算額は 95 億 9,723 万 2,000 円で、全額と比較し 1 億 499 万 6,000 円、1.1%の増加となっております。これは、麻生小学校放課後児童クラブ施設の新築事業や、学校の屋内運動場、空調整備事業及び文化会館舞台機構設備改修事業などの大型建設事業実施によるものです。6 ページをお願いいたします。7 ページにかけまして債務負担行為でございますが、議会インターネット映像ライブ配信録画業務に対する債務負担をはじめ 19 件の債務負担の設定で、事項、期間及び限度額につきましては記載のとおりとなっております。8 ページをお願いいたします。地方債でございます。令和 8 年度は、文化会館舞台機構設備改修に係る一般単独事業債 5,770 万円をはじめ、総額で 2 億 5,450 万円を予定しており、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。一般会計は以上でございます。続きまして特別会計を御説明いたします。まず国保特別会計予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 19 号、令和 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、第 1 条において、予算の総額を事業勘定は 22 億 2,680 万円、直営診療施設勘定は 4,852 万 8,000 円と定め、第 2 条で一時借入金、第 3 条で歳出予算の流用についてそれぞれ定めております。令和 8 年 2 月 20 日提出、砥部町長古谷崇洋。国民健康保険特別事業会計につきましては、事業勘定では子ども・子育て支援金納付開始などにより、前年度と比較し 4,876 万 1,000 円の増額、直営診療施設勘定では、患者の減少により 601 万 4,000 円の減額となっております。国保特別会計は以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算

書の1ページをお願いします。議案第20号、令和8年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、第1条において、予算の総額を4億6,921万7,000円と定めています。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増加などにより、前年度と比較し5,999万4,000円の増額となっております。後期高齢者医療特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第21号、令和8年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、第1条において、予算の総額を保険事業勘定は23億6,348万6,000円、介護サービス事業勘定は4,540万円と定め、第2条から第4条にかけて債務負担行為、一時借入金、歳出予算の流用についてそれぞれ定めています。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。介護保険事業特別会計は、保険事業勘定では要介護認定者の増加による保険給付金給付費の増額などにより、前年度と比較し4,781万6,000円の増額、介護サービス事業勘定では人件費の増額などにより、前年度と比較し261万円の増額となっております。6ページをお願いします。債務負担行為です。デイサービス利用者送迎用福祉車両借上料に対する債務負担の設定期間は令和9年度から10年度、限度額は総額で43万2,000円でございます。介護保険特別会計は以上です。続きまして、とべの館特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第22号、令和8年度砥部町とべの館特別会計予算は、第1条において、予算の総額を5,634万6,000円と定めています。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。とべの館特別会計につきましては、人件費の増加などにより、前年度と比較し212万9,000円の増額となっております。以上で私からの説明を終わります。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 引き続きまして、議案第23号、24号について御説明申し上げます。初めに、議案第23号、令和8年度砥部町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。砥部町下水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和8年度砥部町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を4億9,807万7,000円とし、支出を4億6,750万4,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入4億5,984万8,000円とし、支出を6億5,323万6,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,338万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,451万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,887万5,000円で補填するものといたします。2ページをお願いいたします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は2億4,600万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第6条、一時借入金の限度額は、5億円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で、5,753万9,000円でございます。第9条、他会計からの補助金で下水道事業助

成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7万円でございます。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第23号の説明を終わります。続きまして、議案第24号、令和8年度砥部町水道事業会計予算について御説明申し上げます。砥部町水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和8年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を3億7,861万8,000円とし、支出を3億7,282万3,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を1億8,498万円とし、支出を3億9,352万円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億854万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,220万2,000円と、過年度分損益勘定留保資金1億9,633万8,000円で補填するものとします。2ページをお願いいたします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、水道施設改築更新事業でございます。限度額は1億700万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第6条、一時借入金の限度額は、2億円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で、3,816万4,000円としております。第9条、棚卸資産購入限度額は、1,000万円としております。令和8年2月20日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第18号から議案第24号の説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第18号から議案第24号までの令和8年度当初予算7件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第24号までの令和8年度当初予算7件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しま

した。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

○議長（東勝一） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。予算特別委員会委員長に木下敬二郎議員が、副委員長に原田公夫議員が互選されました。御協力のほどよろしく申し上げます。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月13日の本会議で申し上げます。以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 19 分 散会

令和8年第1回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招 集 年 月 日	令和8年2月27日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和8年2月27日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 大平将司 4 番 高橋久美 7 番 柿本 正 10 番 小西昌博 13 番 佐々木隆雄	2 番 木下いずみ 5 番 日野恵司 8 番 東 勝一 11 番 佐々木公博 14 番 面岡利昌	3 番 佐野沙知 6 番 木下敬二郎 9 番 原田公夫 12 番 松崎浩司 15 番 三谷喜好
欠 席 議 員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 古谷崇洋 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 佐々木毅 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 古川雅志 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生		
傍 聴 者	16人		

令和8年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第1 一般質問

・散 会

令和8年第1回砥部町議会定例会

令和8年2月27日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。

お諮りします。去る2月20日の本会議において延期した施政方針を本日の日程第1に追加し、これに伴い、当初の議事日程は順次繰り下げることにはしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第1 施政方針

○議長（東勝一） 日程第1 施政方針を議題とします。それでは、令和8年度の施政方針について、説明を求めます。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） まずですね、本定例会において令和8年度の施政方針を申し上げる前に、2つお伝えさせていただきます。まず1つですが、私のですね、体調不良によりまして、この日程の変更をいただきました。議員の皆様のお理解・御協力に関しまして、まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。そしてもう1つですが、先のですね、本会議の1日目にもありましたけれども、改めて三谷議員のですね、全国町村議会議長会の特別功労者表彰、この栄に浴されたことに関しまして、心よりお喜びを申し上げます。おめでとうございます。それでは、本定例会に際しまして、改めて令和8年度の町政に係る私の基本的な考えを申し述べさせていただきます。これからの自治体経営には、地域の実情に応じた明確なビジョンが必要であると、中村時広愛媛県知事は、常々そのように説かれています。自治体間競争が激化し、まさに生き残りをかけた激動の時代において、私たちは、確かな羅針盤を掲げ、全体最適を図りながら、砥部町を力強く前に進めていかなければなりません。本町の根幹をなすビジョン、私はそれを、「人が集まる町」であるというふうに提示いたします。住むために、学ぶために、遊ぶために、そして働くために、人々がこの砥部の地に集う、この「住・学・遊・働」4項目を軸に、令和8年度の予算編成に取り組んでまいりました。第1に、住むために集まる施策として、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。中央公民館における子どもの居場所づくり事業の展開や、麻生小学校放課後児童クラブの増設、麻生保育所の環境改善を推進し、共働き世代が安心して子どもを育て、暮らし続けられる環境を整えてまいります。本町はベッドタウンとして栄えてきた歴史があります。もう一度、選ばれる町となるための施策を展開してまいります。第2に、学ぶために集まる教育環境の整備です。町内全公共施設の一括LED化によって生み出した財源を、学校体育館への空調整備設置に充当し、学びの質と安全性を向上させます。学校教育を取り巻く環境は多様化しております。

部活動の地域移行や不登校対策といった喫緊の課題に直面していると言わざるを得ません。教育委員会の体制を強化しながら連携を密にし、機動力を持って対応してまいります。加えて、松山南高校砥部分校の支援についても、県や関係機関と密接に連携し、地域に根差した教育の灯を守り抜く決意です。第3に、遊びに集まる仕掛けの構築です。来年、本町が誇る砥部焼は、磁器焼成250周年という節目を迎えます。この好機を逃さず、愛媛県が展開するアートベンチャーエヒメフェスやとべもりプラスとの連携を進化させ、交流人口の拡大を図ってまいります。陶石事業の課題を契機として、東京芸術大学をはじめとするステークホルダーと共に砥部焼の価値を再定義し、ブランド力の再評価へとつなげてまいります。また、国の先導的官民連携支援事業を活用し、文化の中心である大南地区の公共施設利活用や官民連携スキームの構築に着手しながら、滞在・消費型観光の可能性を模索してまいります。第4に、働くために集まるための基盤整備と企業誘致です。これまで課題であった都市計画について、15年以上更新されていなかった都市計画図を刷新し、まちづくりの橋頭堡（きょうとうほ）といたします。令和7年度の広田地域における公共施設バスツアーでは、民間企業から高い関心が寄せられました。公平公正な入札を前提としつつ、遊休公共施設を活用した企業誘致を戦略的に進め、地域に新たな雇用を生み出してまいります。これら、「住・遊・学・働」を実現する土台となるのは、安定した財政基盤です。徹底した歳出削減と公共施設の再編を進めるとともに、ふるさと納税の拡充による歳入強化を継続いたします。しかし、真に安定した財政とは、人が集まる町の実現の先にあるというふうに考えております。企業立地による固定資産税や法人税の増加、子育て世代の流入による住民税の維持を図りながら、町全体の価値の維持により税収を堅持することが、町の持続可能性、レジリエンスを高める方法であると考えております。各種施策が、このビジョンのもとで計画的に、そして適切に機能し、良質な循環を生み出し、50年先も持続可能な砥部町をつくっていきたいと気持ちを新たにしております。支出を削減しながら未来へ投資するという、一見、二律背反に見える、この困難な挑戦の先に、本町の未来があるというふうに考えております。就任後初となる当初予算の編成を経て、私が目指すまちづくりを本格的に進めてまいります。門田副町長、大江教育長をはじめ、職員の皆さんとともに、引き続き町長としての重責を果たしてまいります。議員の皆様、そして町民の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の町政運営に当たっての施政方針とさせていただきます。以上です。

○議長（東勝一） 以上で施政方針を終わります。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（東勝一） 日程第2、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をよろしく申し上げます。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発信してください。

それでは、質問を許します。9番原田公夫議員。

○議長（東勝一） 9番原田公夫議員。

○9番（原田公夫） 9番原田でございます。今回2問質問をさせていただきます。まず第1点目でございますが、生成AIの導入についてでございます。役所の仕事に生成AIの活用が広がっています。総務省が昨年6月に発表した資料では、生成AIを導入していた都道府県と政令指定都市は、2024年12月末現在で88%でした。導入した自治体では、「効果は絶大です」ということです。例えば、条件を指定し指示すると、生成AIは、ほんの数秒から数十秒で、過去のデータや指示内容を踏まえた素案を作ってくれるとのこと。それをもとに職員が議論できるので、大幅に業務が効率化されるとのこと。令和5年12月議会において、AIの活用状況について質問をしましたが、生成AIの利活用に向けた検討を行っているという答弁でした。先日、新聞やTVで、今治市役所の総合案内でAI案内端末を設置したということが報道されました。導入目的は、市民らの利便性向上のほか窓口の職員の補助ということで、AIに助けをもらいながら市民サービスの向上を図りたいということでした。本町の現状と導入について、どのように考えているのか、町長にお伺いします。2点目でございます。企業倒産の実態は。東京商工リサーチの発表では、2025年の倒産件数は前年より2.9%増の1万300件に上り、倒産の99.9%は中小企業で、「人手不足」関連の倒産は前年比35.9%増の397件に上っています。内訳は、「人件費高騰」が43.3%増の152件、「求人難」が135件、「従業員退職」が110件、「物価高」を要因とする倒産は前年より9.2%増の767件で、2022年以降、材料費の上昇につながる円安傾向が続いていることが背景にあります。産業別では、建設業が前年比4.6%増の2,014件でした。今後も人手不足とコスト増は続き、日本銀行の利上げで借入金利も上がり、倒産は今後も緩やかに増えていくとみられており、国、自治体による支援強化が必要と言われていています。この状況下で、介護事業者の倒産は176件、業種別では「訪問介護」が91件、デイサービスなどの「通所・短期入所」が45件、認知症グループホームなど「その他」が24件、「有料老人ホーム」が16件でした。少子高齢化社会が進み、介護事業者の役割は重要ですが、本町の現状と、このような状況を防ぐための手立てや具体的な取組について、町長にお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えいたします。初めに、生成AIの導入についてとの御質問ですが、本町におきましては、限られた人員で複雑化する行政課題に対応するため、デジタル技術の活用は不可欠であると認識をしております。このため、令和7年6月補正予算にて環境整備を行い、昨年12月より全庁的に生成AIの導入を開始いたしました。具体的には、Google Workspaceを基盤とし、Geminiによる文書作成支援や、NotebookLMによる膨大な資料の要約・分析など、既に実務において活用し、業務時間の短縮など、一定の効果が現れ始めているところでございます。原田議員御紹介の今治市の事例のような窓口対応への活用につきましては、現在、本町において進めて

おります窓口業務改革の中で、住民サービスの向上や待ち時間の短縮に資する有効な手段となりうるか、導入の可否を含めて検討してまいりたいと考えております。なお、運用に当たりましては、本町が策定した利用ガイドラインに基づき、個人情報や機密情報の入力を厳格に禁止するとともに、生成された内容につきましては、虚偽情報や著作権侵害等のリスクを防ぐため、必ず職員が目視による事実確認を行うことを義務づけております。このように、リスク管理を徹底した上で、デジタル技術を安定かつ効果的に活用し、効率的で持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。次に、2点目の企業倒産の実態はどの御質問ですが、原田議員の御指摘のとおり、2025年の最新データが示す倒産件数の増加、とりわけ介護業界における人材不足とコスト高騰の深刻化は、福祉基盤を揺るがす極めて重大な局面であると認識しております。本町の現状でございますが、現時点で物価高騰や人材確保難を起因とした倒産の事実は確認されておられません。しかしながら、各事業所とも運営実態は厳しいとお伺いしており、現に必要な介護職員が確保できないことを理由に、利用定員の縮小を行っている事例も発生しております。現在策定しております砥部町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画におきましては、本町の要支援・要介護認定者数は2040年にピークを迎えると推計されております。既に定員減という影響が出ている現状を踏まえますと、需要が最大化する2040年に向けて、介護基盤の維持は、さらに厳しさを増すものと予測されます。本町といたしましては、将来にわたり必要なサービスが提供できるよう、現場の声を集約する事業者ヒアリングを早急に実施し、次期「介護保険事業計画」へ反映させてまいります。また、国や県等の補助制度を活用した、介護人材の確保や経営支援など、介護基盤の維持・強化に向けた支援策を検討してまいります。以上で原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 自治体の活用事例として、挨拶文の作成とか議事録の要約、企画書案の作成とかメールの作成、議会の想定問答の文書の作成とか、いろいろ政策立案に関する取組とかに活用とか、いろいろ利用されておるようでございます。本町においても、先ほど答弁いただきましたように、令和7年補正で、昨年12月から実務で活用という御答弁いただきました。窓口業務改革で、今後今治市の例のようなものは検討していくという回答であったかと思えます。ちょうど1年前ですか、そういった政策を策定したり検索するような感じのAIを導入するという、予算300万弱ぐらいであったと思うんですが、多分そのことを言われているのではないかと思います。あと私、AIと生成AIの違いというところで、普通のAIであればそれをきちんとまとめて学習したものを分別、最適化検知していくとかいうようなこともございます。生成AIになると、また新しいアイデアを出したり、学習していいものを作っていくとか、画像の生成ができるとか、いろいろ出てくるんかと思えます。そういったことで、本日御答弁いただいた内容が生成AIが作ったデータをもとに作ったものかどうか、お伺いしたらと思えます。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの原田議員の御質問にお答えいたします。生成A Iで、今12月から起動しておりますが、政策とかに関しましては、過去のデータとか全て読み込んだものをA Iが分析して、学習して作るというシステムを導入しております。もうおっしゃられるとおり、A Iが考えて作り出すっていうのを使用しております。システム的には、そういった感じです。以上です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えします。付言をさせていただきますが、答弁のですね、草案の作成のところで活用している課がございます。ですがですね、その後、答弁の草案ができあがって、各課がある程度形を成型して、それを町長とヒアリングをして変えて、最終的には職員が判断して、答弁を作成しているという形になります。ですので、お答えといたしましては、一部に生成A Iを活用することが、今回の答弁の中でもさせていただいています。ですが、人間の目と、その作業をした上で、答弁としてお答えしているというのが回答でございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） ありがとうございます。国のデジタル庁が、本年から生成人工知能による国会答弁の作成を施行するというようなことでやっておりますが、こういったことで、活用を広げることで、国家公務員の長時間勤務解消につながるというようなことを言われております。そういった中で、業務にこういったものを使ってやっていくということは、非常に職員の労働緩和についても生きてくるのではないかとというふうに思います。ただ、私らとしましては、職員が多分端末で、目の前の端末で利用してやっておるのではないかとと思うんですが、議会サイドとしましては、タブレットでそれが利用できることは可能なのか、それとも、それとあと先ほど言ってましたように、職員が具体的にどのような利用の仕方をおるのかというあたりも、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（東勝一） 企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの原田議員さんの御質問にお答えいたします。まず議会のタブレットで使えるかというところにつきましては、システムの導入がタブレットとは結びついておりませんので、今現在は、タブレットで議員さんらがA Iシステム使用することは不可能です。もう1点、政策の関係になるんですけど、こちらの方は今現在もA Iを使って作成するように職員がしていますが、これも全てA Iに頼るっていうのは、なかなか難しいです。というのが、インターネットとの接続はまず許可せずに、個人情報とか保護した上での使用になりますので、こちらについては、今町で持ってるデータをA Iが読み取った結果を文書で作成するっていうところまでです。これは、はっきり言うと50%ぐらいのできでしかありません。あとはもう町の職員の、あと知識で変えていくっていうようなところで、今使用をしております。まだ今のところ50数システムしか役場の方、庁舎の方で導入しておりませんので、今あの試作段階ですので、4月以降は、また変わった新しい機能も追加される予定ではございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） ありがとうございます。総務省の25年版の情報通信白書の中では、こういった生成AIサービスを使ったことがあるというような質問に対しまして、全体としては若い年齢層には利用が多いが、高齢者は余り使わないというような状況が出ておるようでございます。で、その高齢者のところで言うと、自分の生活や業務に必要なとか、あと使い方がわからないとかいったようなところが40%程度あるようでございます。こういったことで、利用することによって、いろいろ業務が早く改善できるというようなことで、今後も導入に向けて前向きにやっていただきたいと思います。外国の例で言えば、この生成AI使っておるといのが中国が81%、アメリカが69%、ドイツが60%ということで、先進国はかなり利用しておるといようなところのようでございます。あと、最近AIを使って、高松市がAI電話対応というのを試行しておるようでございます。これは、土日や夜間でも専用回線に対応するといようなことで、住所変更手続とかAIで対応できない複雑なケースについては担当者に転送されるとか、閉庁時間中の場合は開庁時に問い合わせされるよう案内するとか、そういった導入をしておるようでございますが、この専用電話で対応できるのが100回線といようなことでございます。こういったAIを使った電話対応については、今後検討される予定がございませうでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えをいたします。そのあたりもですね、窓口業務改革であったり、職員のもですね、業務負担軽減というところで検討の中に入れていくべきだと思いますので、そこに関してもですね、しっかり併せて検討していきたいと思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） AIについては、前向きな答弁いただきましたので、早く進むようお願いしたいと思います。続きまして、2点目の企業倒産の実態についてでございますが、現時点では、そういったものは本町では見られないと。しかし、利用定員の縮小とかいのある一部では見受けられるといようなことを、先ほど言われておりました。時々そういった施設の車が走っておる後ろに、職員募集の案内がよく貼っております。いうことは、やはり人手不足ということが、一番の大きな問題であろうと思っております。また昨年ですか、26年度、一昨年でしたが介護報酬の引下げ、報酬の引下げがあったことも大きく影響しておるように思っております。その中で、政府が介護職員の賃上げ対策や26年度の介護報酬の臨時改定といった支援策を打ち出しておるようでございますが、既に体力が低下しておる事業者では効果がなかなか出ないんじゃないかと、未知数であるといようなことは言われております。その中で、介護職員1人当たり最大月1万9,000円の賃上げを実現する方針といようなことでございますが、民間企業といことですので、なかなか難しいとは思いますが、そういったところへの支援ですか、そういったものについては、今後何か考えられることございませうでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えをします。確かにですね、その介護事業所の皆さんの状況によってはですね、今後必要だと思いますが、まずやはり今の介護事業所の方がどういったお悩みを持たれているのかというヒアリングが、まず必要だというふうに思っています。先ほどの答弁に関してもお答えをしましたが、そこでしっかりとそのですね、必要性であったりニーズというものを勘案しながら、それに対する対応策はその後になってしまおうと思うんですけれども、検討をしていきたいなというふうに思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 事業者へのヒアリングの実施ということで対応していくという御答弁いただきました。その中で、厚生労働省が全ての介護事業者に対して、カスタマーハラスメントの対策を運営基準で義務づける方針を固めたというようなことが言われております。これは、全企業にカスハラ対策を義務化する関連法の成立を受けた対応ということでございますが、慢性的な人手不足の職員を保護して離職を防ぐ狙いと、介護現場では高齢者や家族による職員への暴言や過度な要求が問題になっており、ハラスメント対応の手引きも改訂するというようなことでございます。介護サービスの運営基準では、パワハラとセクハラの対策を義務づけてはおりますが、カスタマーハラスメントについては推奨でとどまっておるといようなことのようにございます。訪問介護職員の例について、利用者から受けるハラスメントの内容というのが介護労働安定センターの調査で出ておりましたが、その中で一番多いのが大声を発せられる、怒鳴られるというのが53%余り、個人の尊厳や人格を傷つけるようなことを言われるが33%余り、気に入っているホームヘルパー以外に批判的な言動をするというようなのが26%、必要もなく体を触られるというのが25%、適正な範囲を超えた理不尽なサービスを要求されるというのが24%程度ということでございます。こういったことで、介護職場におけるいろいろ大変な事情があるようでございますが、先ほど高齢者福祉計画とかそういったもので、2040年をめどに策定で対応していくというようなことでございますので、こういった事業者が倒産とか休廃業、解散とかにならないよう、引き続き福祉基盤の整備について御尽力いただきますようお願いいたします、質問を終わらせていただきます。

○議長（東勝一） 原田公夫議員の質問を終わります。4番高橋久美議員。

○4番（高橋久美） 4番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので2点質問させていただきます。1点目です。5歳児相談の取組を問う。1月30日付けで、古谷町長の施政方針が公表されました。その中に、円滑な就学を支援するため、町外の保育施設等に在籍する児童を対象とした「5歳児相談」を実施し、保護者へのアンケート結果に基づき、町公認心理師による個別発達相談や保健師による育児相談を行い、一人一人の状況に応じた支援につなげるとありました。私は以前より、厚生文教常任委員会や決算特別委員会などで、発達について不安のある5歳児の保護者を対象にした相談事業「5歳児検診」を行ってほしいと要望しておりましたが、保健センターでの「すくすく相談」等で対応できているという

ようなお答えでした。発達障がいとは日常の生活では分かりにくく、小学校など集団生活を通して気づくことが多いため、早期に発見して適切な支援につなげることが大切です。この「5歳児相談」の導入の経緯や取組のスケジュール、具体的内容、発達障がいと診断された場合の継続的な支援体制について、町長の御所見をお伺いいたします。2点目です。庁舎、公共施設のエレベーターに防災チェアの設置を。地震が起きたとき、多くの人々が日常的に利用するエレベーターにひとたび閉じ込められると、自力での脱出は困難です。南海トラフ地震では、全国で2万人以上が閉じ込められると想定されており、行政施設やマンションなどのエレベーターでは、近年、防災チェアの設置が進んでいます。通常エレベーターの隅に置かれている防災チェアには、飲料水、紙コップ、非常食、簡易トイレのキット、トイレットペーパーなどが入っています。座面を外すとトイレの便座代わりになったり、普段は高齢者などが腰かけられる椅子や荷物置きとしても機能します。役場庁舎や公共施設のエレベーターに、災害などで閉じ込められることに備えて、本町でも防災チェアを設置してはどうでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えいたします。1点目の5歳児相談の取組の経緯についてですが、これまで本町では、就学支援の一環として、発達障がいに関する専門員が巡回相談として学期ごとに保育施設等を訪問し、集団生活におけるお子様の様子を確認しながら施設及び保護者への支援を行っています。特に2学期には、小学校の特別支援コーディネーターも同席し、就学前から子どもたちの特性に応じた教育現場での受入れを検討できる体制を構築しております。しかしながら、町外の施設に通う児童については、この巡回相談の枠組みがなく、本町の支援の目が届きにくいという課題がございました。そこで、居住地や通園先に関わらず全てのお子様に必要な支援を届けるため、新たに5歳児相談を導入することといたしました。本事業の取組内容とスケジュールにつきましては、まず夏頃までに町外施設へ通う児童の御家庭へのアンケート調査を実施し、その結果に基づき、町公認心理士による発達相談や保健師による育児相談を実施いたします。さらに、発達状況に応じた支援内容を検討し、就学先での支援が必要な場合は、町内施設に通う児童と同様に、教育委員会が実施する教育相談を経て、学校へ引き継ぎます。なお、支援体制は、発達障がいの有無に関わらず、お子様の発達状況により療育等の福祉サービスの利用検討及び就学に向けた関係機関と情報共有を行い、お子様の成長に合わせて一人一人の育ちに寄り添った支援を継続してまいります。次に、2点目の庁舎、公共施設のエレベーターに防災チェアの設置をとの御要望ですが、役場庁舎をはじめ本町が有する公共施設のエレベーターにつきましては、地震の揺れ、初期微動を感知した際に、直ちに最寄りの階で自動停止し、扉を開いて利用者を避難させる地震時管制運転装置や、停電時においても、予備バッテリーにより自動的に最寄り階まで運行し扉を開放する停電時自動着床装置など、防災機能を備えております。従いまして、地震や停電によって長時間の閉じ込めが発生するリスクは、大幅に低減されているところではありますが、こうした機能を備えていても、閉じ込めが発生する可能性はあり、

南海トラフ地震等の大規模災害が予想される本県において、非常用物資の備蓄などの役割を有する防災チェアは、有効なツールの一つであると承知しております。ただし、庁舎等のエレベーターは、車椅子を御利用の方や救急搬送時のストレッチャーの利用も想定しており、限られたスペースの中に常時設置物を置くことは、バリアフリーや救助活動の妨げになる可能性も考慮しなければなりません。まず町が管理する公共施設のエレベーターについて、改めて安全機能と設置スペース、利用状況などを精査し、点検業者との相談の上で、防災チェアあるいは省スペース化できる防災キャビネットの導入を進めてまいります。以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 答弁ありがとうございます。1問目の質問ですが、1歳6か月検診と3歳6か月健診に加えて、発達障がい早期発見に有効な5歳児相談が加わることは、本町で子育てをする御家庭にとって、とても喜ばしいことだと感じております。5歳児の頃は、基本的な生活習慣が確立する頃でもありますし、社会性を身につける大切な時期です。子育て支援の一環であるとともに、就学期を迎える前に、5歳児の心身の成長発達を確認することで、町長の答弁にもございましたように、必要な支援や準備につながることができますね。言葉の発達や集団生活の不安など、オープンな情報が皆さんに行き渡れば、1人で抱え込まずに、子どもの持つ特性を生かしながら子育てができると、私も考えております。ここで質問なのですが、答弁で、学期ごとに訪問しておられて、2学期はコーディネーターさんと心理士さんなども関わって、個別に相談や対応ができるとありました。今回、町外の保育施設に通うお子さんがアンケートの対象というふうにちょっと受け取ったんですけれども、これは町外に通う方だけのアンケートで、町内施設に通うお子さんへのアンケートは同時には行われないうことなんですか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 高橋議員の御質問にお答えいたしますと、おっしゃるとおりですね、今回アンケート対象につきましてはですね、町外の施設を利用されてる、具体的に数字申し上げますとですね、大体全体が120人程度おりますが、25人程度が町外の保育施設、幼稚園に通われておられますから、その方を対象とさせていただくというものでございます。なおですね、なぜ町内の方にアンケートしないかっていうと、そもそも町内の子どもさんについてはですね、保育士さんからのいろいろな情報の提供を受けておりますから、十分なその情報が備わっているという状況でやらしていただいておりますので、このアンケートにつきましてはですね、町外はどういったお子さんかっていう素性さえ、まだ掴みきれてないというところで、アンケートでまずあぶりだすという形で、やらしていただいたらというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） アンケートのまだ内容はちょっとまだ伺ってはおりませんが、これ、アンケートを書くのは親御さんであったり保護者の方だと思うんですけれども、すごく保育

士の先生とか町の職員さんが見た観点よりは、親御さんが心配なこと、こういうことがあるけれどもどうなんだろうとかいうのが、具体的にアンケートの中に書き込まれて担当課に届くと思うんです。町内のお子さん、しない理由も今納得はしたんですけれども、保育士さんとかの情報があるからわかると言われてましたが、やはり親御さんから伝える機会っていうのが、なかなかないようにちょっと今感じたんですけれども、やはり町外の子どもさんと同じように、何か対応していくという趣旨の答弁があったと思うんですが、同じようにアンケートも町内の子に出していただいて、保育士さんが見落としていることとか、思い込んでいてこれは違うというけれども、親御さんとしたらこちらを見て欲しいっていうような思いが伝わるような内容のアンケートを、ちょっとしていただきたいなと今思ったんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるとおりですね、保育士さんであったりですね、担任の先生であったりほかの先生であったり、うちのその保健師さんなんか打ち明けられないっていう方も、言葉でですね、お伝えできないこともあるかもしれません。確かにおっしゃるとおりですね、そういったことを踏まえてですね、アンケートにつきましてはどういう形にするかっていうのはあれですけども、今後町内の方についてもですね、言えないことをちょっとここで伝えてねっていうような、そういう仕組みづくりっていうのも御提案いただきましたので、ちょっとそのあたりも含めてね、検討をさせていただいて、もう方向性としては一緒ですんで、早期に発見して解決していくっていうのが考え方ですんで、そういったところも含めて、今後やっていき方についてはですね、検討させていただいたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 専門の方が巡回訪問をすると先ほど言われたと思うんですが、町内の方、これ今後ですね、町外の施設、幼稚園とかなんですけれども、そちらの方にも出向いていくような、巡回訪問の予定はあるのでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおりですね、アンケートをまずさせていただきますして、ちょっとこれは確認した方がいいだろうということの方がいらっしゃいましたらですね、やはり健診っていうのも、集団行動でどういった子どもさんがされてるかっていうのが非常に大事な項目、判断材料になりますので、そういったケースについてはですね、こちらからせつかく施設に出向きましてですね、実際に子どもさんの集団行動での様子を確認をさせていただきながら、そのお子さんに応じたですね、対応をとっていくという形でやらさせていただいたらというふうに考えておりますんで、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） ありがとうございます。ぜひそのように対応していただければ嬉しい

です。また、共働きが今後増えていくと思うんですけれども、やはり通勤やお迎えの時間帯やサービスなどで、やはり町内よりは町外の施設、通勤の途中に預けられたり、お迎えに行ったりできるような、私立のなんか保育施設もなんか選択肢として考えられると思うので、これからやはり町外に通うお子さんの傾向性とか、そういうものも調べて、そういうアンケート等に反映していただければと思います。で、そのアンケート等で得られた情報なんですけど、保育施設や小中学校、ひいては高校までと受験なんかもあると思うんですけれども、情報を共有して引き継いでいくイメージをちょっと持ったんですが、これは、担当課も違うと思いますし、どのように管理をしていくのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 高橋議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおりですね、うちの方で把握しただけではもう意味がないわけで、その子どもさん一人一人の状況に応じてですね、療育が必要な場合はですね、福祉の担当課であったりとか相談員さんですよ、ペアレントメンターさんだとか、そういったところにつなげる。それで、ワンチームになってやっていくっていうところもありましょし、今後、将来的に本町の小学校を利用されるわけですから、教育委員会並びにですね、予定の小学校の先生なんかもですね、一緒に入った会っていうものを設けさせていただきながらですね、その個々にあったスタイルですね、情報共有を図っていくというふうにさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 町内には既に「ぷちすてっぷ」とか「ピアサポートこもればい広場」などの支援があると思うんですけれども、先進自治体としてちょっとホームページ見たんですが、伊予市とか鬼北町も5歳児健診を、相談かな、もう実施しています。特に伊予市には「こども家庭センター」があると思うんですが、すごく私の知人も熱心に活動されておられます。本町にもそのような施設があれば、一括してお子さんの悩みとか支援に対応できると思うんですけれども、なかなか1町で持つのは難しいのかなとは思いますが、課の再編をしたりとか、何かそのようなものを今後持っていく考えはあるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。なぜ、今この質問に対して、私が回答させていただくかっていうことなんですけれども、実は今、健診業務については保健センターが取扱いをしております。当然、児童福祉については、私どもやらしていただくんですけれども、今年4月、来年度からですね、子ども家庭センターを設置する予定でございます。その狙いといたしましてはですね、議員さんが先ほどおっしゃられたように、母子福祉と児童福祉、これを一体的に管理するということで、今年の4月からはですね、そういうセンターを設けさせていただいて、もうそれこそ出生から児童福祉の分野までですね、私どもが持つと。ですから情報はここで、うちの方で持たせていただきながら、またその中から関係機関、教育委員会であったり障害福祉であったりっていうところとの

連携を深めるような形でですね、4月からはやらせていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 思いがけずなんかいいお答えをいただいて、なんかすごくうれしく思いました。すごくそれで、これから砥部町に移住してこられる若い世代の方も、安心して来られるのではないかなと思ひまして、それもアピールポイントに加えていただけたらと思ひます。また、今LINEで「とことこ」っていう、なんかアプリでいろいろ管理されてるお子さんが多いと思うんですけども、やはりいろんな相談をですね、平日に、なんか役場に来られない共働きの保護者の方に向けた、オンラインの相談などがあつたらいいなというのを、ちょっと御要望いただけてるんですけども、そういう準備はされておりますでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおりですね、そういった、私個人の今の段階ではありますけれども、そういうLINEを使つていただいたりとかですね、なんか今SNSの時代でありますんで、それらを使ってですね、当然情報の提供もするし、情報をいただいてそういった相談いうことができないもんか、おっしゃるとおり「とことこ」、私もまだ見たことないんですけども、その中でですね、それらができるのであれば積極的にやらせていただけたらというふうには思つておりますので、ただ個人情報の問題もございましてね、その辺の規定とかクリアするんであれば、積極的にやっていきたいというふうには考えてます。以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 就学前のこの5歳児の相談で、いろいろ発達支援であるとか、あと、お子さんとしたのはグレーゾーンの方もいらっしゃると思うんですけども、グレーゾーンの方が多いような印象を持っています。これは、以前教育長より答弁いただいたことですが、支援員さんの配置は砥部町の場合制限なくとか、必要ならば十分に配置をするというお答えを以前いただいたと思うんですけども、これは、今後も変わりなくやっていかれますか。

○議長（東勝一） 大江教育長

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。はい、教育委員会といたしましてはですね、予算の折衝というのは当然ありますけれども、可能な限りですね、支援員の配置というものは、これからも続けていこうというふうには考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 支援員が必要と判断されたお子さんでも、先生との兼ね合いといひますか、先生が見れる範囲なのかどうかかわからないですけども、この子はいらぬいぬではないかというような判断をされた子も、ちょっと以前おられたんですね。ちょうど御相談を受け

たことがあるんですけども、やはり必要であれば、先生がいらないと言っても、その支援員さんをつけてくださるような対策というか、親もそれを望んでいるっていう場合ですけども、そういうものは学校との折衝といいますか、親御さんがなかなか先生に否定されると、大丈夫なのかなと不安を抱えながら6年間小学校を過ごすと思うんですけども、そのあたりの判断というか、教育委員会からの支援みたいなのはできますでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長

○教育長（大江章吾） 基本的には教育支援委員会というところで、その子どもさんの支援というものをですね、決定するといいますか、どういう支援がいいんだろうというふうなことをですね、決定をいたします。当然そこで、やはりその決定とそして保護者の方のですね、考え方がちょっと違うというようなケースもですね、当然ございます。そういった場合はですね、教育委員会としてもですね、やはり学校抜きでは考えられませんので、学校とそして保護者と、そして十分協議をしてですね、その子どもさんにとっていい支援の仕方っていうのをですね、考えていっているところでございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） よろしくお願いたします。私もとべっ子支縁倶楽部のボランティアとして、金曜日の放課後に3年生の算数の理解をサポートするわくわくクラブというので参加しています。やはり今の時期は、新年度から新3年生となる2年生も参加しているので、とても賑やかです。1年間それに関わりますと、その短い授業の中でも、子どもたちの変化や成長には、とても驚かされます。共に活動している退職された先生方や民生主任児童委員の方は、毎年度いろんなタイプの子どものさんいらっしゃるんですけども、以前先生らが現役であったころと全然指導の仕方が違うと、なかなか苦勞をされておりますけれども、工夫を凝らして頑張っておられます。やはりこの5歳児相談がきっかけとなって、子どもたちの学校生活や保護者に温かく寄り添う支援となるように要望して、1つ目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。では2つ目ですが、特に役場のエレベーターには、防災機能を備えているとお聞きしたんですけども、先日のニュースでもありましたように、スカイツリーのエレベーターの事故が報道されました。外部との連絡用の非常連絡装置が作動しなかったということで、事前の定期のメンテナンスでは異常がなかったと言われておりました。また、この同じエレベーターは2017年にも同じような事故を起こしておりました。この時の原因も不明のまま、こういう事故が起こったということも報道されておりましたので、やはりどんな備えがあったとしても、絶対安全とは言い切れないと思います。私もよく膝が悪いので、エレベーターを利用させていただくんですけども、なるほどエレベーター狭いですね。ですが、いろんな薄型タイプのもありますので、ぜひ町長の御答弁にありましたように機能的で、いろんな普段の作業とかいろんなものに邪魔にならないようなタイプのを、備えていただけたらと思います。あと点検とメンテナンスなんですけれども、ほかの公共施設、文化会館であったり中央公民館であったり、よく見れば結構エレベーターってあると思うんですが、幸いといたしますか、町内にはああいう高層ビルはありませんけれども、

やはり閉じ込めとなると、高いにしろ低いにしろやはりパニックになると思います。それで、メンテナンスもどういふふうに行われているのか、お教えいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。町内の公共施設ですね、エレベーターがついておりますのは、9施設10基でございます。内訳としましては、本庁舎、それから広田交流センター、砥部町の支援ハウス、それから総合福祉センターはらまち、伝産会館、文化会館、中央公民館に講堂と公民館の本棟と、それから砥部中学校と学校給食センター、この9施設になります。それぞれの施設の点検状況について、私が把握しておるわけではございませんが、法定のですね、点検の方をさせていただいておると思います。ちなみに庁舎であればですね、年4回の点検を受けておるという状況でございます。それを点検業者の方をお願いして、点検をしているという状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 年4回されているということで、ちょっと結構しばしばやっているのだなと思ってちょっと安心をいたしました。また防災訓練なんですけれども、やはりその閉じ込めを想定した、何か訓練も行ったらよいのではと、ちょっと今ふと思ったんですけれども、なかなかその閉じ込めた状態でどういふふうに出てくるかっていうのは難しいとは思いますが、やはり何事も想定しておれば何かのときに役立つと思うのですが、そういうのも何か入れていただけたらと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。そうですね、いろんな状況が考えられますので、当然総合防災訓練等においてですね、例えば庁舎のエレベーターが止まって、閉じ込めが発生したというような場合を想定した訓練も実施は可能だと思いますので、ただ、実際にエレベーターを止めて、そこに誰かを入れるという訓練はなかなか難しいと思いますけど、それを想定した訓練というのは実施可能ですので、これから取り入れていきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 先ほど、邪魔にならないキャビネットを設置していくかという、検討していくかという、そういうお答えをいただいたと思うんですけれども、ただその中に置いてあるだけでは、これは何やろうということで、なかなか町民の皆さんにも周知できないと思います。これも備えられた折には、やはり広報やいろんなホームページ等で、こういうことになった場合はこういうふうに出出できるとか、パニックにならずにできるというようなことも周知をしていただきながら、今後の対応に当たっていただきたいと思っております。国土交通省も2018年の大阪府の北部地震の教訓から、教室までの大気環境改善を目的に、こういうような設置増強を推進しています。なかなか狭いエレベーターであったり古いエレベーターであったり、対応は難しいとは思いますが、いろんな先ほどの施政方針演説に

もあったように、住みやすいまち砥部、やはり移住で一番に選ばれる町になるように、こういうところにも目を配っていけるというのもアピールにさせていただいて、頑張っていたきたいと思います。今回はたくさん前向きな答弁をいただきました。これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 高橋久美議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（東勝一） 再開します。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 15番三谷喜好でございます。先日の選挙の結果を、町長さん御批判されなかったのも、せん越でございますが選挙等について、全国町村議長会議員の18番目の年寄りでございますので、お元気になられた町長さん、いろいろと御答弁求めますけれども、よろしく願いをいたします。先日の選挙で積極財政をうたわれた高市政権、かなりの人数を集めました。めでたいのはめでたいのでございますけれども、積極財政の内容を見ますと25%は国政、いわゆる国債に依頼しております。私どもの家庭で言うならば、もらった給料の、あと25%銀行で借りて生活するようなものでございます。果たしてこれが積極財政なのかということと、今軍備の憲法改正をうたっております。1つは軍備強化、これから改正されると思います。御案内のように、議会の中であの大東亜戦争を経験しとるのは私だけです。だからあえて申し上げときます。今後これが徴兵制度に加わることはないように、あの砥部町でも空中戦がありましたんですよ、この障子山で。そして米軍は落下傘で降りました。日本の方は山へ落ちて亡くなったんです。その米軍を砥部の派出所へ連れてきておりました。縄でグルグル巻いて、それで、その米軍が持つとったんは何か言うたら、そんな時は知らなんだですけどブイ、海の上落ちて生活ができるブイ、ほいで私は後で知ったんですけど、銀紙を置いて、食べるもんをですね、そこにおった一般の人は、あれ毒が入るとんで、あれ飲んで死ぬるんですかと言いましたけれど、今考えてみたら、あれチョコレートだったんですよ。そのような状況の中で、その一本の弾が岩谷の歩きよる方の道路の前へ刺さったんです。やっぱり戦争は人ごとではない。これは、あえてここで申し上げ、今後気をつけていかなきゃならない。もう1つは、今アメリカであの大統領、気に入らなったら税金で、関税で、これが果たして民主主義の国家のやることかと。トップのすることか。あるいはCO2を減そうじゃないかと言よる時に、アメリカは化石燃料を使いなさいと、こういう国もあるわけです。そして我が国においては、先ほど申しましたように憲法改正、このようなことが、やっぱり大きく住民が気をつけなければいけない。今軍備の補強をされておりますけど、自衛隊の隊員が足りませんので、これは予測するのは失礼かもしれないけど、将来徴兵制度が徴発されるんじゃないか、これが一番怖いんです。戦争した経験のある私からは、年寄りが

ね、議場でこれを言うたこと、覚えといてください。絶対、戦争ぐらい惨めなものはありません。これだけは、50年議員さしてもらった私が、あるいはこの議場で最後になるかもしれませんが、一般質問の中で申し上げてましたことを心しておいて、今後参考にさせていただくのは幸せでございます。そういうような状況の中で、一方には、宗教団体の固定資産税の見直し等も言われておりますけれど、全部が全部反対するわけじゃございませんけど、かなり我々が監視していかなければならないと思います。あえて、町長さんがその選挙のあとのお話をしなかったので、私がするのはせん越じゃと思いましたが、お許しをいただきまして、そんな雑談を申し上げたわけでございます。そして、私の一般質問は、議決前に決定公表による議会の軽視についてお尋ねをいたします。広報とべ2月号の町長コラムにおいて、記念館の閉館等を決定しましたと、断定的に規定し全戸に配布しています。関連する条例改正や予算案は、これから始まる3月定例会で審議されるものであり、現時点では、あくまでも執行部の方針案に過ぎないです。さて、議会の議決を得る決定と公表するには、二元代表制における議会の存在意義を否定し、審議権を軽視するのではないのでしょうか。この点、町長にお尋ねをいたします。第2点、町財政の現状と今後の見通しについてでございます。昨今町長は、ことある会合におきまして、挨拶の中で、本町財政は大赤字と公言されていますが、これは単なる収支の赤字ではなく、町の稼ぐ力である財政力の低下の危機感だと受けとめていますが、実際、本町の財政指数は平成29年度の0.46をピークに年々下がり続け、直近では0.42まで低下しており、町の基礎体力が確実に弱まっております。単に厳しいと嘆くだけでは、状況は変わりません。この低下傾向に歯止めをかけ、財政力を改良されるためには、町長は具体的にどのような方策をお考えか、お知らせいただきたいと思っております。3番目、砥部焼焼成250年についてお尋ねをいたします。私は、50年前に砥部焼焼成200年祭の事業の際にもこの場にいましたので、当時は町と窯元が一体となり、砥部焼をさらに盛り上げようと、熱気そして窯元からの行政に対する期待や要望が、それこそ怒号が飛ぶほどの熱量で寄せられていました。しかし、砥部焼焼成250年という大きな節目に、令和9年度に控えた今、現場からそのような熱い期待は聞こえておりません。無関心かのような静けさがあり、そう感じるのは私だけでしょうか。この違いは何なのか。私は、行政が財政再建や施設統合といった数字ばかりを見て、現場の心から離れてしまっているんじゃないかと危惧しております。町長は、どのようにお感じでしょうか、御所見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えします。1点目の議決前の決定公表による議会軽視についてとの御指摘ですが、もちろん行政財産としての目的を廃する廃止条例など、議会の議決をいただくことにより、法的な効力を有するものになると理解をしております。その上で、公共施設の在り方については、持続可能なまちづくりを目指す中で、避けては通れない問題として、就任前から問題提起し、就任以降もあらゆる可能性を模索してまいりました。今回、広報へのコラムや報道発表において、公共施設再編を「決定」と表現したこと

は、言葉足らずで誤解を招く表現であったかも知れませんが、私は、町長としてのこれらの方針を決定し、議会に対し条例の改廃、予算の提案をするという意図をもって掲載させていただいたものでございます。議会に対しまして、適宜町としての考え方、方針についてはお伝えをさせていただいており、議会を軽視するつもりは毛頭ございません。当然のことながら議決権は議会が有するものであり、今後御提案させていただく議案に関しましては、議員お一人お一人の判断に従い、賛否を決していただければと思います。次に、町の財政の現状と今後の見通しについての御質問ですが、議員御指摘のとおり、本町の財政力指数がピークの時の0.46から0.42まで低下している現状は、単なる数値の変動ではなく、町が自律的に行政サービスを維持するための基礎体力が弱まっている証明であり、執行部としても極めて重く受け止めており、将来にわたって持続可能な財政基盤を築くために、これまで取り組んできた歳出削減に加え、歳入確保に構造転換していく必要性があります。したがって、今後本町はポテンシャルを最大限に引き出し、税収等の自主財源を増やすための施策を、最優先事項として取り組んでまいります。具体的な方策といたしましては、大きく2つの柱を掲げております。第1の柱は、産業基盤の強化による安定財源の確保です。本町は松山市に隣接し、国道33号線が縦貫する交通の要衝ですが、この地理的優位性を生かし、沿線地域や適地への戦略的な企業誘致を推進するとともに、既存の商工業や農業につきましても高付加価値化への支援を強化し、事業者の収益力向上を通じた税収増を図ってまいります。第2の柱は、地域資源の産業化と交流人口の経済効果への転換です。本町には、250年の歴史を誇る伝統的工芸品「砥部焼」や県立とべ動物園、えひめこどもの城といった、県内でも屈指の強力なコンテンツが存在します。しかしながら、これまでは各施設が点として存在し、町内経済への波及効果が不十分であったというふうに考えております。今後は、これらを面として捉え、観光客が町内の飲食店や窯元、直売所等を周遊し、滞在時間を延ばすための仕組みを強化いたします。通過型から滞在・消費型への転換を図り、町内にお金が落ちる循環を作るとともに、ふるさと納税につきましても、返礼品の磨き上げによる寄附額の増大を目指してまいります。人口減少社会において稼ぐ力をつけることは容易ではありませんが、全庁一丸となって、民間活力の導入や広域連携も含めたあらゆる可能性を追求し、持続可能で強靱な財政基盤を築き上げてまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。最後に3点目の砥部焼焼成250周年について熱量が高まっていないのではという御提言をいただきました。現在、砥部焼業界においては、昨年発生した陶石の出荷停止という産地の存立を揺るがす事態に対し、最優先課題として取り組んでいるところです。この問題に対し、しっかりと対処しない限り、記念ムードも本格的には高まっていかないものと受け止めております。私も、砥部焼業界、愛媛県と共に、この陶石問題の早期解決に向け、かなりの頻度で対話を重ねております。また、並行して250周年記念事業実行委員会を組織し、記念事業についての検討も進めております。非常に困難な状況ではありますが、この危機を業界と共に乗り越え、大きな節目を迎えられるよう、より一層丁寧に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上で三谷議

員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） ただいま御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。本題とちょっとずれるかもしれませんが、関連がございますので、若干お時間をいただきましたと思います。議会を軽視して、これは、将来において議員が決議することであると、言葉足らずという言葉を使いました。残念です。正直申し上げますが、議会の議員の根幹に関わることです。後で、次の財政問題のところでも触れますけれど、こんな簡単なもんじゃないですね。私はそう思いますよ。そして、坂村真民記念館ができた、あの周辺が開発された、私も議員でございましたし、ちょうど庁舎が移転する時に、あこへ伝統産業会館を誘致するために、松崎町長、当時私も議長をしておりまして、陳情に行きました。東京都の通産省行きまして、当時の西田代議士と一緒に行きまして、全国で7か所しか毎年できないと。来年度は四国では徳島の後藤田先生とことがあるんで、この後藤田先生とこと争うのは無理やと思うということをおっしゃって、ああほんなら無理かなということ、西田代議士が後藤田さんに直に言いに行ったんですね。僕はいいから、じゃあ西田君とこ、愛媛でやってもらいなさいと言うて、できたんが伝統産業会館です。これだって町はね、移転するためにはどれほど努力したか。そして、その旧砥部町が寂れちゃいけないちゅうことで、つくられた商工会館もできてました。そして、坂村真民記念館、この当時、今日も来といでる中村町長、かなり努力されましたよ。私も建設委員長でございました。なるほど私は監査委員という立場から見たら、この数字はほっとけんですよね。でも、方法があるんじゃないかと。流動人口の中で、砥部町で黒字になつとる場所があるでしょ。町長、御存じですか。流動人口で利益を上げとるとこ、わかりますか。とべの館ですよ。あのとべの館の利益を、とべ温泉につぎ込みよったんですよ。しかし、これも赤字が増えるから駄目だということで、ああいうふうに第三者に依頼したんですね。ですから、私も今申し上げましたように、あの伝統産業会館をつくる時に、当時の中村町長、イエローハットの社長から大学の学長に、いろんな方に本当に本業を伏せて、あの人、町長の間人関係をして集めたお金でございます。それが約5,000万集まったんです。こういう苦勞をされたのに、私は敬意を表します。何とか継続したいな。いわゆる今流動人口の中で、とべの館は利益上げておりますが、そのお金を使うことも、いつまでもじゃなくて、それ決して悪いこっちゃないということをお尋ねしたいんで、もう1回そこで本題から外れますけど、社会教育課長、町長でもいいですが、今ね、坂村真民記念館でかなり人が来よんですよ。ほて、昨日も長野県から3人来られとんです。私調べたんじゃないです、たまたま歩きよって、お尋ねしたんですけどね。今来よる人がどういうことを言よるか、聞いてみてください。そしてもう1つ、参考になるかならんか知りませんが、内子町の稲本町長、桜祭やイベントがあるときには、ネクタイをせずに普通の農家のような恰好して、ずっと来ておるお客さんがどういうことを言よるか聞きよるんですね。ほんで私が、町長今日は、と言うたらこうにしましてね、やっぱり現場を見て、現場がどういうことをあれしとるかいうことを、やっぱり尋ねて聞いてみていただ

くってということも大事やないか。そして先ほど、次にも触れますけれど、やっぱり流動人口による利益っちゅうのは、捨てがたいんですね。坂村真民先生ところ、年間幾らかいうことに関連する、そういうのも大事ですが、そのいわゆる流動人口の中のお金を使っていくれる、やっぱこういうもん総合的に判断をしなければならないと思っております。長々と私見を述べましたけれど、要するにこれについては、私は賛成しがたいということだけは申し上げときます。以上でございます。第2点いきます。町財政の現状について、町長いろいろ言われましたが、要するに町長、今までの起債に対してね、言われとんでしょ。赤字が今後払っていくためには、あの起債があったためにということは、まず第1点お考えになつとるんじゃないかと思えますな。ならば、私は起債については全面的に賛成しておりますもんですから、責任がございます。そこで町長、お尋ねしますが、現在砥部町で起債の残高は、御存じですよ。言いましょうか、わからんのやったら。いや、いい、もういい、わからんのやったら。でね、その起債の残高の中にある合併債、これの性質を、町長、どう理解しておりますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。合併特例債に対する理解ということが御質問だと理解をしました。充当率に関しても非常にいい起債であるというふうに思っています。20年前の合併に際しまして、その合併を促進することを目的とした、そういった事業債であり、合併した各自治体がそれを活用して、様々な事業を行ってきたというところでございます。それがもう概括される場所ではございますけれども、その期間の変更等あったというものであるというふうに私は解しております。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） まことに残念でございますけれども、私が聞きたいのは、合併債で起こしました、その合併債になんぼの補助金、いわゆる交付金の見返りがございますという数字が欲しかったんですが。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） お答えをします。充当率が100%の、交付税措置が70%あるものです。はい。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） そのとおりでございますが、じゃあ町長、赤字の原因はやっぱりこういう起債が原因だと、もちろんそういうんじゃないかなら、そういうことは言えませんからね。いろいろ起債があります。一般会計の起債があります。農村もあります。公共下水道もあります。各々の起債の残高、アバウトでいいですから言ってみてください。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 御質問にお答えをします。6年度末の残高がおおよそ154億円、これはですね、一般会計、特別会計含む、その起債の残高でございます。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） そのとおりですがね、その中で合併債に占める割合、これが約 30 件本県で発生しておりますね。調べよると時間かかりますんで、申し上げますか。合併債でね、残っとるのは 48 億 9,066 万です。残高が 35 万 3,713 万 8,780 円。公共下水道の起債が 3 億 8,389 万 4,793 円。水道は 17 億 9,161 万 3,349 円、農集が 8 億 8,617 万 7,500 円。この数字ですね、これは払っていかんといかんのです、今後。違いますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 議員の御質問にお答えをしますが、起債に関してはですね、交付税措置があっても、基本的に払い続けるものですので、返すものです。はい。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 結局ね、私が心配するのは、当然行政に関わるもの心配するのは、あの夕張市、例がございますね。起こした起債は、30 万の人口の折、起債を起こしました。支払が始まる時は 1 万 5,000 に減ったんですよ。今 6,000 切っとるでしょうが。これじゃ財政破綻しますよ。一番大事なことは、この計画立てとるでしょ、これホームページに出ておりますけどね、御覧になったことないですか、砥部町が出しとることですよ。これ、よそが出しとんじゃないですよ。お気づきにならないのやったらですね、私が 100 歳まで生きたとして、令和 19 年までのチェックしとるんですけどね、決して無理な起債の返還じゃないと思います。そこで先ほど町長、るる御説明をされました。2 点ほど挙げられておりました。私の書き違いかもしれませんが、第 1 次産業の基盤の強化、基盤強化による安定財源の確保、2 点目が地域資源の産業化と交流人口の経済効果の転換期いう、あれを挙げておいでたようでございます。じゃあこれをすぐやる言うたってね、すぐお金は沸いてこないんです。で、あえて提案したいと思うのは、私も 2 年前に愛媛県の議長会の会長さしてもらいまして、いわゆる原価方式で歳費を上げてくれということを前町長にお願いをいたしましたら、町長、気持ちよく聞いてくれて、本町の佐川町長にお願いして、議長が審議会に入らせてくれということをお願いしたら、よろしいと、これも愛媛県で初めてでございます。ただし、私の方は皆さんの、審議員さんの顔を知っとるんで、圧力になったらいけないということで、リモートでやらしてもらいました。朝令暮改のようなこと申し上げますけど、急いでお金が必要ならば、議員の歳費の凍結も考えられますし、これは議会で決めることでございます。で、町長、今ね、自治体の中でトップが歳費を、給料を下げとるところがあるん御存じですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。コロナ禍を契機に、松前町が一部、首長の給与に関しては減額、あるいはその私もつまびらかではないんですが、をしている状況だっというのは知っています。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） でね、町長、あえて私からどうこうは言いませんけれど、物のついていうとあれですけど申し上げますが、砥部町は、愛媛県下の中で、いわゆる財政指数の順位っていうのは 9 番目ですね。これ、市も入れまして、じゃあ町村では 3 番目なんです。

そして、一番いいのがもちろん松前町でございますけれど、松前町が0.67、伊方町が0.60、我が砥部町は0.42だと。その一番いい財政の町の町長がね、コロナ禍に減額したんならば、私は、自らがこれをやるということもやぶさかじゃないんじゃないかということと、今御案内のように一般財源、町民税が入ってきますね。あの町民税も、固定資産税が約9億円、そして世帯が9,000ですから、約一世帯10万円ですよ。もちろん町外の人もしらっしゃいますよ。それで、約10万円の固定資産税をいただいております。これを手っ取り早くやるのも、歳入を増やす1つの方法じゃないか。今あなたが幾ら払っとるか存じませんが、私は人並みに払ってもらってるし、この議員の中にもほとんどの方が固定資産税払っておると思います。そんなことを提案して、いわゆるこの今後起こる財政危機に備えて、早めから蓄えていくという提案はいかがでございますでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 2つ御質問いただいたと理解をしました。まず1つはですね、その歳費であったり首長の収入のところ、そして2つ目が固定資産税についての可能性でございますけれども、まず、あえて2つ目からお答えをしますが、おっしゃるとおりです。本当に固定資産税というのは、この基礎自治体において占める税収の割合、非常に多いものです。ですからですね、その企業誘致に関しましても、砥部町は法人税よりは実は固定資産税の方がメリットがあると見込んでですね、そこを積極的に進めていきたいなというふうに思っております。ですので、そこに関しては施政方針でも一部お伝えをさせていただきましたが、しっかりとやっていこうというふうに思っております。そしてですね、1つ目のところでございますけれども、まず積極的な御提案をいただきありがとうございます。お答えに入る前にですね、本町の財政の状況を短期・長期の観点からですね、少し御説明をさせていただければと思います。まず短期的なところでございます。実質単年度収支の赤字体質というのはですね、砥部町の広報紙でもあげさせていただいております。それによる基金というものが減少して、このままの財政状況が続いていくと、数年後にはもしかすると財政調整基金が枯渇する可能性があるというところがございます。じゃあその財政調整基金が枯渇しても、特定基金があるじゃないかということがあるんですけれども、それもですね、砥部町は継続的に切り崩しを行ってきたので、自治体の中では、この基金の総額というのは、実際規模にもよるんですけれども、現在下から3番目という、そういった状況でございます。そしてですね、長期的な観点ですと公共施設、インフラの更新というのが控えております。起債のところで言うと、こっからもしかすると増えていくかもしれない。それはですね、下水道の新設をまだまだ行っていく計画を砥部町は有しております。これからも継続的にコストがかかります。しかしながら、一方で高度経済成長期に建築されたインフラ・橋梁あるいは道路あるいは学校施設等の更新が控えているだけでなくですね、砥部町が保有・管理している浄化槽の更新についても、実はまだ未着手になっております。こういったですね、将来的に見える範囲のものだけでも多額の財源が必要な状況であると。しかも先ほど三谷議員もおっしゃいましたけれども、少子高齢化で、ここから税収を何とか維持しないといけないという

フェーズの中で、義務的経費も扶助費も上がっていく中で、それらの支出を出さないといけない状況を迎えるというのが、長期的な課題でございます。まとめるとですね、更なる支出の増加や財政の硬直化を迎える局面において、必要な住民サービスを維持しながらも、公共施設やインフラの更新を実施する体制を整えていくことが、砥部町の長期的な課題であるというふうに私は理解をしています。このような状況を踏まえまして、三谷議員の御質問に対する答弁でありますけれども、確かに給料というものはですね、短期的な課題に一定程度ですね、資するかもしれませんが、長期の問題を解決するものにはなりません。またですね、この根本的な問題の解決には資しないと私は理解しています。また、諸処の改革を行っていく中でも、やはり人件費というものは、最後のとりでのような要素を有するものだというふうに理解しております。では、この長期的な観点をどういうふうに乗越えるか、私は財政構造という言葉を使います。投資の言葉ではポートフォリオという言葉も使ったりはするんですけれども、この転換が不可欠です。1例でいうと公共施設です。公共施設をつくることによって、人件費、維持費、光熱費、更新費、公債費など、様々な支出が発生し、長期的に継続的な財政の重しとなります。これらを見直しスリム化することで、砥部町としても定常的な重し、支出が減った状態になっていく。砥部町の定常的な支出が減った状態を獲得することができる。そして、ソフト事業を初めとする比較的容易な支出に転換ができるわけです。これは、あくまで公共施設を1例としてきましたけれども、財政構造の変化、そしてポートフォリオの転換を図っていくことで、本町の持続可能性を獲得していくという考え方が、現在の本町の財政においては、何よりも必要であるというふうに考えております。ただ、三谷議員の御質問、御提案に関しましては、審議権、そして議決権を有している議員というお立場として、厳しい財政状況に理解を示しながら、議会のこれからと、これからのあり方に関しても一石を投じる力強い御提案であるというふうに理解をいたしました。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） あの、町長さんさんね、あなたの言うことは理解できます。ほして、縮小したい、儉約するもんは儉約しよう、理解できます。では、町民に辛抱せいというんならば、我々も身を切る改革せんといかんのじゃないでしょうかね。それを言いたかったんです。これは、町も議員もこれだけやっとならよと、職員じゃないですよ、町のあれがやっとならよとというふうに、町民の方も理解していただけたと思います。そしてもう1つ、これだけは、私はもう議員しよって言うまいかと思ったんですけれども、実は今からその時の町長さんが中村町長さん、農林省行きましたね、そんな時に5億円、調子ダムの残がありました。その利息は6%です。一般の人の利息が0コンマ23 じゃったんですね。農林省行きました、前町長の佐川さんの親戚の方が、スガタさんという方が農林省で局長をされておりました。アポなしに、忘れませんが7月24日、東京都で一番暑かった日に行きました。そして入りましたら、アポなしですから、もう20人からおる中で、受付の方がアポ取ってますか言うて、いや取っとりません、私砥部町から来ましたというのが局長が聞こえて、入ってもらいなさいと言うたんですね。ありがたいことですよ。それで、そこで私は、今の6%のこれが

大変なんだと言うたら、わかったと、次長室行きなさいということで、次長室行って担当者を呼んでくれ、そして局長も一緒の中で、これはできんかと、してあげてくれと言うて、局長が言うたんですね。それでできたのが、いわゆる金利息は6%の5億円ですから、毎年3,000万もかかりよったんです。それを帰って、こうこうで、時の副町長和田さんに言うたら、三谷さん嘘じゃって言うたんです。そんなに国が、償還金これは毎年返してもらう条件でやっとするのに、ありえんと言うたんです。じゃあ副町長、30分後見よってくださいと。農林省からファクスで、係長の名刺2つつけてファックスが来たんです。そして私は、これは選挙でも何にも運動した時言いませんけれど、2、3人の方は知っていただいておりますが、これだけ町の負担も減った、農家の負担も減ったんですよ。わかるでしょ。5%を1%にした、金利ですよ。やっぱりこういうふうに、それによって、私は自慢するんじゃないんですけど、農林省に、全体に800億円の返還金を認めました。農家がこれで助かったんですね。やっぱり町長、そういうあれで、これからも中央で、やっぱりあなたのようにいろいろレベルの高い方は、かなり知っといでましょし、そういう方にお知恵をいただいても結構ですし、もうあらゆるものの、町長というのは、それはもう覚せい剤なんかはいけませんけどね、やっぱり利用して、利用するいうか協力していただいでできると思うんですが。最高学歴によってね、頭もいいし、私らとは違うんですからね。まあ、そこらを利用していただくようにして、ますます砥部町の、やっぱり財政に関わることでございます。もう1つ申し上げましたら、私たちはね、今、先日板柳町いうとこ、青森県から来たんですね、そこはりんごの産地、私とこはみかんの産地です。それでお話をして、今、数名で若干交流してます。できれば砥部焼まつりにも現地のりんごを出したいという希望が、また砥部焼もそこ行って売りたい、そういう関係を築いていきよんです。もう畳の目ぐらいの行動かしれませんが、やっぱりそれが将来ね、砥部焼の発展にもなるし、みかんのあれにもなる、それが所得の向上になるんじゃないかと。本当に小さいことですよ、もうお考えになることですが、そういうふう努力してるいうことだけ、お伝えしておきます。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 最後のところが、私は質問であるというふうに理解をさせていただきました。そのですね、議会の発信の交流というものはですね、ぜひ議会の皆様からしっかりとつないでいっていただくことがですね、砥部町にとっても有益であると思いますので、その努力を期待をさせていただきます。砥部焼まつり等はですね、実行委員会形式でございますので、そのあたりについてもですね、議員の皆様のお御尽力が必要になるところだと思っておりますが、何か御相談させていただければと思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 最後の250年祭についてでございますが、実は私も副議長で、ちょっとそんな時も町長も会があるんで、議長と町長がおらん時に、副議長と助役とが一緒に砥部焼まつり、今のようにまつりじゃないんで、4月23日が陶祖祭でやりよったんですね。ほて、そこへ来て、来賓で来て、行きまして、私も若い頃ですから、若干飲めましたもんですから、

あんまりの熱量が高いので、うっかりその場で、本当に反省しとんですけど、「おー50 万ぐらいはだそうじゃないか」とやりましてね。それが、議会が決めたもんでもない、町長が決めたもんでもないことをやったんで、これ大失敗をしたんですけど、時の町長、おまえに恥をかすわけにいかんけん 50 万出そうということで、盛り上がって成功したわけでございます。あの時はね、本当、小窯、小さい窯、家庭でやりよる小窯と言いますけどね、あの小窯の人らに会うと「おい 200 年祭頼むぞ」と、これが、全然今の雰囲気と違うんですね。ほて、燃えました町内は、商工会を中心にしてね。あんなに燃えるような人を私は見ておりますから、ぜひ燃える、いわゆる砥部焼の 250 年祭、これ釈迦に説法ですが、実は町長、砥部には 2 万年前に、もう住居があるんですよ。住居跡があるんです。ですから本当は私はね、これ、学術的なあれで言いませんけどね、砥部っちゅうのは、焼所と書きよったんですね。焼き物するところというので、焼所、部が所、それで砥部、砥山の砥じゃなくて、それが音読の意味でなったんじゃないかと。ほて、松がたくさんありましたんですが、その松は 50 年したら変わるんで、移動して窯ができたんです。いやもっと時代はね、奥に変えるんじゃないかと、個人的な感想を持っております。要望したいことは、どうか 200 年祭に勝るとも劣らないような、町あげてやっていきたいと、そのように私は思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。以上。

○議長（東勝一） 以上でよろしいですか。

○15 番（三谷喜好） はい。

○議長（東勝一） 最後に質問ですか。

○15 番（三谷喜好） ほうよ。それ待ちよるんよ。

○議長（東勝一） 250 周年に向けてのことですか。

○15 番（三谷喜好） はい。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。250 周年、本当に今、砥部焼の陶石、砥部焼の危機ではなく、砥部焼のまずアイデンティティの危機を迎えているというふうに理解をしております。250 年前の陶石のくずを使うことによって始まった砥部焼のアイデンティティの危機です。そういったことを、まず私たちとしても何とかできないかということをするのが、まず 1 つであるというふうに考えております。ですが、私はこの危機というものは、決してピンチだけではないというふうに思っております。このピンチをチャンスに生かす、変えるべく、そして、この幸いなことに、陶石問題が契機にですね、本当に多くの方が砥部焼っていうものに関心を持っていただいている、何とかしないといけないであったり、じゃあ砥部焼っていうものは、果たして何をもって砥部焼とするのかという、そういう建設的な議論もですね、組合の中で起こっているというふうに聞いています。ですから、施政方針でも申し上げましたように、砥部焼を再評価する、もう一度考え直す、そういったきっかけになるような取組をしていきたいなというふうに思っております。先日も県のアートベンチャーエヒメフェスのつながりで、県の、東京芸術大学の日比野学長の縁があ

って、天草に行くことができました。産地の交流も進んでいます。そういった200年祭とはまた違った思考のですね、イベントをできればというふうに思っておりますので、ぜひその際にはですね、議員の皆様からも熱い思いをですね、お届けいただければと思います。御協力を改めてお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） ただいま陶石のことについてお話がございましたが、あえて申し上げますけれど、答弁要りませんよ、御答弁要りませんから。あこだけに固定するんじゃないで、これは答弁求めると面倒になりますからね、やっぱりほかもね、ポーリングするというのも1つの方法。あえて提言しときます。答弁要りません。以上、ありがとうございました。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前 11 時 38 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（東勝一） 再開します。13番佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 13番佐々木隆雄でございます。三谷議員同様、私も町長が冒頭に今回の衆議院の選挙の結果を受けて、何か言われるのかなというふうに期待はしておったんですけども、残念ながら触れませんでした。せん越ながら、私のこの衆議院選挙を見ての感想を少し最初に述べさせていただきたいと思います。なにぶんにも316議席という圧倒的な議席を占めた自民党なんですけど、とりわけ選挙区のところでの、自民党候補の得票率というのは42.9%でした。で、その42.9%の得票率に対して、議席を締めたのは86%という、そういう数字が出たわけですね。前から問題にはなっておりましたが、やはり小選区挙制ってのは死票がたくさん出てきて、いろんな意見が抹殺されるんだというふうなことで、やっぱり選挙制度についても考え直すことが必要じゃないかと、この間ずっと言われておりますが、いかんせん今回、過去かつてない大量得票を得た高市首相は、三谷議員も触れましたが、どんどんと右傾化していき、本当に徴兵制にまでいくんじゃないかというふうな心配まで出されるようになってきているというふうなことで、それについては、私も本当にもっと日本人は、将来のことも踏まえて考えていく必要があるんじゃないかなというふうなことを思いました。そんなことを最初に触れさせていただきます。それから右傾化の話をしましたけど、ちょうど4年前に、私この議場で、ロシアがウクライナ侵攻したというふうなことを受けて、町議会でも遺憾の決議をし、意を表すような決議を上げませんかというふうなことを呼びかけまして、その時最終日には、皆さんの協力も得まして、ウクライナ侵攻に対する決議を上げました。また先日の臨時会、6日の日にも、ちょうどアメリカがベネズエラのところに軍事的な、経済的な介入を行ったというふうなことで、それに対して強く抗議する決議も上げることができました。このように砥部町議会は、平和を皆さんと一緒に守っていこう、そして伝産会

館にある「生命の碧い星」、あるいは世界に向けて、砥部町が平和を発信してるんだというふうな文言も、あの決議の中にも入れておりますが、本当に平和については、熱心に取り組んでる町です、議会だと思えます。これからもぜひ、そういった平和の問題については、皆さん方と一緒に様々な形で取り組んでいきたい、そのようなことについても併せて思いましたので、冒頭に触れさせていただきました。令和8年度の施政方針に関して、簡単に感想を述べさせていただきます。「やすらぎ」「はぐくみ」「いろどり」「かいてき」、将来像実現に向けた4つの要素ということで、予算概要も含めて、職員の方の努力に本当に敬意を表したいと思えます。大変わかりやすいものになってるかと思います。個々の中身につきましては、今後開かれます予算特別委員会で、また折に触れ、いろいろと意見は述べさせていただきたいというふうに思えます。なおこれは、町長に一言だけお願いしておきたいんですが、せっかくこのように、砥部のマークをブランド化したバッジも私どももいただいております。ユニフォームやいろいろな文書にも、このマークが使われているんですけども、残念ながら町長は、このバッジをつけておられないと。やはりそういう意味でですね、そういうバッジもつけて、いろんなところにも行っていただき、砥部町のアピールをしていただきたいなというふうなことを、最初の感想として述べさせていただきます。それでは、この「文化と心がふれあうまち」いうことで、4つの大きな項目に分割されて出されておりますが、その中で、私は「かいてき」という項目のところで2点、それから「はぐくみ」のところで1点、合計3点の質問を用意いたしました。「かいてき4」の「本町の暮らしの利便性を高め、都市機能としての基盤強化を図る快適」、そこの最初の丸のところで、「快適な住民生活を支える社会基盤の実現」という項目中にありました。現在、自治会への未加入者や脱会などが大きな問題と、課題となっております。集会所の新築及び改修工事に対し補助を行い、地域の重要な活動拠点を整備することにより、地域コミュニティの活性を図るというふうな表現がありますが、集会所の整備にとどまらず、具体的な活用方法も含めたアドバイス等も必要ではないでしょうか。また、ごみ出しに関するトラブルも多く、その解決についても具体的な対応策の提示も必要ではないでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。それから2番目のところは、同じく「かいてき4」の「人々の生活を守るために、持続可能な行財政運営に実現」の項目というのがあります。ここで、町職員のことに関して聞きたいと思えます。町職員一人一人の意欲を最大限に引き出すため、勤務時間の柔軟な選択などの働き方改革、挑戦と成果、キャリアを正当に評価する人事制度の早期導入を目指し、調査・研究に着手するとあります。現在のある人事制度と、どのように違うんででしょうか。併せて来年度、女性管理職の登用計画や令和6年度の決算概要に触れられておりましたが、障がい者雇用が町長部局で法定雇用率、基準人数とも下回っており、障がい者雇用の取組を強化する必要があるというふうに表示されておりました。今後どちらかが満たされるというふうな計画になっているのでしょうか。町長の考えをお尋ねいたします。3点目は「はぐくみ」のところで、「未来を担う人が育ち、生涯にわたり学びがいがあがる育み」ではのところで、学校給食に関して表現がありました。御存じのように、2026年度から小学校の給食費が無償化されます。砥部町でも

以前にも、給食費の無償化の話は、私も何回かさせていただきましたが、今回小学校だけでなく、併せて中学校も実施してはいかがでしょうか。教育長の考えをお尋ねします。以上3点、町の将来像に関する町長の施政方針に基づいての質問といたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。初めに、地域コミュニティ活性化の具体策の提示についての御質問ですが、毎年4月の区長会におきまして、集会所の改修や備品購入だけでなく、宝くじ助成制度を活用した防災設備の整備や伝統文化を継承するためのお神輿の購入など、地域活動の幅を広げることができる補助・支援制度などの紹介を行っております。また昨年「広報とべ」において、各自治会の独自の取組を紹介する連載も開始いたしました。ほかの地域の先進的な事例を可視化することで、各自治会が自律的に活動内容をアップデートできるよう、ソフト面での情報提供に努めております。今後は単なる施設の維持管理にとどまらず、世代を超えた交流や防災力向上に資する活用方法などについて、自治会に寄り添った助言や好事例の横展開を図ってまいりたいと考えております。ごみ出しに関する対応につきましては、昨年12月に区長会長より提出された要望書を受け、町としての指針を回答させていただきました。行政による積極的な仲介と調整、トラブルが発生した際、自治会のみで解決を委ねるのではなく、町が介在し地域の実情を精査した上で、双方の納得が得られる解決策を講じてまいります。転入者や自治会未加入者に対しては、ゴミステーションの維持・管理は各自治会によって支えられているという実態を丁寧に説明し、制度の理解を深めることで、協力関係に基づく自治会加入を強力に促してまいります。住民自治組織である自治会は、行政の手が届かない細やかな支え合いを担う安全・安心の要だと理解をしております。価値観が多様化した現代において、これまでの慣習に依存するだけでなく、時代の変化に即した柔軟な自治運営が求められています。本町といたしましても、住民の皆様が「この地域に住んでよかった」と実感できる、持続可能な地域コミュニティの構築に全力を注いでまいりたいと考えております。次に、2点目の町職員の人事についての御質問ですが、私は、町長に就任以降、職員の皆さんと個別で面談する機会を設けていただきました。一人当たり30分程度の時間でありましたが、職員の皆さんは、町のため町民の方々のためという意識を共有しつつ、職務に対する姿勢や働き方に関する要望など、多様な考え方を持たれているんだと実感いたしました。ワーク・ライフ・バランスとも言いますが、本人の適性、子育てや介護などの家庭環境により、仕事と生活のいずれかに比重を置き、どう両立を図っていくかは人それぞれです。そうした中で、現在の人事制度では、就業時間の柔軟性、社会人採用者の経験値の反映、昇格などへの人事評価の運用面で課題があるのではないかと考えています。具体的には、勤務時間の繰上げ・繰下げ、新たな休暇制度の導入、既存の人事評価制度の見直しなどが挙げられますが、これらについて、令和8年度に調査・研究を行い、基礎自治体である本町の特性と規模に応じた職場環境の充実を図ってまいりたいと考えております。次に、令和8年度の女性管理職の登用については、人事異動に係るものであり、この場で言及することはできませんが、女性管理職の登用について定

めた砥部町特定事業主行動計画における、幼稚園、保育所及びこども園を除く管理的地位に占める女性職員の割合を15%以上とする目標は、引き続き達成できるものと考えております。さらに女性職員の管理職登用が進むよう、業務改善や研修などを通じた意識改革を図ってまいります。また、障がい者雇用については、今年度1名の増員を図りましたが、引き続き基準を下回る状況となっております。現在、職務の洗い出しを進めているところであり、なるべく早期に基準が達成できるよう努めてまいります。なお、3点目の給食費中学校までの無償化をとの御質問に関しては、この後、教育長が答弁いたします。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。給食費中学校までの無償化をとの御質問でございますが、給食費の保護者負担に関してましては、物価高騰により令和6年度に値上げをいたしました。その後も物価高騰が続き、令和8年度にも値上げが必要な状況となっております。6年度の値上げ分につきましては、町が負担をしておりますけれども、8年度の値上げに伴いまして、保護者にも幾分か負担をしていただかなければならないのかなというふうに考えております。そのような状況の中で、給食費の無償化につきましては、御承知のとおり令和8年度から国の交付金を受けて、まずは小学校の無償化を実施したいと考えております。中学校につきましては、国の方針として、小学校の無償化後速やかに実現するとしておりますので、それに併せて実施することが望ましいと考えております。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） まず1点目なんですけども、特に区長会から出されてる要望書の回答についてというのを、私も同じ原町の区長さんから話があって、見せていただいておりますので、それを御承知おきください。この中には3点ほど質問があって、自治会活動推進交付金の増額についてということもあって、こちらの方には、行って対応もしたいというふうなこともあるんですけども、とりあえずはですね、私、特にこのゴミステーションのところで、いろいろ考えないといけないのかなというふうに思います。よく聞く話が、その当番もしない、出すだけは出すんだというふうなことで、そういうトラブルがたくさんあるというふうなお話を聞きます。あるテレビ番組見てまして、コメンテーターが、このごみ問題を取り扱う中でですね、今言った状態がいろんなところで起きてるけど、例えばゴミステーション税のようなものをね、条例で設置して、で、それ全員から負担してもらおうと。その代わり自治会に入ってる人達には、先ほどの交付金の中に含めていいと思うんですけども、ゴミステーション利用に関する、町からの逆に交付金みたいな形で返せば、そういう意味ではその不公平感っていうのはなくなるなというふうな、そんなのを見て、なるほどそういう考え方もあるんだなと思ってたんですけども、たまたまちょうどそういういろいろ対応のお話、町長もされましたんですが、もうその意思疎通だけでは難しい部分が、やっぱり今ごみ問題ではあるかと思ひましてね、そういう意味では例えですが、今言ったような、みんなから一度、

名目はそういうことで集めておいて、実際に加入してる人たちには自治会単位でお返しするみたいなことをすれば、不公平感というのはね、なくなるなというふうに思うんですね。だから1つの方法として、ちょっと考えてみていただければと思うんですが、いかがでしょうか、町長。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをします。確かに、自治体が独自の課税をすることができるというのは、法律、地方自治法においてですね、保障されているところです。自治体によっては、都市計画税であったりあるいは観光税なども、最近の潮流としてあるわけですけども、その制度自体はあるというところがございますが、皆さんからですね、一律にお金を徴収させていただくということの、その難しさについても、佐々木隆雄議員もですね、十分に御理解をいただけるところではないかなというふうに思います。一度、どういった制度設計になるのかというのは、検討はいたしますが、その難しさの方が、今日の答弁の中では、私は感じるところです。ただ一方ですね、ゴミステーションの問題は、確かに大きな課題になっている区もあれば、課題になっていない区もあるわけです。というのは、もう40を超える自治会のその組織の濃淡であったり、参加されている方の考え方、あるいは区のルールっていうものが千差万別、40者それぞれあるわけです。そういった中で、これまで少しでもゴミステーションの問題でしんどいと思ってたところを、自治会とね、当該の方の対応を少しでも町が入っていくということは、これまでに、正直なかったアプローチじゃないかなと。確かに衝撃的な変化ではないかもしれませんが、これが、町政として大きな変化の一步だと、私は捉えています。確かに区長会の答弁、回答の中では、そのあたりを、なんて言うんでしょうか、くみ取っていただけないところ、難しさがあったんですが、本町としては大きな考え方の転換であると、ポジティブに捉えておりますので、そのあたりをですね、御承知おきいただければと思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 今回は、町の方もですね、自治会がなくなるとどうなるのだとか、自治会に加入してくださいというようなチラシなんかも作られ、また、その区長会のメンバーの皆さんから、ここは手直しして欲しいだとかいうことで、手直しをしてもらいましたというふうなことも、お聞きしております。だからそういう意味では、今町長の答弁の中にあつたように、従来は、町はほとんどもう自治会で解決してくださいみたいに言っていたのが、ちゃんと受けとめてね、対応しようというふうに姿勢が変わってきてるのは、大いに評価したいと思います。だから、そういった意味では、私の今の1つの提案ではあるんですけども、いろんなね、温度差もありますでしょうし、いずれにしましても、これからも引き続き自治会を活発にさせるためにはどうしたらいいんだろうという、議員はそういう話はですね、議員も含めて大いに活発に議論しながら展開していく必要があるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。2点目のところに移りますが、なかなか人事評価制度というのは、本当に難しいもんだとは思っています。私も民間で長い間勤めておりまして、

管理職もやらせていただいたんですけども、やはり何が一番難しかったかというところ、その上司と部下の関係で、上司の求める部下の育成度、それから部下がこうなりたい、ああなりたいと思ってることに対する上司の評価がうまく合うか合わないか、これがもう決定的にやっぱ違ってくるんじゃないかと思うんですね。やっぱり上司が、もう業績ばっかり追っかけると、業績についてしかの評価がされないと、普段の何とか努力して頑張ってるという姿も一切無視されてしまうんだと、極端な例ですけどもそんなことがあるかと思うと、成績はどうでもいいやと、お前は朝早くから来て夜遅くまで頑張ってるなということに、ほだされる上司を見るとかですね、そうなってくると、評価制度そのものが上司の個人的なね、感覚で決まってしまうと、もうこれ、一番部下にとってはつらいことですから。そういう意味では、誰がどの部署でいても部下を評価するには、こういう基準がやっぱり必要なんだということが、本当に大事だと思うんですけど。ですから、そういうふうなことが今回の人事制度、またこれから調査研究だというふうに言われましたんですけども、今までやってきたこの教育制度、それで人事評価制度について、さらに良くしていこうということですので、大いにこれは進めていっていただいて、職員の皆さんが上司が変わってもね、それぞれの部下への評価はやっぱ変わらんのだというふうな、そういう職場にしていって欲しいなというふうに思います。先ほどの答弁の中では、障がい者の方の数字が、まだやはり1名増で基準に満たないということではあるんですけども、今後いつぐらいをめどにお考えなんでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。現在のですよね、砥部町の町長部局における必要な障がい者雇用数というのが7人となっております。それに対して、現状砥部町で雇用できておる人数が5人ということで、現時点で2人足りないというような状況になっておるんですが、これが、令和9年度にはまた1人増えましてですね、8人必要ということですので、2年後にはですね、3人の雇用が必要という状況になってきます。ただ、やみくもに雇用すればいいわけではありません。その障がいをお持ちの方ができる仕事というのが、砥部町の中にあるのかどうかということで、今業務の洗い出しをしているところでございます。現在も各課のですね、様々な障がい者の方でもできる業務というのを持ち寄って、今2人の方が各課の様々な業務をしてもらっておるところなんですけど、さらにその業務を増やすであるとか、出先機関の方でできる仕事を増やすであるとか、そういったことをですね、今やっておるところでございます。なるべく早くということは申し上げておきますが、いつまでにできるという確約の方はですね、ちょっと今の段階ではできかねますので、申し訳ありませんが、御理解をいただけたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） なるだけ早く進めていただければと思います。あともう1点、町長の答弁の中に、女性の登用の件で15%という数字が示されたんですけども、ちょっと理解しづらいんですが、根拠なりどういうことで、その15%という数字になっているのかをお示しただけですか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。現在ですね、この女性管理職の目標について定めた計画特定事業主行動計画というのがございますが、これを策定した時がですね、令和2年度でございます。直近のですね、平成31年4月1日現在、この時点です、一般行政事務職の管理的地位、課長級・課長補佐級、こちらの人数に占める女性職員の割合が6.8%ございました。それをですね、当初は令和6年度までの計画の中で、10%以上に引き上げようという目標を設定して、令和6年度時点において、その目標は達成できておまして、さらに1年延長という形で、今この特定事業主行動計画ができておりますけども、この時点で、7年度の目標を15%以上というふうに設定をいたしております。現時点で、その15%以上という数字はクリアできてるという状況でございます。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 男女という言い方が、最近の風潮からはひょっとしたら許されないかもしれませんが、便宜的に男女というふうに言わせていただきます。職員の数そのものは、ほぼ同数ぐらいなんでしょうかね。そういう意味でいくと、もっともっと女性のね、幹部登用率というのがどんどん高くなっていくことが、やっぱり本来の姿ではあるなというふうに思います。そういう意味では、つくったときの話もそうなんでしょうけども、もっとその15%じゃなくて、高い高い数字を掲げるということもやっぱり必要じゃないかなと思うんですが、改めてその辺についてはどうお考えですか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） お答えさせていただきます。今回の計画というのが、ちょうど令和7年度、終期を迎えます。今後また令和8年度からですね、新たな計画というものを定めるようになると思いますが、当然その段階ではですね、15%という数字ではなくて、5年後、6年後にもっと大きな数字になるような目標の設定はしたいと思います。その中で今現在、専門員級の職員の方が課長補佐、課長というふうに上がっていきますので、その階層におけるですね、男女の比率というのは確認させていただく必要がありますし、これまでは課長や課長補佐級にはなりたくないというような女性職員もいたかもしれません。そのあたりの意識改革というのはですね、研修等を通じてやっていって、まずは今現在、課長補佐級の昇格試験やっておりますけども、この試験を受けていただけるという職員を増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 人事評価制度をさらによくするし、今のような課長の答弁にもあったように、女性職員の登用もどんどん進んでくるというふうなことで、この「かいてき」に当たる部分の質問については、終わらせていただきます。あと、教育長にお尋ねしますが、県内の市町村の実情というのは、把握はされてますですか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。愛媛県内

で、中学校の方の給食費の無償化の状況ということでございますけれども、ここ最近の新聞で拝見した中では、四国中央市と本日から昨日か伊方町とか、そういう形で何箇所かの自治体の実施をしていきたいというふうな考えを示しているのは確認をしております。従来、松前町については無償化の方をしているところもございまして、他の自治体でもやっているとところもあります。正確に何自治体という数字については、申し訳ありませんが把握の方はできておりませんので、答弁の方としては差し控えの方させていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 今日、伊方町がというふうな報道ありましたですね。私もずっと最近の新聞見てましたら、西条市、宇和島市、それから久万高原町は出たかどうかは聞いてはないんですが、直接、久万の方からそんな話をお聞きしました。そういったところでは、中学校まで無償化をしますよと。新居浜市は、なんか380円の内80円を市が負担しますよと。八幡浜市は不足分を負担しますと。東温市は、なんか15円の値上げ分があるんだけど、それを市の方で負担しますというようなことを、私の知った限りでは、それぐらいなことではございました。もちろんこれはね、もう以前から出てますように、基本的には国がもう全国一律にやるべきだということが当たり前だと思うんですけども、それができていないと。それができていない中でも、もう既に国がこういう方針を出す前に、30%以上の自治体で給食費の無償化が実現していたというふうなこともありましたので、とりわけ国待ちということではなくって、町でも金額的な概算を出してるかと思うんですけども、改めて検討をしていただきたいなと思います。ちなみに、中学生まで負担ということになると、どれぐらいの額になると試算されてるんでしょうか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。令和8年度におけます当初予算における中学校の生徒に係る給食費でございますけれども、こちらについては、3,573万900円の方を予定をさせていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13（佐々木隆雄） 小学校、中学校合わせると、だいたい1億ということですよ。今、国会で予算の審議が始まりましたんですが、実際どうなるかわかりませんが、冒頭にも言いましたんですが、数の力をもとにどんどん軍事費を増大していこうと、片方では、もう社会保障なんかはどんどん切り捨てられていくんじゃないかと思われるような言動なんかも見られます。そういった意味では、この砥部町のかじ取りも、町長以下職員の皆さんにとっても、本当に大変なことになってこようかと思いますが、今日町長が述べられました、この4つの目標に沿ってですね、これからも町政が健全に進んでまいりますように、そして、また私も議員も力一杯検討をし、皆さん方と議論をしていきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。14番西岡利昌議員。

○14番（西岡利昌） 14番西岡利昌でございます。2問質問をいたします。まず第1問、苗木の提供又は補助についてお尋ねします。近年ですね、温暖化による気候変動により、渇水リスクが高まっています。特に、本町で心配されるのは、異常乾燥による山林火災・渇水時期の水不足であります。将来にわたり安定した水を供給することは、最重要課題となります。それらへの対策としては、水を確保する手段には、地下井戸増設や農業用ダム建設などが考えられます。多額の費用が必要となります。コンクリートによるダムは、巨額のコストや環境負荷、そして、その維持管理にも限界があると考えられます。そこで、自然の力で対応するため、水源涵養林による森林の土壌が持つ保水能力を活用した緑のダムを造ることです。担当課からの周知などにより、放棄林や伐採後に樹木を植える場合、保水力が高く、かつ山林火災の延焼防止に効果ある苗木の提供又は補助することができないか、町長の御所見をお伺いします。続きまして第2問でございます。町の活性化についてお尋ねをいたします。無駄をなくし限られた財源を有効に使うことは、たいへんすばらしいことと考えています。しかし、それだけでは人口減少が進む中、持続可能で安心安全な町を、将来の子どもたちにつないでいくことはできません。財源の確保が重要なことは言うまでもありませんが、事業の選択と集中、努力と挑戦が重要となります。そこで、団体・企業等に呼びかけ、資金とノウハウを持ち寄り、麻生地域に大規模な道の駅を建設し、特産品の販売や宣伝を行うことで、町の活性化を図ることにつながるのではないかと思います。町長の御所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 西岡議員の御質問にお答えします。初めに、苗木の提供又は補助についてですが、まず、水源涵養の観点で申し上げますと、本町の人工林に植生している杉・ヒノキも一定の保水力があることから、あえて別の樹種への植え替えを促すことは考えておりません。人工林の計画的な間伐を推進することにより、樹木の根が発達するとともに、下草が成長して水分を保持しやすくなることから、森林の水源涵養機能を十分高めていると判断しております。次に、山林火災の延焼防止の観点で申し上げますと、御提案の延焼防止に効果のある苗木は、将来の収益が見込めない常緑の広葉樹にする必要があるため、林家の皆様にお薦めはできないと考えております。山林火災の対策としては、林野火災注意報・警報発令時に行う注意喚起等を徹底してまいりたいと考えております。続いて、2点目の町の活性化について、麻生地区への道の駅建設の御提案ですが、民間資金とノウハウを活用するPFI方式などは、公共サービスの質を維持しつつ財政負担を抑える有効な手段の一つとして認識しております。しかし、PFI方式で大規模施設を建設した場合であっても、運営段階でのサービス購入料や維持管理費など、長期にわたる一定の財政支出は避けられません。限られた財源の中で、将来世代に過度な負担を強いることのないよう、慎重な検証が必要であると考えております。また、以前にもお答えさせていただきましたとおり、本町においては、大規模な開発が即座に可能なまとまった公有地や平地が不足している状況にあります。仮にその

ような適地が確保できた場合には、議員御提案の大規模な道の駅という選択肢に加え、継続的な雇用創出と税収増に直結する企業誘致など、どの事業が最も町の未来に資するかを、総合的に判断してまいりたいと思います。努力と挑戦の精神を大切にし、民間の知恵をお借りした、地域の魅力を発信する仕組みづくりについては、今後も積極的に調査・研究を進めてまいります。以上で面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（西岡利昌） 今町長は、もう森林は十分行き届いて問題ないんだと、もう渇水時期にも、水が十分よそになかってもあるんだというような、誤解するような言い方なんです、そういうことですか、全くそれでいいんですね。高尾田地区に地下井戸がありますね、それで、多分砥部町の飲料水は賄っておると思われますけれどもですね、やはりそれとか、人工的なダムを作るっていうような、松山市なら石手川ダムがありますね、そういうものだけではですね、将来非常に気候変動で間伐なども起こりますのでですね、自然の力もお借りをしてということは、そういうふうにもうちょっと一歩踏み込んでいただいでですね、やっぱそういう涵養林とか防火林的なものはですね、もうちょっと熱心にやられた方がいいと思うんですが、そこら辺、もう全く十分だということですか。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 面岡議員の御質問にお答えいたします。まず今の施策で十分かどうかという問いに対してなんですが、まず水源涵養については、我々執行部が目的としている緑のダムというのは、全く議員と同じ考えです。ただ、それに至るための手段が異なるという意味での答弁でした。議員御提案の保水性のいい、例えば広葉樹の苗木に植え替えたかどうかという御提案に対しては、先ほど町長の答弁のとおり、現在の針葉樹、杉・ヒノキでも十分賄っているということで、これに関しては、林野庁の団体や社団法人などのデータで明らかになっております。針葉樹の保水力も広葉樹と比較して遜色ないというデータがございますので、具体的に申し上げますと、社団法人全国林業改良普及協会のデータによりますと、水が染み込む力、浸透能と言うんですけれども、針葉樹林では平均1時間当たり246ミリ、広葉樹林は1時間当たり272ミリ、これは不公平なデータでして、針葉樹の方は平均30年生の木を基にしたデータで、広葉樹は約100年の木を基にしたデータですので、同じ林齢ですと、ほぼ遜色はないかと思えます。次に火災予防についてなんですが、こちらも同じく議員御提案の防火力のある木に、樹脂に植え替えたかどうかという考え方もあるんですが、一番懸念する事項としては、そういう広葉樹に植え替えると、林家さんの収益がなくなってしまう、また減少してしまうことを懸念しておりますので、同じ目的達成するために、砥部町ではそういうことよりも、山林火災の予防に努めるということを中心に置いております。実際に、今年の1月1日から施行された新しい注意報や警報が、先月の1月にはかなり頻繁に放送などで流れておりまして、それに対しても、住民はかなり反応を示しておりますことから、十分効果があるんだと思います。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） えーとですね、ちょっと分けて考えましょう。杉とかヒノキ、針葉樹ですね、これは非常に道路の、もう行き届いて、経済効果とか目的が違いますから、そういうところは、もう当然針葉樹を植えていいんですよ。私が言うのは、やっぱり山の、そういう経済効果のある、そういう建築材なんかの出すのには、大変難しいよというようなところへですね、広葉樹、森林浴とか人間にもやさしいし、そういうもんを植えていくようなことを、課長さんは見えていただいていますね、山のとっぺんのところへ杉やヒノキを植えたってですね、それを出すのにも、非常に費用もかかりますし、もうそういうところへ植えたら、今花粉症も流行っておりますから、もうそんなにやはりね、ないんで不足しとるなら植えないかんですよ、じゃなかったら、そういうとこをしてくださいますよと言ってるんですね、どこもかも切って、広葉樹に植え替えてくださいということは言っていない。そういった火事なんかの場合ですね、防火林・防風林とかあるでしょ、帯状にですね、そういうへき地の方の差し支えない人家の近くとかいうところは、非常に防火力はあるんですよ。イチョウとかね、そういう木、ここに書いてはあるんじゃないけど、まあいいでしょう。いろいろ種類があるんです、燃えにくい木というのは。そういうのを植えるように、ちゃんと課長が見えていただいて、もうここら辺は、杉やヒノキを植えてもいかんし、なんかこういうもんもそういうことを考えてますか。苗木でそういう援助するよとか、補助を少しでもするから考えませんかという、そこら辺をちょっと説明してください。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 御質問にお答えします。今面岡議員がおっしゃっていることは、通常の造林事業を搬出間伐とは別に、御存じのとおり、砥部町では森林環境譲与税を活用した保育間伐、切捨間伐によって、まず第一段階として山の整備を行っております。これは、中長期的に見て最終的にどうするかということが問題となるんですが、議員のおっしゃるとおり、放置林を手入れして経済性が見込めるところは搬出間伐につなげようとしております。一方で、おっしゃるとおり山の上の方で、作業道も抜きにくいような経済性効率性が見込めないような山は、環境林といって針葉樹と広葉樹の混交林にしようとしております。その手法としては、最終的に干ばつ何回か行っても木が太らないというような木で、さらに道も抜けにくいような場所は、共同間伐といって40%以上の木を伐採して、ひのひかりが当たり易くいたします。その上で、第1に目標とするのは天然更新で、自然と鳥のふんとか中に入ってくる種が実生となって、そこから広葉樹が生えてくるようなこととか、実際に議員が御提案のように、広葉樹の苗木を植えるようなことも考えられます。それは、ただ今すぐというわけではございませんで、現在の森林環境譲与税の事業がある程度、あと10年で終わるんですけども、それ以後に、その山の状況がどうなっているかで判断させていただきます。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） そうですね、山の状況がどうなっているかで判断されるということですが、そういうところへの補助をするんですか、しないんですかということをもっと明

快に答えてください。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） お答えいたします。先ほどの答弁でお答えした森林環境譲与税を活用した事業というのは、補助というよりも砥部町の直営事業ですので、砥部町の判断で実際に苗木を植栽するということが考えられます。それは、また10年後、15年後の話ですので、今すぐその確約というのはできかねますが、方向性としてはそのとおりだと思います。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 町で考えられるということですが、そういうふうに5年後とかね、10年後で云々言われるけども、それだけ10年経ったら、かなり木は太りますからね、もうそういうことは許される、多額の費用がいるようなことから始めるんじゃないんですね、少ない金額からでも、そういう気持ちはあるよ、やるよという、そういう姿勢があるんかどうかということ、町長お尋ねしたいんですが。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。その苗木の提供等についてはですね、現況の林家の方々をお願いをしている事業との整合性を鑑みまして、今すぐに行くということは考えておりません。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 放置林とかですね、もういらん、いらんから町へでも寄附したいとかいうような、そういう山林も多いんじゃないかなと思うんですよ。そういうところは、どういうふうに考えられてるんですか。放置林とかね、いりませんよというようなところ、今すぐ言うてね、気候変動は待ってくれませんかよ。これは、早急にそういう対応もそんなに大したことじゃないですから、ダムを造るとかじゃない、そんな大した費用じゃないんですから、そういう気持ちがあるんかどうかというの、誰にお伺いしましょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えします。まず、前提の山林等が不要になった方の寄附の受付はですね、それは、やはり難しいというふうに考えています。その平米数を考えたときに、とんでもない、もう皆さんも十分に御理解いただいていると思うんですけど、とんでもない面積になってしまいます。それを、残念ながら、砥部町で引き受けてというのは、そして、それを管理するっていうのは、砥部町の、その現在の財政もそうですし、状況としては私は不可能だというふうに思っています。ですので、その山林に関して、寄附を受け付け、しかもそれを砥部町が管理するというのは、私は、もう現実、可能性は限りなくないんじゃないかなというふうに思っています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 補足して御説明いたします。放置林を今後どうするかという問いに対してなんですが、先ほどの話に戻るんですけれども、現在、砥部町が進めております森

林環境譲与税を活用した保育間伐、切捨間伐なんです、これは町内の放置林が対象です。砥部町に約 6,900 ヘクタールの森林があって、そのうち約 3,000 ヘクタールが放置林です。その放置林は、主に旧砥部町に集中して存在しています。それを今、上尾峠の方から順に 1 年当たり 25 から 30 ヘクタールずつ間伐、切捨間伐をしております、つまり、放置林の手入れは、今行っている途中です。その結果、最終的にどうなるかというのが、先ほど申し上げた、10 年後程度を見据えて、伐採した後その山がどうなるかっていうことを確認させていただいて、その後、針葉樹と広葉樹の混交林になるか、または搬出が可能な経営林になるかということをお判断させていただきます。以上です。

○議長（東勝一） 西岡議員。

○14 番（西岡利昌） えらい誤解されとるんじゃないかなと思うんですよ。私、広いもう相当な量をせいというんではないんですよ。できるところから少しずつ、千里の道も一歩からという感じですね、少しずつしていったらどうですかということをお提案しとるんですけど、何か全体的にすぐにせないかん、そういうことは不可能だという、頭からそういう固定観念をされてるようなんですが、私はそういうことは言っていないです。できるところから、例えばですね、山林火災があったらですね、家の近くとかそういうところには、そういう防火対応という、燃えにくいイチョウの木とかいうのをある程度の幅で植えたらどうですかと、山林火災いうたら大変ですから、見てもわかるでしょ、消防署の人が行ったって山の上なんか大変なんです、ましてやねえ、自治体の消防ヘリとか最終的には自衛隊に要請するとかいうようなことを見たときにですね、そういうことを町としてできるところからやるというの、そんな反対ですか、どんなんですか、もう少し説明してください。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 御質問にお答えします。西岡議員のおっしゃるそのちょっとしたというのが、定義がよくわからないんですが、新たな防火力のあるような苗木を植えるために、一定の面積は必要でして、苗木を植えるためには、今ある木を伐採する必要があると思います。伐採というのは経費がかかります。なので、木を伐採するタイミングというのは二通りあって、現在経営林で全伐をして、約年間 1 ヘクタール前後やってるんですけども、杉・ヒノキの全伐をした後に、杉・ヒノキの苗木を植えるというパターン。これは、今回西岡議員のおっしゃる趣旨からは外れます。もう 1 つのパターンは、繰り返して恐縮なんです、森林環境譲与税で間伐というのやってるんですけども、間伐の場合は、その隙間に苗木を植えることはできません。譲与税の事業で、要するにまとまった面積、ちょっとでもいいんですけど、完全に全部切ってしまうということはやっておりませんので、それは、何度も繰り返して申し訳ないんですけども、今後 10 年後程度を見据えた上で、その山をどうするか判断させていただいて、必要なところがあれば広葉樹に植え替えということも考えられるかもしれませんが、ですので、その町がちょっとしたところを植え替えるという発想のためには、まずその山主さん、山林所有者さんが全伐したいという動機が必要ですから、現在その適地はございませんので、今すぐどうこうというのはできません。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（西岡利昌） えーとですね、全部全伐するとかどうじゃなしにですね、混交林いうて、針葉樹と広葉樹を混ぜて植えるというような方法もありますから。粗に間伐したところへ広葉樹を植える、根の張り方も違いますから。直行で、ぐっごぼうみたいに張るんですけど、平らに伸びるんとかあるんで、その混ぜた方が山に強いし、いろいろなメリットがあるんですよ。そういうことを私はしますよというような人には、そういうことを補助してあげて、立派な涵養林なりですね、もうかりになるようなことを考えていった方が、お金がいるいうても、火事なんかいって消防団員さん、自衛隊とかヘリコプターにはいらんのですか。あれは、費用は実際払わなくていいんですか。どうかは、私はわかりませんが、いずれにせよ国の損失にはなりますよ。あれ、大きな、何日間も燃え続けて、ヘリコプターで水をまいたりする、そういうことをですね、そういうふう自然の力の防火林で燃えにくい、ある程度一定の幅を少しずつ植えていってもらって、自然で止めるようなことも考えられた方が、私はいいいんじゃないかと。いろいろ考え方があると思いますから、それはもうそれでいいと思います。続きましてですね、道の駅ですね、あれはちょっとわかりにくいんですけど、大規模と言うてもね、ものすごい広いほどではない。それと、その面積はあると思うんですよ、麻生校区のところ辺ですね、なかなか地目変更ができない、農業を特別地域みたいなのがあって、何か変更ができないけれども、沿道サービスいうんですか、ああい道の駅とかですね、レストランみたいなものは許可ができると思うんで、そこら辺にはあると思いますから、頭からなかなかそういう敷地はないんだよとかですね、じゃなしにやっていく。これ、もうけるとかいろいろな状況はあると思うんですから、民間の方の力も借りてやると。それと同時にですね、やっぱり道の駅いうのは、あれにもなりますから、災害時の国交省がやってます、してますね。だから、ああいところの補助も結構出るんじゃないかなと思うんですよ。避難所にしたりとかですね、いろいろと道の駅のブランドとかいうのは、町長もそういうことは十分承知されとるんじゃないかなと思うんで、そこら辺のいろいろな費用もいって、そういう災害時のときに活躍をする、いろんなものをもうちょっと保管をしてもらうとか、いろいろなところに備蓄の食料とか、いろいろしてますね。そういうところを、やっぱり中央公民館だろうし、麻生の方にはなかったら、そういうのの一翼も担えるという、そういうこともあるんですから、そこらあたりで総合的に判断されて、どうですか、そういうことを全く考えてないですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。くしくもですね、今年度の砥部町の予算にも計上させていただいておりますが、都市計画図というものを15年ぶりに刷新をいたします。これはなんで行うかという、本当にこれは20市町見たときに、非常に砥部町は何度も言うんですが、後進的である、都市計画をしっかりと進めていこうと、都市計画マスタープランをつくり、そして、市街化調整区域内には立地適正化計画という計画をつくることによって、一定程度の要件や条件はつくんですが、いわゆる市街化調整区域において

も何かしら手をつけることができるようになるわけです。ですので、その都市計画に手をつけるといことをですね、令和8年度から始めさせていただきます。それは、それをやりますと言ったその全体像をこれから描いていくわけです。大南地区だと、それこそ公共施設などを活用した文化的な滞在型の観光ができないか、そして宮内ですと、それこそ中央公民館であったり、あるいはJ A選果場の跡地の土地も、あれ、砥部町が保有をしております。その辺りであったり、あるいは麻生だと、やはり 33 号線、あそこは市街化調整区域になって長いですから、あの辺りをどのように描いていくかという前段階でございます。ですのでその中で、先ほど別の答弁でもありましたけれども、麻生地域の中で何が必要なのか、企業なのか、あるいは都市公園というものなのかもしれない、あるいはほかの何がいいのか、そういったことをですね、一から考え始める段階だというふうに思っております。ですので、必ずしももう道の駅は絶対ないですっていうことはですね、言いませんけれども、これからその辺りに関してもですね、どんな可能性があるのかということですね、模索していきたいなというふうに思っています。ただ、本当にこれまで私が思うのは、国道 33 号線、皆さんが入って砥部に戻ってきたときの景色が、やっぱり長年変わってないなと思っていらっしゃる方、多いんじゃないでしょうか。私は、高校時代から通学してても陸橋が架かかったとか、そういうことは思うんですが、これが、本当に砥部町の町の景色が変わっていく大きなチャンスであるというふうに捉えていますので、議員の皆様にもですね、その辺りのですね、御期待とあるいは御助言をいただければというふうに思っています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 道の駅はですね、多分調整区域でもできると思うんですよ。それで、麻生校区のやっぱ活性化のためにというのはですね、やはりちゃんとそういう条件がそろってるでしょ。こどもの城とかね、動物園とか、いろいろそういうお客さんの流れが、ちょっと砥部まで上がらずに松山の方へ下りてくる。それを、道中になりますから、そういうお客さんも有効にフォローできるというか、熊手で集める、椿さんじゃないですけど、お客さんで非常に経済効果を上げると、そういう面もあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺は総合的に、お客さんが動物園とかですね、運動公園来た人、そういう人も寄っていただいて買っていただくと、そういうことの効果もある。そういうことは、町長認識は、私とどういう考え方、認識違いますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。確かにですね、国道 33 号線沿いにその適地があって、すぐにそういう開発ができるのであれば、そういったメリットも見られると思うので、考え方自体は私も間違いなく同じことも考えますけれども、そのあたりも含めてですね、今スタートを始めた段階ですので、それが結果的に道の駅に帰結するのか、都市公園に帰結するのか、企業誘致に帰結するのか、あるいは宅地に帰結するのかというのは、まだまだ本当にわからない状態でございます。ですが一貫して言えることはですね、砥部町という町は、やはり 100 万人の観光入込客数があると思う概算では言われています。

その観光客に、いかに砥部町を楽しんでもらうかというところが、1つキーになってくると思いますので、そのあたりも念頭に入れて考えていきたいと思います。以上です。

○議長（東勝一） 西岡議員。

○14番（西岡利昌） それではぜひ、やっぱり道の駅、これはやっていただく、やろうという気持ちで取り組んでいただきたいなど。せつかく来たね、動物園とかそういうお客さんにも利用をしていただくと、砥部の特産品、紅まどんなも売っていただくんだろうし、砥部焼もいろいろ総合的にやっていただく、そういうことも含めてですね、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。以上で質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 西岡利昌議員の質問を終わります。ここで休憩をします。再開は午後2時35分の予定です。

午後 2時19分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（東勝一） 再開します。2番木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 2番木下いずみでございます。議長の許可をいただきましたので、本日は2点御質問させていただきます。1つ目に、精神障がい者への医療助成制度拡充を。少し長いんですけど、全て読ませていただきます。身体障がい者や知的障がい者については、重度の場合を中心に、多くの自治体で医療費助成制度が整備されて、入院・通院ともに一定の支援が行われています。一方で、精神障がいのある方は、障がいの特性上、長期にわたる通院や入退院を繰り返すことが多く、継続的な医療が生活の前提にもかかわらず、医療費助成の対象となっていない状況です。私は、精神障がい者の地域生活支援に長年携わってきた経験があり、現在も全国の精神障がい者支援団体の理事として、当事者やその家族、支援者の皆様から様々な声や情報をお聞かせいただいております。そうした現場の実感として、医療費負担の問題が、治療の継続や地域での生活、さらには家族の生活にも大きな影響を与えていることを強く感じています。医療費助成制度は、国の制度とは別に各自治体が主体となって実施する事業であり、地域の実情や課題に応じた制度設計が可能とされています。国の制度として自立支援医療はありますが、通院のみ対象となる制度で、入院には適用しません。通院回数や薬剤の増加によって医療費負担が積み重なり、治療の継続や生活の安定に影響を及ぼしている実態もあります。現在、精神障がい者への医療費助成が全く行われていない都道府県は、愛媛・徳島・香川の3県となっており、青森県をはじめ29都府県では、精神保健福祉手帳1級を対象に、全診療科入院・通院ともに無償化され、精神障がい者への医療費助成は、決して特別な取組ではないと感じます。また、全国精神保健福祉会、みんなねっこの推計では、精神障がいのある方を支える家族についても、介護や見守りのために就労が制限されるなど、経済的・精神的負担が大きく、全国では年間2兆円を超える経済的損失が生じているとの調査結果も示されています。医療費の問題は、当事者本人だけでなく、家

族全体の生活や地域社会にも影響を及ぼす課題であると考えます。こうした状況を受けて、高知県では、令和9年4月から助成制度が実施されることになりました。これらの現場の声と全国的な動向を踏まえて、次の点についてお伺いします。1つ目、障がい種別による医療費助成制度の現状認識について。2つ目、精神障がい者の医療費負担の実態把握について。3つ目、全国的な精神障がい者の医療助成の状況について本町としてどう受け止めているのか。以上3点について、町長の御所見をお伺いいたします。2つ目の質問は、株式会社タイミーとの包括連携協定の進捗状況と今後の展開は。2025年9月26日、町内事業者の人手不足解消や多様な働き方の推進、関係人口の創出を目的として、株式会社タイミーと包括連携協定を締結されました。協定締結からおおよそ半年を迎えようとしています。実際の運用が始まってきた今だからこそ、現時点での進捗状況や課題を確認することが必要だと考えます。そこで、次の点についてお伺いします。1つ、協定締結から現在までの主な取組内容とその進捗状況について。2つ、町内事業者の登録状況や実際の就労実績について。3つ、運用する中で見えてきた課題や想定と異なる点について。以上3点について、町長の御所見をお伺いいたします。よろしくお祈いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えします。初めに、精神障がい者への医療助成制度拡充をとの御質問ですが、精神障がい者の医療費負担についての御指摘、特に長期にわたる通院や入院の繰り返しが、当事者やその家族に与える経済的、精神的な負担の大きさにつきましては、私自身も非常に重要な課題であると認識しております。そして、町としましても、早期に解決しなければならない課題だと考えております。それでは、1つ目の障がい種別による医療費助成制度の現状認識についてですが、本町には、障がい者に対する医療費の助成制度として重度心身障がい者医療費助成制度があり、身体障害者手帳1級及び2級をお持ちの方、療育手帳A判定をお持ちの方、さらに療育手帳B判定と身体障害者手帳の両方をお持ちの方を対象に、保険対象医療費の自己負担分につきまして助成を行っております。この重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県から2分の1の補助を受け、県下ほぼ同一の条件で実施しておりますが、議員御指摘のとおり、この制度の中には精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は対象となっております。次に2つ目、精神障がい者の医療費負担の実態把握についてですが、例えば、精神保健福祉手帳1級を対象とした場合、現在の手帳の所有者数は10人です。精神障がいがある方々における医療費負担については、治療が長期化する場合が多く、通院、入院にかかる医療費の負担が重くなりがちであり、その負担が治療の継続や地域での生活、さらには家族の生活にも多大な影響を及ぼしているという点については、十分に理解しております。次に3つ目、全国的な精神障がい者の医療助成の状況についてですが、医療費助成制度については、全国どこに住んでいても同じ助成が受けられることが望ましいと考えております。全国的に見ましても、ほとんどの都道府県で精神障害者手帳1級をお持ちの方への医療費助成が行われており、町といたしましても、その重要性は十分認識しておりますが、この取扱いにつきましては、重度心身障がい者医療

費助成の県補助金の対象者に加えていただくなど、県単位で精神障がい者の医療費助成が進むことが望ましいと考えております。県が導入に向けて動くことで、県内の自治体が足並みをそろえることが可能となることから、県に対してしっかりと働きかけをまず行ってまいりたいと考えております。次に大枠2点目、株式会社タイミーとの包括連携協定の進捗状況と今後の展開はとの御質問ですが、まず、現在までの主な取組内容と、その進捗状況については、株式会社タイミーにおいて、町内の事業所営業リストを作成しております。まだ数社ではありますけれども、町と事業者を訪問し、実際に利用にまで至ったケースもございます。次に、登録状況や実際の就労実績についてですが、協定後、登録ワーカーが約16%、登録事業所数はおよそ13%増加しておりますが、具体的な数値に関しては非公表となっておりますので、御了承ください。最後に、課題や想定と異なる点についてですが、登録事業所数が伸び悩んでいることが課題であり、今後は商工会と連携し、事業内容を説明する機会を設けるなど、事業所の確保に取り組んでまいりたいと考えております。以上で木下いずみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 町長、丁寧な答弁ありがとうございます。町長も言われるように、本当、精神障がい者の方、当事者の方も、御家族の方も、皆さん御家庭で当事者の方を見られるときの大変さっていうのも、十分私も関わってきて感じているところです。この問題が全国でやってるところもあるし、県内何も無いっていうところで、その障がいの種別によるの違いっていうのが、すごく明確に出ている部分だと思うので、早急に改善できるように働きかけをしていただきたい部分もあるんですけど、やっぱりそれをするには、仮に重度心身障がい者の1級、精神障がい者の1級を対象にとか、仮にするような方向でいくにしても、多分、町だけでどうこう動けるような問題ではないと思うんです。そして一番は、やっぱり砥部町に暮らしている皆さんが安心して暮らせるようにっていうことで、担当の窓口、介護福祉課さんが担当の窓口になると思うんですけど、その窓口とかっていうのには、やっぱりその障がいを持たれている御家族とか当事者の方が、どういったことを問題で困っているのかとかっていう相談があったりしたことっていうのはないのかっていうところも含めて、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの御質問にお答えいたします。ちょっと残念ながらなんですが、私の耳に直接ですね、そういったのが入ってはおりません。ちょっと担当に確認しますと、あるかもしれないんですが、私の耳には入っておりません。以上です。

○議長（東勝一） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 木下いずみ議員の御質問にお答えさせていただきます。保険健康課の方で、保健センターの方を所管しておりまして、保健師の方が精神障がいの方に関わる、精神障がいとまで決められては無い方もいらっしゃるんですが、関わる場所は、場面は何度かございます。今、全国的に問題になっている8050問題、50代ぐらいの子どもさ

んの面倒を高齢者の親が見るということもございますし、一番困難になっているのは、受診をして欲しいけども、なかなか本人が受診をしてくれない、どうやったら受診につながれますかっていうふうな御質問もございます。その場合は、保健センターの方で相談事業ございますので、そちらの方を御紹介したりということで、いろいろ御相談をさせていただいているというところがございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 介護福祉課長、保険健康課長、ありがとうございます。窓口、それぞれの窓口でいろんなことをお聞きしていると思うんですけど、私もやっぱり御家族の方とか、そのお金がかかるからなかなか受診できないのよとか、そして精神疾患のある方って、どうしてもお薬を常時服用して、お仕事をしたり生活をしたりされているので、やっぱり長時間の労働ができにくい、できないのではなくってできにくい部分も、やっぱり私達と違ってあります。そういった中で、やっぱり安定した収入っていうのも確保できない、できにくい部分があるので、そういったところでやっぱり、病院に行きたいんだけど行ってしまうと医療費もかかっちゃうし、ただ通院だけなら自立支援医療という制度を活用して、ある程度の費用は抑えられるかもしれないけれど、もし悪化した場合に、入院となると長期になっちゃうとか、あとは別の内科的な疾患とかを併用して、ほかの病院にもかからないといけないうということも出てくる人もたくさんいらっしゃるんで、そういったところでも、やはりこの医療費助成っていうのは、愛媛県、砥部町だけではなくて、全国的に統一した制度になってほしいなという部分があります。そこで今回、いろんな1級、2級、3級、精神にもありますけど、その人数的な分で、どれぐらいの範囲なら、砥部町さんなら可能なのか、その未知数の数を、町長いつも未知の数字では判断できませんとあってよく言われるんですけど、この個人的な希望として、皆さんにやっぱり対象になってもらいたいなという部分はあるんですけど、まずは、その1級の手帳を持っている方、砥部町には今10名の方がいらっしゃるっておっしゃいましたけど、たちまち近隣の松前であるとか東温市であるとか、ましてや松山市、そこら辺の近隣の市町にも、いろんな情報を共有して協議をする場を持ったりとか、そういったことをぜひとも目指していただけるのかいけないのか、そういうところも町長にもお聞きしたいなと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えします。まずですね、前提の共有なんですけど、私もこの問題に関しては、しっかりとできることをやっていきたいという気持ちでございます。その中で、やはり数というところで言うと、ほかの都道府県であったり全国的な潮流を見ながら、1級なのか2級なのか3級なのかというところのですね、ある種のスタンダードのところまで引き上げていくことが、私はまず必要だなというふうに思っております。ですのですいません、その想定の数というの、非常にお答えするのは難しいかなというふうに思っております。その中で、まず私たちが何ができるかという、やはり折を見てですね、県のその担当部署に要望する機会もございますし、各、今日の議員の皆様もで

すね、政党に属されている方はですね、その政党から挙げる、そういう場面などもあるように私は理解をしています。ですのでこういう問題に関してはですね、砥部町としても県にももちろん要望していきますし、砥部町としてもしっかりと議員の皆様に御協力をいただきながら、少しでもそういう機運をつくっていければなというふうに考えております。またですね、各市町に関しましては、それもですね、本当に頻繁に顔を合わせますので、そのあたりの情報共有をしながら、この機運についてもですね、醸成できるように努めてまいりたいなというふうに考えております。ですので本当になんて言うんでしょう、今の段階は、まず県の重度心身障がい者の制度の中に入れることができないかという、その道を模索することから、まず始めていこうと思います。それができなければ、次の方策を考えるというのが、進め方としてはいいと思いましたので、そのように前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひとも早期に実現できるようによろしくお願いします。そしたら次に、タイミーの連携協定の件でお伺いします。ただいま登録件数、事業所件数であるとか事業所の数の方を教えてくださいなんですけど、この連携協定は、やはりお仕事の働き手を事業所側が確保するために、すごく頼もしい多分連携の協定やったと思うんです。でも町内の事業所さんからは、やはり働き手がないよとか、いろいろハローワークとかいろんなところに出すけどなかなか働いてくれる人がおらんけん誰かおらんかなあとかね、そういうことを地元でやっぱりお聞きする機会もたくさんあります。そういった中で、私もその内容をあまり把握してなかったもので、いやいや実はこうこうでね、町内にはこういうふうな連携協定を結んだから、そのお仕事の働き手さんを探すために、こういった制度みたいなものがあるみたいよっていうのを、簡単に言った時があったんですよ。なら、それは何なんていう話になって、すごく私もちょっと調べてみないかんっていうことがあったので、今回調べたんですけど、なんかその最初協定を結んだ時に、何か事業所向けの説明会みたいなものを行うみたいなことを示されてたと思うんですけど、そういった事業所説明っていうのもあったんじゃないのかなっていう話をしたら、いや、そんなの聞いたことないんやけどなって言うので、その事業所説明会の実施の有無であるとか、そういったところの点を、今の状況を教えていただけませんか。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。まず連携協定を結んだ後にですね、株式会社タイミーと共に、商工会の方に御相談に行かせていただいております。その際にですね、商工事業者さん向けに説明会を開きたいということで、御相談をさせていただいたんですけれども、商工事業者さん、これ商工会主催の説明会全てそうなんですけれども、多忙ということもあって、なかなか簡単には人が集まりませんということで、その時お話をいただきました。先ほどの答弁でも申し上げたとおりなんですけれども、商工会で集まる機会があります、総会など商工会さんの会員さんが多く集まる場、そう

いうところですね、説明であったり資料の配布であったりということで、取り組めないかということで、今現在、調整の方を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 商工会さんと連携して説明会の方を実施する予定のようですが、商工会に加入をしていない、ちっちゃな個人事業主さんとかもいらっしゃると思うんです。そういった人は、特にほんとと人手がない、柑橘の時期であるとか田植えの時期であるとか、そういったところって、本当人が1人でもおったら助かるのについてというような高齢の農家さんでいらっしゃるりとか、そういったところにも、やっぱりその企業としてこう頑張っているところではなくって、もっと小さな、何ていうかな、小さく商売をしているとかそういったところにも手が届くような、説明会であるとかそういったものも、皆さんに周知ができるような体制をつくっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えします。そういったですね、広報の工夫に関してですが、その商工会との連携の中で、進める中で、もちろん検討していきます。で、ここで1つお願いというか、気持ちなんですけれども、やっぱりですね、自治体の広報というものは、非常に難しいなということを感じています。こういう事業をやってます、こういう事業やってますっていうのを広報紙で発信する、ホームページで発信する、SNSで発信する、でもやっぱり届かない個人の方、事業者の方っていうのがいらっしゃいます。ですので、そういったことに関してですね、そういうサービスがあるよと、ぜひ木下いずみ議員にもですね、そういった事業者さんがいれば、言っていただいたら、商工観光課もですね、どういうふうにやればいかって御紹介ができますので、ぜひその地域のですね、橋渡し役としても、またお力をいただければというふうに思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） はい。もう最後で構いません、窓口は商工観光課でよろしいんでしょうか。もしなんか働き手のことで相談したいって言うたら、商工観光課に行っといでって、どんどん言ったらいいですね。わかりました。皆さん聞いてますか。それでは、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員の質問を終わります。本日の一般質問は以上とします。3月2日に引き続き一般質問を行います。本日はこれで散会します。

午後3時1分 散会

令和8年第1回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招 集 年 月 日	令和8年3月2日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和8年3月2日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 大平将司 4 番 高橋久美 7 番 柿本 正 10 番 小西昌博 13 番 佐々木隆雄	2 番 木下いずみ 5 番 日野恵司 8 番 東 勝一 11 番 佐々木公博 14 番 西岡利昌	3 番 佐野沙知 6 番 木下敬二郎 9 番 原田公夫 12 番 松崎浩司 15 番 三谷喜好
欠 席 議 員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 古谷崇洋 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 佐々木毅 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 古川雅志 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生		
傍 聴 者	7人		

令和8年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

日程第1 一般質問

・散 会

令和8年第1回砥部町議会定例会

令和8年3月2日（月）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。



日程第1 一般質問

○議長（東勝一） 日程第1、前回に引き続き一般質問を行います。5番日野恵司議員。

○5番（日野恵司） 5番日野恵司でございます。通告に従いまして2問の御質問をさせていただきます。まず1問目でございます。待機児童解消と保育士確保のための対策はということでございます。近年、共働き世帯の増加や保育ニーズの多様化により、年度途中入所を含む保育需要が変動をして、地域によっては待機児童や隠れ待機児童が生じる状況にございます。一方で、待機児童対策を進める上で最大の課題は、なんといっても保育士の確保・定着であり、配置基準を満たせず受入枠を広げられない事例も、全国には指摘をされています。本町においても、将来にわたり子育て世帯が安心して働き、子どもが適切な保育を受け入れられる体制を維持・強化するため、保育の受け皿整備と、人材確保を一体で進める必要があると思います。そこで、本町の現状把握と課題認識、あわせて具体的な対策の方向性について、町長の御所見をお願いしたいと思います。質問の2番目でございます。ドローンの活用についてでございます。豪雨災害や地震等に伴う土砂災害、道路寸断、河川・ため池の異常など、町民の生活・生命に直結するリスクが高まっております。災害時には、被害状況を迅速かつ的確に把握をし、避難判断や救助・復旧の優先順位づけにつなげる初動対応が重要であります。一方で、職員数に限りがある中、平時のインフラ点検や巡視業務も増加しておりまして、安全確保と効率化の両立が課題となっております。こうした状況を踏まえ、上空から広域を短時間で確認できるドローンを防災及び行政業務に活用することは、初動対応の迅速化、危険箇所の点検安全性向上、業務効率化の観点から有効と考えております。そこで、本町におけるドローン活用の方針と体制整備について、町長の御所見をお願いしたいと思います。以上2問、よろしく願いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えいたします。1点目の待機児童解消と保育士確保のための対策はどの御質問ですが、まず、現状といたしましては、近年、年度当初における待機児童は発生しておりませんが、育休復帰に伴う0歳児の入所希望を中心に、年度途中に増加する傾向にあり、認可保育所が見つからず育休延長するケースや、特定の園のみを希望している、いわゆる隠れ待機児童33人を含めた、今年度の入所待機は38人となっております。なお、隠れ待機児童を含む38人の入所待機については、4月に受入れできる見込みとなっております。令和8年度当初の待機児童は発生しません。次に、保育の受皿確保につき

ましては、民間活力を取り入れた教育・保育施設の再編により、令和6年度から民間保育施設2園が開園し、待機児童減少に相当程度寄与していただいているところですが、麻生保育所の0歳児では、保育士不足から定員に満たない受入れにとどまっており、さらなる待機児童解消に向けては、議員御指摘のとおり、保育士確保が課題であると認識をしております。保育士不足が社会問題となる中、本町においても正職員・会計年度任用職員の採用には苦慮しており、各園で実施した現場ヒアリングを踏まえた、職場改善の一環として、周辺業務を担う保育補助員を雇用する予算を盛り込んだ、8年度当初予算案を提案させていただいております。保育補助員の雇用により、保育士の業務負担を軽減することで、職場定着と離職防止を図り、保育士確保に引き続き努めてまいるとともに、定員に余裕がない未満児については、出生数の動向も注視しながら、保育スペースの確保を検討し、待機児童解消につなげてまいります。次に、2点目のドローン活用についての御質問ですが、近年、激甚化する自然災害において、ドローンは不可欠なツールとなっており、人が立ち入れない崩壊現場や、河川の状況をふかんに把握するためには、ドローンの活用が初動対応の成否を分けると言っても過言ではありません。現在、本町におきましても、建設課においてドローンを1台保有し、災害時の状況把握に活用しているところですが、これは主に写真撮影を目的とした簡易的な運用にとどまっており、操縦者も特別な公的資格を有しているわけではありません。昨今の航空法改正により、災害現場のような混雑した空域や、人家の上空、あるいは目視外での飛行には、高度なスキルと安全管理体制の確保、そして国家資格が求められるようになっております。そこで、今後の体制整備についてですが、来年度、より実践的かつ法的に裏づけされたドローン運用体制を構築するために、総務省消防庁の消防団力向上モデル事業の活用を見込んでおり、本事業が採択されれば、国からの財政支援、補助率10分の10を最大限に活用し、以下の2段階で体制強化を図ってまいります。第1段階として、来年度、令和8年度は人材育成として、役場職員で構成される消防団役場分団の団員5名程度を対象に、ドローンの国家資格である「二等無人航空機操縦士」の資格取得を目指します。役場職員である消防団員が資格を持つことで、平日昼間の災害発生時にも即座に対応できる即応部隊となります。第2段階となる令和9年度には、更なる高度化を目指し、有人地帯の上空でも飛行が可能となる最上位資格「一等無人航空機操縦士」の取得及び災害現場での強風や悪天候にも堪えうる高性能なドローンの導入を検討しております。いずれも、消防庁のモデル事業活用を前提としておりますが、議員御指摘のとおり、初動体制の強化、業務効率化につながるものとして、導入促進に努めてまいります。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 御答弁ありがとうございます。まず、1番最初の待機児童対策及び保育士の確保についてでございますが、現在の入所定員に対する実際の入所数がどのような状況になっているのか、あわせて定員に対する充足率や空き枠の有無、さらに保育所の人数を、まず1点目で教えていただきたいと思っております。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。まず保育所関係でいけば、砥部こども園がございます。砥部こども園ではですね、定員108人に対しまして現在81名、砥部こども園の場合はですね、1号いう、いわゆる幼稚園部分がございますましてですね、1号でいうと、39人の定員に対して8名と。これは、幼稚園部分については、かなりどんどん減っていつている状況でございまして、そこには、かなり空きがあるという状況でございます。2号、3号についてはですね、69人の定員に対しまして73人。これは、定員オーバーした形で受入れをさせていただいてる。これは、オーバーできたのは、1号の方が少ないというところで、2号、3号の方に人材を登用したというところでございます。麻生につきましてはですね、定員180人に対しましてですね、現在、児童数が170人ということになっておりまして、0歳については、先ほど御答弁させていただいたとおりですね、本来定員を12人としておるところではございますけれども、ちょっと保育士不足と、あと2名の保育士が雇うことができればですね、12名できるんですけれども、今現状としては6人というところで、ただ1歳、2歳についてはですね、定員を超えておりまして、あと3、4、5で若干空きがあるというような状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 麻生保育所の方も、あるいは砥部のこども園の方についても、少しは空きはあるということではございますが、特に問題になってる、その0歳児のところですね、麻生保育所の、ここについては12名のところがですね、若干保育士が不足してるために、そのままの定員ではできないということですね。2名ほどの保育士がいるということではございます。おいおいですね、聞いてはいくんですが、まず隠れ児童待機という、先ほどですね、御答弁の中にもありました、33名の隠れ児童待機がいらっしゃるということなんですけども、減少方向にはあるんでしょうけれども、その一方で、認可保育所への入所を希望しながらも、やむを得ず認可外保育施設の利用とか、あるいは育児休業の延長とかですね、あるいは求職活動の断念などを選択しているというふうなこと、いわゆる隠れ児童待機の存在が、この頃はよく指摘されとるんですけど、いろんなケースがあるんだろうと思うんですが、こうした児童に対してですね、公式の、例えば待機児童数に含まれない場合も多い、あるいは本町としてのですね、定義ですね、隠れ待機児童のですね、定義みたいなものはあるのかどうか、例えば先ほど33名はですね、どういう内容で人数的に認識しているのかですね、その点、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 先ほどの答弁させていただきます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、うちの方で隠れ児童と定義させていただいているのがですね、育休が取れる、延長できる場合について、それとあとはそうですね、もうメインは大体がそのあたりになってこようかと思えますし、あとですね、いろいろな選択肢があるわけなんですけれ

ども、ある特定の園だけ、そこ以外はもう希望しませんよというような方についてもですね、隠れ児童という形で、これ、うちが定義してるだけではなくって、国の方の定義がそういうような形になっておるといことで、国に準拠した形でですね、うちの方もそういう定義をさせていただいてるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） なかなかこの隠れ児童待機というのは、非常に難しいわけでございます、私の知ってる範囲内でもですね、ずっと町外から移住といいますか、こちらの方、砥部町の方に来られて、子どもさんと4人家族で来られておる、家もつくってですね、たまたま麻生保育所の近くで家をつくられておると、当然そうなりますと、麻生保育所に行きたいというふうな感じがあるんですけども、奥さん自体が妊娠中で、1月末に出産はされて、上のお姉ちゃんがいるというふうなことで、そのお姉ちゃんは松山市の保育所の方にですね、こちらの方に本当は預けたいんですけども、それができないと、産休・育休を取ってるわけで、産休が終われば次に育休になるわけで、なかなか思うように入れないということから、松山市のもともとのところに上の方は毎日連れて行ってですね、っていうふうな形でやってるとい人はいらっしやいます。せっかくその砥部町にわざわざ家もつくって来てくれとるのに、そういう扱いなのかなというふうな感じをですね、ちょっと聞いたことがありますので、その隠れ児童待機の話させていただいたんですが、なかなかその基準を変更するってのなかなか難しい。まずは仕事をしてる方が大優先というふうな形になっておりますので、例えばその枠を広げるのにもですね、いわゆる限定的なもんがあるんだろうと思うんですけど、先ほど一番最初に聞いた、少し空き枠があるよというふうな年齢のどこの人なんですけど、上の方は、そういうところに空きがあってもなかなか入れないというふうなこともあるように思いますので、これは今後ですね、例えばその町独自で何かできるようなことがあるのであれば、そのために町としても一時保育とかいう形をやってますけども、それはあくまで一時的なもので、連続して毎日ですね、できるわけじゃないので、そのあたりも少し検討する必要があるのかなというふうな感じはいたします。もう皆さん方も御存じのように、子どもの数というのは、もう全体的にだんだん減ってきております。特に就学前の子どももですね、総務局の統計なんかによりますと、2015年と2024年の数値なんかを比較してもですね、160万人ぐらい減ってるわけでございますので、砥部町もだんだんだんだんこう減ってくると。そうなりますと、保育所に行く子どもがですね、減るのかどうなのか。単純に考えたらですね、子どもが減るんやから行くのも減るやろうというような感覚は持つんですけども、なかなかそうはいかんかもしれない。そのあたりをですね、入園数と今後の推移ですね、どういふうに見られているのか、その点、次にお尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるとおりですね、出生数、かなり減ってます。実はちょっと手元に資料があるんですけども、10年前の平成28年、砥部町の方が、砥部で出生された数なんですけど、123人いらっしや

いました。ちょっと一旦コロナの時にですね、令和2年なんかは98という、100を割り切ったような状況なんですけれども、令和5年には109と、ちょっと盛り返したという状況ではあるんですけれども、ただこの2年続けてですね、もう100を切るどころか、昨年であれば88で、今年もですね、大体85に、まだ1か月ありますからあれなんですけど、程度ということですね、かなり減少をしておるとい状況でございます。そういうことも踏まえさせていただいて、もうただ保育所が下がるかということですね、先ほどちらっとお話させていただいたんですけど、幼稚園関係の人数がかなり減っている、これ、どういうことかということ、やはり共働きであったりとかっていう世帯が、やはりその部分について、ちょっとまだ増えているという状況があるんじゃないかと推測しております。そういったところ、2つを組み合わせると、今後なんですけど、ちょっと2、3年は横ばい傾向で、緩やかな減少というところで、私の方としては考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 確かにですね、人口が減ったからといって、保育児童が減るかというとなかなかそうもいかないという、今の御答弁からいきますと、緩やかな減少になるだろうというのが予測だということでございますから、そうなりますと、やはりですね、先ほど言いました、その隠れ児童待機みたいなどの対策というのは、非常に重要なんじゃないかなというふうなことは考えております。それで、当然何もせずに今までおったわけじゃないと思いますので、本町がこれまでですね、実施してきた保育士確保のための具体的な取組、このことについてですね、どういうふうな具体的な取組をしてきて、今現在に至ってるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御答弁させていただきます。今までですね、一生懸命努力はさせていただいているところの中でですね、答弁でもさせていただきますけれども、やはり環境の改善、保育士さんの環境の改善ってということについて、今現在力を入れさせていただいているところでございます、具体的にはですね、昨年ですね、1月から保育支援システム、ICTを導入させていただきました、手書きで連絡帳であったりとか、そういうやりとりをしておったものを、今デジタル化をさせていただいておりますし、子どもさんの登園と帰りとかのお時間なんかもですね、QRコードでさせていただいたり、そういったところですね、職員のもので、負担の軽減に力を入れさせていただいているところでございますし、今回答弁にもありましたけれども、いかに保育士さんの負担を減らしていこうか、そこによって、そのためには補助員なんかもですね、今回導入をさせていただいてですね、少しでも保育士さんの負担を軽減をする。そして、そのことによってですね、どういうことが生まれるかということ、どうしても保育士さん関係でネットワークというのがございましてですね、やっぱりどこそこの保育園は楽だよとか、どこそこのところはちょっと厳しいよとかってというようなネットワークを独自に持っておられるみたいで、砥部の公立の保育所はわりと仕事がしやすいよというところを、今後売りにさせていただきます。

ながらですね、少しでも多くの方の保育士さんを確保させていただけたらなというふうに考えております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） なかなか砥部町だけじゃなくてですね、各市町も保育士さんの確保という点では、非常に厳しい状況にあるんじゃないかなと思うんですが、県もですね、ほっとくわけではないので、県の方もいろんな支援策というのがございましてですね、要は県外から来る、いわゆるU I J型というですね、そういう制度がございましてですね、それを活用すると。「U」というのはですね、砥部町の方から、例えば県外に進学・就職して、こっち戻ってくるUターンということですね、こういう人たちを対象にして奨学金を負担する、あるいは準備金を支払うというふうな形をですね、あります。そういう制度がありますし、砥部町もそれと同じような、県のもですね、制度というのは採用してるんだと思いますが、なかなかこの砥部町もあるけども、それが効果に結びついてないというのが現状じゃないかなというふうなことだと思うんですが、今までに砥部町で、そういう支援制度ってのはあって、それを当然ながらアピールしながらやってきたんですけど、結果的にその内容でもって、保育士さんがですね、採用されたという経過はあるんでしょうかないんでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 日野議員さんの先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。このU I Jターンに関する補助制度を設けさせていただいてはおりますけれども、2年前からやらせていただいているんですが、こちらの対象についてはですね、民間の事業者さんの人材確保ということで、事業をさせて、展開をさせていただいておりまして、残念ながら今現在ですね、利用、それを利用してですね、確保した方っていうのは、実績としてはゼロということになっております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） せっかくいい制度があるんですけども、なかなかそれを利用される方はいらっしゃらないと。結果的に今まででもゼロという形でございますけれども、先ほど課長の方が答弁されたですね、今年補助員を1名導入されるということでございますけれども、この補助員は、保育士さんの数には入れることはできないと思いますので、1人入れたからといって、その人数がまた少し確保できるというわけではないと思います。あくまでも補助的な仕事だというふうに思っておりますが、この補助員のその仕事の内容というのはですね、子どもの見守りとか、例えば安全確保、食事、排泄、着替えのお手伝い、あるいは遊びの補助、活動のサポートで、教室や園庭の整理整頓とか清掃とか、こういうふうないわゆる従来は保育士さんがやっておった仕事をですね、それもしよったら、やっぱりこう手が回らないので、別の方にさせていただくというふうな形の人が、この補助員だというふうに私は思っておりますので、保育士さんのその確保、あるいは先ほど言いました定着というですね、もうあれもこれもせないかんというふうなことじゃなくて、もうその保育のところだけを重

点的にやっていただくという意味からしたら、非常に効果があるのではなかろうかというふうに思いますので、ぜひそれは1人と言わずですね、本当に定着になって、麻生保育所とかあるいは砥部の保育所あるいは幼稚園関係は、非常に環境がいいなと言ってもらえるようになれば、先ほどの話じゃあないけど、人が集まる可能性もありますので、そういうことからすると、できるだけそういう負担を減らすと。その負担を減らす1つの方法として、次のところでお尋ねをしようとしたんですが、ICTの導入というのは、当然としてあると思うんですね。一番、私アンケートなんか全国の見てますと、従来であれば登降園のですね、出欠確認みたいなですね、今日お休みしますよ、もう電話回してですね、それを受け取らないかと、その対応に時間が追われてしまう。これは、もう小学校も中学校も同じだと思うんですけども、そういうものですね、ことが、しなくても済むようになってると。今現在、保育所あるいは幼稚園でですね、このICTはどのぐらいまで、どの内容ぐらいまで進んでいるのかですね、例えばもうちょっと深くですね、日誌とかですね、あるいはなんですかね、子どもの遊んだる状況みたいなものを記録する分、そういったものも、どのぐらいまでいってるのか、その点、次にお尋ねしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。今使われているのが、もう先ほどおっしゃられたような登降園の記録であったりとか、子どもさんと保護者の方との連絡にも、もうこのシステムを使わせていただいております。当然ながら、子どもさんのその日のですね、記録なんかもですね、全てデジタル化をさせていただいておりますし、そのクラスですね、計画であったりとかいったものの作成にもですね、ICTを利用してやっているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ある程度はですね、ICTの導入をされて、保育士さんの仕事の軽減というのはつながっているんじゃないかと思えますけど、このICTでもですね、いろんなその内容があります。先ほど言いました、その登降園の出欠確認とか、あるいはその連絡票と保護者の連絡、今言われた一斉連絡をすとかですね、配布物、これなんかも全てそういうものでやっていきます。あと日誌、保育記録ですね、指導計画とそういうものですね、あとは午後の睡眠のチェックの安全管理とかですね、こういうものまで、あとはその園児のアレルギー、健康的な問題ですね、こういったところもチェックできるようにやっばなっておるようでございますので、そのあたりも徐々にですね、もう拡大をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、うまくそのICTの導入をですね、いっぺんについてはなかなか難しいですけども、徐々に、でこれがかえってまた保育士さんのですね、入力するのに時間がかかるとかですね、仕事が増えるとかいうことになったら、逆効果にやっばりなりますので、そのあたりはバランスを見ていただいて、していただく必要があるのかなというふうには思います。それと最後なんですけど、今年ですね、採用される、来年度ですね、職員として採用される保育士さんというのはいらっしゃるんですか、どうですか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） お答えさせていただきます。来年度、8年4月1日から採用される保育所・幼稚園教諭については、2名おります。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 2名入っておられるということでございますので、少しは安心はしたんですが、これもですね、例えば先ほどの県の支援制度とか町の支援制度とかいうのも含めてですね、例えば愛媛県内にも保育課というですね、大学がございますので、東雲の短大とかですね、そういうところ、あるいはその聖カタリナ、あるいは愛大、こういったところの例えば連携みたいなものをすることによってですね、毎年ある程度の人数を確保してくれないかというふうな話ができるかどうかですね、そのあたりもやってるんかどうか、今現在やってるんかどうかわかりませんが、そういうところも積極的にしてですね、そういう保育士の確保については、努めていただけたらと思います。最後になりますけども、待機児童の解消と保育士確保というのはですね、子育て世帯の安心と、本町の将来を左右する重要な課題だと、私は思っておりますので、実効性のある施策を速やかに講じていただけてですね、誰もが安心して子どもを預けられる環境整備を強く求めて、1問目の質問については終わりたいと思います。次に、ドローンの活用についてでございます。ドローンもですね、いろんな形で活用をされとります。国全体でもですね、先日の、例えばミラノ・コルティナオリンピックの中でもですね、屋外の競技なんかは特にそうだと思うんですが、ジャンプに当たってスノーボードに当たってですね、もう競技者がスタートすれば、すぐ上からドローンが飛んでですね、上空から撮影をします。まあドローン自体は映像には映とりませんが、私、こうテレビ見よったらですね、影がやっぱ映ってますね。飛行機が、ドローンが飛びよる。非常にそういうふうなもので使われておりますし、しかしながら、悪いような方向にも使われてるのは事実でございます、ウクライナの方では、ドローンでですね、戦争の兵器として使われておると。そういうことからすると、もう非常に残念ではありますけれども、せめて日本ではですね、いろんな平和のために使っていただきたいというふうなことからしてですね、自治体が今度、施政方針の中で、二等操縦士の250万の計上されておりますので、それも含めて、私の方からは何点か御質問をさせていただいたらというふうに思っています。まずですね、1つ目としては、この二等操縦士の免許、概要にも載っておりますけども、5名が取ると。先ほど答弁の中で話したように、この砥部町内の職員の分団、ここの方を5名のライセンス取っていただくという形で聞いておりますけれども、その目的と必要性について、ちょっとですね、お尋ねをしたいと思うんですが、災害時における被災状況の早期把握、あるいは初動対応の迅速化や住民の安全確保に直結する重要な取組だと考えております。そのため本町ではですね、将来的な消防団へのドローン導入を見据えて、安全かつ的確な運用を確保するため、消防団員の資格取得推進、レベル1からレベル3までのですね、運用が可能となる二等無人航空機操縦士を5名確保するという方針として、今年度250万円計上しているところでございますが、今回のその資格取得推進の目的とですね、災害対応において、

具体的にどのような効果を見込んでいるのか、その点まず1点目でお尋ねをしたいと思えます。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。まず目的でございますが、これはもう議員さんもおっしゃられたとおりですね、災害時において機動的な運用を考慮をして、目的としてはその被災状況の確認であったり、救助活動であったり、それから搭載したスピーカーでですね、情報提供をしたりというようなことで、使用することを目的として導入するものでございます。効果も同様のものとなりますけれども、そういった方向に活用できるようにですね、今後まずは資格を取得して、その資格を持ってレベル3までの運用ができる体制を整えた上で、令和9年度に、そういう機器の導入というところに持っていきたいというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） レベル1というのがですね、目視内の手動操作飛行いうこと、レベル3というのが、無人地帯における目視外飛行いうことで分類をしておるようでございますが、今回250万と、これ機体の導入は、また別なんですね。先ほどの御答弁の中にありましたように、令和8年度で二等のライセンス取得者を5名つくと、それも役場内の職員の分団で、その中から5名選ぶということと、令和9年度についてはですね、その上のもう1つ高いレベルのですね、一等ライセンスを、これを取得するという形になってますね。本来であればですね、そういうそのロードマップといいますか、こういうことでライセンス保持してからですね、機体導入までのこの間に、自治体がですね、こういうことを整理した段階で、最終的に本体を導入しますよと。こういうロードマップがあるのかないかちょっとわかりませんが、そういうことも想定されておるのだろうということで、その中身について、少し今現在の考えておられる範囲内で構いませんので、御質問をさせていただいたらということ考えておるんですが、まずこの250万というのがですね、ちょっと私がぱっと見て高いなという気がしたんですが、単純に考えたらですね、何の経費もあとないのであれば、250万の5名ですから、1人50万かかるという形になりますので、50万のライセンス費用いうたら結構高いなと。この概要を見たらですね、3日間って書いとるんですね、3日間、3日間で50万円いうのは結構高いなっていうことは思いましたので、もしあれば、そういうその中身でですね、予算の内訳、この予算の内訳というか、その250万の50万ですね、いうてみたら50万、これに例えば普通の車の運転でもですね、30万ぐらいあったら恐らく取れるんだらうと思いますが、それも2週間とかそこら辺かかっている話ですけど、3日で50万円いうのは、結構それをですね、大体その実技がどのぐらいの時間あるのかとか、あるいはその講義内容が何時間あるのかですけど、そういうふうなものを、ちょっと中身について、少し細かいんですけど、わかる範囲で教えていただいたらと思います。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） お答えさせていただきます。議員さんおっしゃるとおりですね、実

系統、これは基本的には消防団のドローンになりますので、団長の指揮の下ですね、当然災害対策本部が設置されれば、本部長である町長の方からの指示の下ですね、運行していくというような活用を考えております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 先ほど消防団の方ですね、そういうことによってきちっとやるということですが、そのときも含めてですね、安全管理ですね、これは当然のことだと思いますけども、安全管理とその事故防止、こういったところについてもですね、慎重にやっぱ検討していただけたらというふうには思っております。それから人選の5名なんですけども、例えばその5名についてですね、ただ単に消防団に入られてる職員の中でですね、もうランダムに5名選んどるのか、あるいはもう少しですね、例えば麻生校区の人間が1名とかですね、宮内とか砥部とか広田とかですね、少なくともですね、その地域に少しは詳しいと、そういうところでドローンを飛ばすときにですね、全然広田の人間が知らんところに、例えば麻生校区に来てですね、あれどこなんみたいな感じでしよったんではどうにもならんと。そうなる、その地区もですね、ある程度選定して、いうふうなことも踏まえてですね、検討されたらどうかと、私は単純に思うんですが。私は、役場職員じゃなくても、例えば普通の第2分団とか第3分団とかいうところの方も含めてやられたらいいのかなというふうに思ってたんですけど。ただ、そういう人たちは、普段は普通の業務されてますので、なかなかいざというときに、さあほな出動せい言うても、なかなかできないということになると、やっぱり役場分団が一番いいのかなと思うんですけど。そうすると、そういうできたらですね、これ要望なんですけど、地区の人間を選んだ方がですね、少しはその地区にですね、詳しいと。もうちょっとだけの差ではございますけれども、そういうことでやっていただいたらというふうには思っております。それからですね、今の機体の導入の件なんですけど、9年度、9年度に大体機体もですね、併せてするんだろうと思うんですけど、そうすると1年とかそこへのブランクがどうしてもありますので、例えば操縦士免許を取られてもですね、普通の訓練といいますか、そういったものは、どういう形でされるのか、もう本体が来てからですね、訓練するのか、ある程度どっかの学校みたいなところでですね、飛ばすことができるのかどうかですね、これは費用的なもんもあると思うんですけど、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） お答えをさせていただきます。その前にですね、先ほどの消防団、今回受けるその操縦士の資格を受けるものですね、人選といいますか、につきましては、議員さんの御指摘もいただいたとおりですね、地区なども考慮させていただきますが、基本的には1人で操縦するわけではなくて、安全管理のために随行してる職員の方も同行してですね、その場の確認もいたしますので、地域が違うものであっても運用の方は可能かとは考えておりますが、その上で考慮をさしていただいて、検討を進めさせていただいたらと思います。それから、研修といいますか訓練の関係でございまして、これは、導入する時期、

資格を取得をする時期にもよると思います。それが、年度末近くになるのであればですね、機体を導入してからの運用ということになるかと思いますが、今、建設課の方も1台ドローンの方は保有しておりますので、そちらの方を使った訓練といいますか、はできようかと思いますが、それで対応したいと考えております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） いざというときにですね、すぐ飛ばせる体制というのは、やっぱり必要だと思いますので、それはもう普段からのやっぱり訓練といいますか、そういうものも必要だと思いますので、なるべく早く導入されてですね、そういうもののライセンス取った方がですね、訓練できるような体制だけにはつくっていただきたいというふうには思っております。それから答弁の中にもありましたですけども、このドローンを導入することによって、業務の効率化が図れるんだというふうなことで、私の方からもそういう提案をしたんですが、今現在、その話してるのは主に災害関係のことが中心なんですけど、ドローンというのは、いろんな分野でも現在使われております。農業関係でもですね、肥料の散布とかですね、いろんなことをされておりますので、いろんな課の方がですね、そのドローンを使って、自分とこの課が効率よくなるような情報でもあればですね、ぜひ積極的にそういうものを使っていただいでですね、していただくのも必要じゃないかと。特に私が思うのはですね、猿の被害がだいぶあったと、そのためにですね、いい枠をつくったんですけど、効果がほとんどないと。こういうのもですね、例えば農林課の方でですね、ドローンを飛ばしていただいて、猿の動向を管理すると。あるいはその移動経路を監視するとかですね、そういうことができるのかどうかですね、その辺りも含めてですね、していただいて、捕獲枠をどこに置いたらいいかというふうなものもですね、何かこう発想が別の方かもしれませんですけども、そういうことの利用も可能じゃなかろうかと。だから、消防団に限らずですね、いろんな課があるわけですけど、その課の中で、自分とこもこういうことしたらもうちょっと効率がよくなるのかなというふうなことがありましたら、ぜひ使っていただくようお願いをしたいというふうに思っております。最後になりますけども、一応公費を投入してライセンス取得をするわけでございますので、目的とかあるいは効果、運用計画を明確にさせていただいて、町民にわかりやすい説明ができる形で進めていくことが重要だと考えております。本事業が将来の防災強化につながる実効性ある取組となることを期待いたしまして、今後の具体的な体制整備を要望しまして、本日の私の2問の質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 日野恵司議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時35分の予定です。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（東勝一） 再開します。1番大平将司議員。

○1番（大平将司） 議席番号1番の大平将司でございます。通告に従いまして2点質問させていただきます。1点目です。災害時における住民への確実な情報伝達、防災行政無線について質問させていただきます。災害対策基本法第56条において、災害に関する予報又は警報の伝達は町長の責務とされ、各市町は、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、地域の実情に応じ、情報伝達体制を構築しなければなりません。災害時における住民への情報を適切なタイミングで伝達できる屋外スピーカーは、情報伝達手段として最も重要と考えられます。そこで、2点質問いたします。1点目に、重光、拾町、高尾田地区に建てられた新築建物は、気密で防音性能が高く、屋外スピーカーによる放送が聞こえないとの意見もあります。その対策として、屋外スピーカーの増設や音量を上げるなどの方法も考えられますが、騒音問題にもつながります。そこで、一番の有効策として戸別受信機を設置する考えはないか。2点目に、防災や災害の情報は、広報紙やホームページでの周知を図っていますが、町内会に入っていない方、ホームページの確認や防災メールへの登録をしていない方は、危機感が薄いのではないのでしょうか。災害情報を町民からのアプローチではなく、町からの積極的でダイレクトな通知方法を検討すべきではないか。町長の御所見をお伺します。次に、砥部町公共施設再編方針、広田地区の国保診療所について質問させていただきます。町長が掲げる公共施設再編方針について、今までの状況を将来世代へ先送りをしていないためにも、急いで決断しなければならないことも理解できます。町民の方から、決断する内容は同意できるが、精査内容が伝わっておらず、いきなり決定しているように感じるとも聞いています。事業の見直しや支出の削減、利用者を増やすための取組など、決定に至るまでの取組や協議内容について、全てを公表することは難しいと思われませんが、今後はいろんな角度で町民に随時公表してはどうでしょうか。そこで、今回の施設再編方針にある広田地域の国保診療所について3点質問いたします。1点目に、利用者が激減し、大きな赤字を抱え、後任医師の確保も困難であるため、廃止はやむを得ないと考えます。廃止後の体制として、ひろた交流センターでのオンライン診療の導入と送迎支援の充実と公表されていますが、その具体的な内容は。また、薬が必要な方や歯科医の受診が必要な方への対応については。2点目に、移行時期について、広田地域は年配の方が多く、オンライン診療に慣れるまでの時間が必要なため、新体制を令和10年4月1日からではなく、3か月前倒しで行うことは可能か。3点目に、広田地域では、町長の発表として広報紙など文章ではなく、決断に至るまでの苦労話など、直接町長からお話を聞きたいと言われており、同地域には、地域サロンなど集まりの場が多くあります。そこに出向き、お話をさせていただくことは可能か、町長の御所見をお伺します。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えします。まず1点目の災害時における住民への確実な情報伝達についてですが、1つ目の戸別受信機の在庫活用と、浸水想定区域への設置推進に関し、近年、新興住宅地を中心に普及している高气密・高断熱の住宅において、

屋外スピーカー、防災行政無線の放送が聞き取りにくいという御意見は、町にも寄せられております。特に豪雨時には、雨音そのものが騒音となり、屋外放送だけに頼ることには限界があると考えております。これまで戸別受信機は、主に高齢者世帯や障がいをお持ちの方など避難行動要支援者を優先して貸与してまいりました。しかし、御指摘の重光、拾町、高尾田地区のような、数メートルの浸水が想定される高リスクエリアにおきましては、年齢や家族構成に関わらず、逃げ遅れが命に直結することから、防災重点区域にお住まいの方で、屋外スピーカーが聞こえづらい世帯への配布基準の見直しと周知を行ってまいります。同時に、ハードである受信機には数に限りがございますので、全世界帯をカバーするための補完手段として、スマートフォン等で受信できる防災アプリや登録制メールの併用も推奨してまいります。次に、2つ目の情報周知の方法についてですが、議員御指摘のとおり、新興住宅地における町内会未加入の方への情報伝達は重要な課題です。以前の一般質問でもお答えしましたとおり、平常時の広報については、コンビニエンスストアやスーパーへの広報紙の設置、またホームページでの公開など、町内会ルート以外でも情報を取得できる環境を整えております。しかし、一刻を争う災害時の情報は、広報紙とは性格が異なります。行政には、情報を迅速に発信する公助の責務がありますが、同時に、住民の皆様にも、自らの命を守るために情報を能動的に取得する自助の意識を持っていただくことが極めて重要です。情報が届かないという状況をなくすためには、町からのプッシュ型のアプローチと、住民の皆様からの情報取得のアクション、この双方向の歩み寄りが不可欠です。そのため、自ら情報を取りに行くきっかけを作るため、強制的にスマートフォンへ通知が届く緊急速報メール、エリアメールの適切な運用に加え、町メールマガジン等の登録者数を増やす取組を強化してまいります。特に転入時など、窓口において職員が対面で登録を促すことで、ここから情報が入るというルートを、確実に確保いたします。ただし、先ほども申し上げましたとおり、ハードやシステムをどれだけ整備しても、住民の皆様に分事として捉えていただかなければ機能しません。待っていれば誰かが教えてくれるという意識から、災害時は自ら情報を取りに行くという意識への転換を図るため、防災訓練や出前講座などの機会を通じ、ホームページや防災アプリの具体的な操作方法を含めた情報の取り方の周知徹底を図り、確実な情報伝達体制の構築を進めてまいります。次に大枠2点目、砥部町公共施設再編方針についてですが、国保診療所の今後の体制に係る御質問ですが、本町といたしましては、広田地域の皆様が将来にわたって安心して暮らせる環境を維持することが、最優先であると考えております。1つ目の具体的な内容でございますが、医療の体制としては、町内の民間病院がオンライン診療の実施主体となり、連携して、ひろた交流センターでオンライン診療を受診できる環境整備を行います。受診する際に必要なタブレットやパソコンなどの機材は、町で準備し、保健師が立ち合いサポートすることで、受診に不安を感じる方にも、安心して受診できる体制を整えてまいりたいと考えております。また、薬の処方が必要とする方にもオンライン診療を受診していただき、処方薬は郵送での受取を想定しています。なお、オンライン診療で対応できない歯科受診につきましては、現在実施している広田のりあいタクシーの発着場に歯科医院を

追加することで、受診機会を確保できるよう検討するとともに、オンライン診療日に合わせて健康教室を開催するなど、より受診しやすい環境づくりを目指してまいります。送迎支援につきましては、送迎場所をひろた交流センターへ変更し、継続して実施するとともに、のりあいタクシーの利便性向上や、公共型ライドシェアの実施なども検討し、地域交通網の整備による充実を図ってまいります。2つ目の新体制への移行時期についてですが、オンライン診療については、連携する病院と、のりあいタクシーやライドシェアの実施には、地域公共交通会議での協議が必要となります。しかしながら、新体制への移行には相応の準備期間が必要であるとの御指摘は、ごもっともであると考えておりますので、今後、住民の皆様がオンライン診療や新たな送迎体制に慣れていただける期間を設けるよう、前向きに協議してまいりたいと考えております。3つ目の私からの直接の説明についてでございますが、今回の公共施設再編方針は、本町の将来を見据えた苦渋の決断でございます。広報紙等の書面だけでなく、私の言葉で、直接住民の皆様へ、その真意をお伝えすることは、行政の責任、説明責任、アカウンタビリティを果たすものになると考えております。広田地域の各地区で開催されているサロンや集まりの場など、住民の皆様が身近に集える場所へお伺いし、対話を重ねる機会を積極的に設けてまいり所存です。今後とも、広田地域の皆様の不安を一つ一つ解消し、地域の皆様に御協力をいただきながら、地域で支えあう安心な地域医療体制づくりに向けて、誠心誠意取り組んでまいります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で大平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 前向きな回答ありがとうございます。災害時における住民の確実な情報伝達ですね、に再質問をちょっとさせていただきます。平成28年5月末日ですね、国土交通省が想定最大規模降雨における浸水想定区域図を作成されております。指定及び公表をその時は行っております。その中でも、拾町と重光、高尾田にかけて河岸侵食が想定されていまして、そこにおける洪水浸水想定水深ってというのがございまして、3メートルから5メートル未満の区域が広く設定されております。その範囲に、どれぐらいの建物が、今何棟ぐらいあるのかっていうのは調べられていますでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。浸水想定区域の中に、家屋がどの程度あるかというのはですね、すいません、手元の資料はございませんので、今お答えすることはできません。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） また調べていただけたらと思うんですけども、私がちょっと住宅地図帳で数えましたら、約400棟ありました。近年の異常気象により、例えば線状降水帯のような、短時間における集中豪雨が頻繁に出ております。住民に避難勧告等の防災情報を迅速かつ的確に伝達することは、すごく大事なことであると思います。また先ほどの3メートルか5メートルの区域の建物区域にはですね、大体2階建てのものがすごく多いです。い

うのが特徴で、その想定される浸水想定水深が3メートル、5メートルというのは、2階建ての、木造建物の2階建ての床ですね、までの高さが大体平均3.3メートルですので、緊急で情報が行き届かず、2階に逃げる、要するに垂直避難ですね、を試みても安全確保が見込めないという状況の区域にもなります。要するに5メートル浸水してしまうと、2階に逃げても命が危ういという区域になるかとは思いますが。そういう、特に避難に対して必要な区域であるため、今回ちょっと一般質問させていただいたんですけれども、現在町には、前にちょっとお聞きしたところ、328個の戸別受信機の在庫があるというふうにお聞きしております。私は2つに分けて考えるのがいいのかなあとは思ってるんですけれども、このように緊急性が必要な区域という部分と、避難までに時間をかけてもよい区域っていうのがあるとは思いますが。今回の区域っていうのは、特にやっぱり避難が迅速にしないといけない区域だと思いますので、そういう場所に至っては、やはり情報の周知っていうのは、すごく大事であるというふうには考えています。先ほど戸別受信機の設置する考えはっていうことに対して、戸別受信機の設置の配置基準ですか、その見直しを考えていただけるっていうことでしたので、この区域っていうのは、そういう範囲に特に入れていただけたらなというふうには思います。そこは、すごく考えていただいてありがとうございます。まずはそういった情報を、そういう約400棟ありますけれども、そういった方々に情報を回していただくということが、すごく大事ではなからうかとは思いますが。設置する考えは、考えていただくということなんですが、2点目ですね、災害情報を、町からの積極的でダイレクトな通知方法っていうところなんですけれども、町長のおっしゃるとおり、町から発信するだけでは、やはり自助の考え方もありますので、双方がということは、もちろんそのとおりだとは思いますが。ただ先ほど、今般の一般質問内でも、前回の一般質問でもありましたけれども、やはり町内会に入られていない方々っていうところには、やっぱり情報が行き届かない、情報弱者の方々もやっぱりいらっしゃるわけですし、どうしてもそういったところをカバーしていくっていうのは、僕は急務ではなからうかとはすごく思います。先ほど400棟っていう、世帯でいうともっと多いのかもしれませんが、借家等もございますので、やはり私がちょっと思うのは、やっぱり砥部町の、例えばよさっていうところになりますと、コンパクトな町であるからこそ、そういう情報伝達っていうのも直接できるのではないかなというふうには、私はちょっと思っておりますので、例えばこういう範囲内のところには、やはり3メートルから5メートルの浸水区域であるっていうことと、あと、そういう戸別受信機とかの設置っていうのも可能ですよっていうところの、直接的な情報っていうのを直接に郵送で送るのか、直接書類を持っていくのかっていうところは、やっぱりすべきではないかなというふうに思うのですが、そこら辺は、ちょっとお考えをお聞きしたいです。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 大平議員の御質問にお答えさせていただきます。まず戸別受信機の設置の考え方なんですけれども、これまでは避難するときに支援が必要な方、こちらの方を中心に戸別受信機の方の貸し出しを行っておると。今回一般質問でいただいた高リスクエリア

に対する考え方ですけども、当然議員御指摘の拾町、重光、高尾田もそうですが、土砂災害警戒区域も、こういう高リスクエリアに当たると思います。基本的には在庫が300数十台というところですので、400棟全部カバーすることはできませんし、当然それ以外の山間地域であったり、そういったところへの設置というの見直していかざるを得ないかなというふうに考えておりますが、防災行政無線は、様々な災害情報のほかにイベントのお知らせなんかもあってですね、そういう情報がダイレクトに流れてくることを好まない方もいらっしゃるのではないかと思います。その点についてはですね、高リスクエリアの方の希望をお伺いして、必要であれば配置するというような方針で考えていきたいというふうに考えております。それから2点目のですね、町の方がダイレクトに住民に対して周知をということでございますけども、当然豪雨災害のときにはですね、町からの発信だけじゃない、恐らくテレビとかラジオとか、当然新聞もそうですけども、様々な媒体で危険度というのが住民に対してお知らせされると思います。それで、避難を自身で判断していただくということもありましょうし、そこまでリスクが迫った状態であればですね、その段階で、防災行政無線だけでなく、例えば消防団であったり町の防災機関がですね、車を、広報車を走らせて周知をしていくという手段も採れるかと思えます。その上で、平常時のその情報の収集に関してですね、町が直接的に、個別でそのエリアの方々にですね、訪問して、そういう伝達手段の確保をしてもらおうよう促していくとか、そういうのは郵送で、個別訪問、いずれにしてもですね、現実的ではないのではないかなというふうに考えておりますので、先ほど答弁でもお答えしたとおりですね、例えば住民票の異動をされる時に、砥部町にはこういう情報伝達手段がありますよというのをお話しさせていただいて、登録を促すであったり、例えば砥部町が行う防災イベント、これは、子どもさんなんかも対象にしたイベントをやることでですね、自治会に加入していない方もおいでになろうと思えますので、そのような中でですね、町としての情報伝達手段というのの周知徹底を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 直接のアプローチっていうのはしないということだったように思います、今の話だと。今後ですね、町内会に入る入らないっていうところも含めてなんですけれども、やはり情報弱者っていう人に対しての、今後の取組っていうことも含めてなんですけれども、ちょっと検討する余地あるかなというふうにはすごく思いますので、今後、今やはり大事にしないといけないのは、今回の話は、やっぱり命のことですので、やはり命を第1に、安全確保を図るっていうことに対して、どういうふうに町が行われるかっていうところだと思います。直接の対応はできないという話なんですけれども、今後も取組についてですね、協議を重ねていただいて、多分どんどんその情報弱者の方が増えていくのではないかなというふうに考えられると思いますので、ちょっと検討していただきたいとは思っています。あとですね、今回の危険区域の地域には関係なくですね、意外と防災行政無線が聞こえないという方のお話をよく聞くことがあります。建物の性能が上がったっていうのもあるんですが、やっぱり高齢化が進み、難聴の方も増えてきたのではないかなというふうには思います。

今後戸別受信機についてですね、今回の区域危険な区域のみならず、戸別受信機っていうものがありますよと、そういったものはこういう基準で設置ができますよっていうことを、今まで周知されているのでしょうか。今後そういったことは周知可能なのか、そこもちょっとお聞きしたいです。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） お答えをさせていただきます。先ほど申し上げたとおりですね、今までは要支援者の方に戸別受信機の設置、貸出の方をしておりましたので、そこでの周知はできておったかと思いますが、今後、高リスクエリアの方への配置を検討するというのは、これからの話ですので、当然それが検討できてですね、希望する方にお渡しできるという状態になったら、当然広報の方はさしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 今まで、そういう聞こえにくい方には、個別で情報をとということですかね。高齢者の方とか要支援、要介護の方、障がい者の方っていうのに対しては、情報は周知しているということでしょうか。そういう支援が必要な方じゃないと、戸別受信機っていうのはお渡しすることができないってというのが、今の基準でということ間違いはないのでしょうか。はい、わかりました。今の現状も含めてですね、危険な区域と危険じゃない区域ってところの、すごいメリハリを持った対応っていうのが問われる時代になったんじゃないかなと思いますので、今後も命に関わることですので、検討を進めていっていただきたいと思います。1点目の質問は以上とさせていただきます。2問目ですね。広田地区の国保診療所についてです。町内の病院が対応していただいて、オンライン診療をしていただくということ、保健師の方がそこに対して寄り添って対応していただくっていうことは、すごくありがたいことだと思います。お薬についても、輸送が可能ということなので、そこもすごくかえって便利になるんじゃないかなというふうにはすごく思いました。歯科医の受診の方っていうのは、送迎支援ですね、していただくということでした。広田のりあいタクシーを活用するということでしたね。あと、ライドシェアとか、そこら辺も今後検討していくということでした。意外とお年寄りの方って、どうしても新しいことはちょっとおっくうだったり、こういうオンライン診療とかってなってくると、どうしても自分に合わないんじゃないかなとか、ちょっとどうしても、そういったものに敬遠する方も非常に多いかと思います。そういう高齢者の方でも、利用できるよというふうにも思ってもらえるための、何かこう、今後取り組みといいますか、検討していただけるようなことってございますでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをします。実はですね、令和7年度、今年度ですが、愛媛県ですね、事業を活用してオンラインの健康相談を、広田地域でも実施をさせていただきました。というのは、県の、今すいません、ぱっとか言葉が出てこないんですが、トライアングルエヒメの事業でございます。そういったですね、実際にもうそういった事業で動いて、広田地域の方、一部にはなるんですけれども、健康相談という形で、同じ

ですね、民間病院と共にタッグを組んでさせていただいたところでございます。そういったですね、もう既に町民の方に触れていただく機会というのは、この検討に併せてやってまいりました。そこでもですね、非常に前向きなお答えをいただいているというか、感触をいただいているというふうに聞いております。ですから、こういった様々な機会をですね、つくりながらですね、広田地域の皆さんにも安心していただくようなですね、進め方をしていきたいというふうに考えておりますので、そのあたりもですね、どう進めればいいのか、町民の方に触れるタッチポイントを増やしていけるかということを考えながら、進めていきたいと思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） ありがとうございます。オンライン健康診断っていうことで、そういう前向きに機会をつくっていただける、今後もそういった機会をどんどんつくっていただけたら、すごくありがたいと思っております。2点目の質問の、3か月の前倒しはっていうところについては、今後検討していくっていう判断でよろしいのでしょうか。検討していただくのはちょっと無理なのか、ちょっとそこ、もう1回ちょっとお聞きして、させてもらってもいいですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをします。本当にまず前向きにとらえさせていただいております。交通は交通会議にかけないといけないとかですね、その実施時期というのが合わせられるかっていうのは、また別の話にはなってくるんですけども、民間の病院の事業者さんとですね、話がうまく進めばですね、前倒しで実際にやっていくということは、もちろんやぶさかではございませんので、前向きに考えていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 前向きな御答弁ありがとうございます。あと、広田地域に出向いてお話をというところも、すごく前向きにさせていただけるということで、やはり新しいことに対して、どういうふうな状況なのかなっていうのは、やっぱり文書、書面よりかは、やっぱり直接思ったことを話せる方が、やっぱり地域の方もすごく喜ばれると思っておりますので、ありがたいと思っております。今後、細かいところの設定ってのは2年間ありますので、御協議をさせていただきまして、地域の方の協議会とかもございまして、そこで協議を重ねていただきまして、これも命に関わることでありますので、丁寧に調整をしていただきたいと思います。今後の安心安全のまちづくりのために頑張ってくださいと思いますので、今後よろしく願いいたします。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 大平将司議員の質問を終わります。3番佐野沙知議員。

○議長（東勝一） 3番佐野沙知議員。

○3番（佐野沙知） 3番佐野沙知です。議員2年目で初めて最後に一般質問をさせていただくことになりました。これまでどおり変わらぬ姿勢で臨みたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。私からは2点質問をさせていただきます。1点目は、ふるさと納税を活用した地域振興の方向性についてですが、本年4月から、本町のふるさと納税の中間業者が変更になることから、新たな中間業者は寄附額向上の実績が多数あると伺っており、大変期待をしております。また本町では、砥部焼陶芸体験やとべもりジップライン体験など、体験型返礼品で地域の魅力を伝える取組も進んでおり、本町らしさが表れていると感じております。その上で、中間業者変更により、寄附額増加だけでなく地域事業者の育成や地場産業の振興など、どのような効果を見込んでいるのか、町長の御所見をお伺いします。2点目ですけれども、制服リユースの推進と子育て支援についてですが、近年、制服や体操服の価格が全国的に高騰しており、買い替え時の家庭への経済負担が一層大きくなっています。従来より、PTA活動としての廉売会などで、子どもの成長に合わせて、安価で制服や体操服の調達ができました。現在、砥部地区の小学校では、3校中2校が、年1回制服や体操服のリユース販売を実施していますけれども、中学校では、コロナ禍以降、取組が途絶えています。また小学校での実施においては、PTA活動としての負担が大きいという課題もあります。ほかの自治体では、民間団体と協力をしながら、継続的なリユース事業を行う例も見られ、家庭の負担軽減や子育て支援の観点から、一定の効果が示されています。こうした状況を踏まえ、制服リユースを家庭の経済的負担軽減や子育て支援の施策としてどのように捉えているのか、町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えいたします。初めに、ふるさと納税を活用した地域振興の方向性についてとの御質問ですが、佐野議員からも御期待をいただいておりますとおり、本年4月から、新たにふるさと納税の業務委託をする中間事業者は、本町と同じく焼き物の産地である長崎県波佐見町において、戦略的なマーケティングと、徹底した事業者支援を行い、寄附額を増加させた実績を有しております。本町といたしましては、この中間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、まずは、本町を代表する地場産業である砥部焼の返礼品ラインナップを、これまで以上に充実させていきたいと考えております。現在、砥部焼を取り巻く環境は、原材料である陶石の確保に関する課題が注視されており、多方面から関心が寄せられております。しかしながら、私はこの状況を単なる課題として捉えるわけではなく、全国から砥部町へ注目を集める、またとない好機であるというふうにも捉えております。この機会を捉え、全国の皆様に向けて、砥部焼の長い歴史と品質の高さ、そして困難に向き合う産地の熱意といったストーリーを強力に発信してまいります。これにより、砥部焼そのもののブランディングが強化され、全国的な地名度のさらなる向上につながるものと確信をしております。また本事業の目的は、単に寄附額の増額に留まらず、中間事業者にある伴走型の支援を通じて、地場製品の磨き上げや、町内事業者皆様の稼ぐ力の向上を促し、持続可能な地域産業の振興を図ってまいります。さらに、本町のふるさと納税を支える大きな柱である柑橘類の充実も極めて重要であります。現在、本町への寄附額のおよそ8割が柑橘類によるものであり、特に「紅まどんな」をはじめ、「せとか」や「はるみ」といった

高級柑橘は、本町のふるさと納税における力強いけん引役となっております。今後は、これら主力返礼品の安定的な供給体制を維持しつつ、中間事業者の知見を生かした新たな販路開拓やプロモーションを展開することで、農家の皆様の所得向上と農業を通じた活力あるまちづくりを強力に推進してまいりたいと考えております。次に、2点目の制服リユースの推進と子育て支援についての御質問ですが、砥部地区の学校に確認したところ、3つの小学校のうち1校は、廉売会における標準服や体操服のニーズが少ないことと、PTA活動の負担軽減を図るため、令和6年度から実施を取りやめております。残りの2校については、現在も廉売会を実施しており、保護者にも好評で、PTAの事業として今後も取り組むこととしております。また中学校におきましては、制服が更新されることもあり、コロナ禍以降も廉売会を再開せず、新しい制服を採用した学年の卒業にあわせ、検討するということでした。制服や体操服などのリユースは、保護者の経済的な負担軽減ばかりでなく、資源の節約やゴミの削減にもつながる大変有意義な取組であり、町といたしましても、今後関係する方々の御意見等をお伺いしながら、持続可能なリユースの取組について検討させていただきます。以上で佐野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 御答弁ありがとうございました。まず最初の、ふるさと納税を活用した地域振興の方向性についてというところで、今回新しい中間業者スチームシップというところだと思うんですけども、先日1月でしたかね、説明会があったので、それに私もちょっと参加をさせていただいて、実際にお話を聞けたんですけども、既存の事業者の方だけではなくて、その新規参入を検討されている方も参加されていたようでして、その中には砥部焼の窯元の方も数名いらっしゃったというふうに伺っているんですけども、私自身も実際に、その説明会でスチームシップの担当の方のお話を聞いてですね、すごく支援体制が、先ほども答弁であったんですけども、伴走型の支援が強みですっていうふうにおっしゃってですね、すごく充実したサポート体制といいますか、その返礼品の企画とか、あとページ作成ですかね、あとは写真撮影とか、そういった細かいところを手厚くサポートしますよっていうふうなお話を、実際に私も聞けてですね、もし私自身はその事業者の立場であれば、安心して挑戦できるなというふうに感じたので、すごく期待している部分ではあるんですけども、砥部焼ですよ、砥部といえば、砥部焼を今後もブランディングして全国に広めていきたいというふうに町長答弁でもありましたけれども、この一般質問をするに当たってですね、担当課でいろいろとちょっと聞き取りとかお話聞かせていただいた中で、かなりの数、町内にその窯元さんいらっしゃると思うんですけども、まだまだふるさと納税に関わってくださる砥部焼の窯元さんが少ないということをお伺いしたんですけども、今回のスチームシップさんが新しい中間業者になるに当たって、その砥部焼の窯元さん、いかにその参入をしていただくかっていうのを、町としては今後どのようにやっていくかという方向性とか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。今現在、ふるさと納税で登録されている窯元数が10件です。町内に窯元が60から70あるというふうに聞いております。これからですね、残り50から60件、登録されてない窯元さんございます。ここでですね、1軒1軒ですね、当たってですね、できれば皆さん登録していただければ一番いいんですけども、いっぺんには難しいんですけども、徐々にですね、加入していただいて、できれば皆さんが登録していただいて、皆さんが何点も出展していただければ返礼品も増えますので、そちらの方を目指してやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。一軒一軒、町の職員の方が伺って説明をいただけるというのはすごくいいと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。もう1点が砥部町の返礼品、柑橘類が8割、ほとんど占めているということなんですけれども、柑橘を作る事業者ですよ、人手不足とか高齢化とか、いろんな問題があるかと思うので、「紅まどんな」増やしていきましようとか、「せとか」「はるみ」増やしていきましようって言うのは簡単なんですけど、その作る方をお願いしないといけないという部分にはなってくると思うんですけども、今回の議会において、企業版ふるさと納税基金条例っていうのが提案されているかと思うんですけども、この企業版のふるさと納税について、地域事業者の育成とか設備投資ですね、そういった地場産業の振興に活用ができるんじゃないかというふうには思うんですけども、そのふるさと納税が増えることも、そういった設備投資ができる、まずその両方の企業版ふるさと納税と普通のふるさと納税を使って、設備投資とか人材育成とか、そういったふうにしていく考えというか、その企業版ふるさと納税基金の条例をどういうふうに活用していくのかっていうのをお聞かせいただきたいです。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。企業版ふるさと納税につきましては、企業様からその寄附を充当する、この企業版に関して、いただいた寄附に関しましては、目的があって寄附をいただきます。その寄附企業さんがその寄附を使って、砥部町をこのようにしていただきたいというような、いわゆる指名型で寄附をいただきますので、いただいた寄附ですね、いただいた目的と違うように使うことはできません。そのため今回もですね、実は農業振興にということで、もう名目をいただいて寄附をいただいている企業さんもいらっしゃいます。その場合はですね、そういう農業関係の事業に充てるという形になります。今回先ほど言いました企業版ふるさと納税の基金なんですけども、今のところですね、実は砥部焼関係でということで、目的で企業さんから寄附をいただいております。ですから今回は、その基金で積み上げるのは、砥部焼関係に充当するという形になります。先ほどちょっといただいた質問の中でですね、農業のこれからの後継者不足とか、そら辺の問題のことを仰ってましたけども、今のところ、この喫緊で考えているのが、やっぱり農協さんとかに出している規格内の柑橘に関して、今私ども取り扱っておるんですけども、やっぱり規格外で出せなかった柑橘も多分かなりあるんかと思います。そういうですね、

訳ありとかですね、中身は同じものですけども、味もいいんですけども、どうしても傷がついたから正規で出せないというような柑橘商品がございます。そちらをですね、これからは取り扱いできないかということで、今されている砥部町内の農家さんの方をお願いしてですね、そういうのを返礼品にしてですね、柑橘の返礼品を増やしていきたいなというのを今考えております。答弁は以上でございます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 企業版ふるさと納税基金のことについて私自身も全て把握してるわけではなかったので、詳しく教えていただき勉強になりました。ありがとうございます。柑橘に関しても、規格外の訳ありっていうのを今後もその返礼品として回していくということなので、安定してしばらくの間は供給というか、ふるさと納税としてできるのかなという点で、少し安心はしました。もう1つなんですけれども、これもちょっと私自身も全て把握してるわけではないので教えていただきたい部分なんですけど、ふるさと納税の厳格化というのが、令和8年の10月から何かあるようでして、この地場産品基準が厳格化されて、返礼品がその区域内で相応の付加価値を生んでいるかどうか、自治体側により明確な確認が求められるようになりますというので、ちょっと文章だけ読むと難しいので、わかりにくいんですけども、いろいろと砥部の返礼品の一覧、一部いただいたもの、私もいろいろと見てみたんですけども、この今の砥部町の返礼品の中で、その厳格化に影響を受ける可能性があるものがあるのかなのかっていうところも、ちょっとお聞きしたいんですけども、お願いできますでしょうか。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。昨年度、令和7年10月にですね、改正がございまして、現在登録している返礼品は全て問題なく商品になっております。今後ですね、もう少し経費率の関係が、これからまた改正が、税の法の改正で上がってきております。その関係はですね、実際に寄附をもらって、いただいた中の、今は経費率を50%というふうになっておりますけども、今度これを経費率40%まで下げて、寄附のいわゆる純粋に町に残る寄附額が6割にするようにというような改正も今後出てくるようになっております。そうなりますと今の寄附額では対応できなくなりますので、経費をどのようにし圧縮していくかっていうことですね、あわせてもしかすると寄附額を上げないと対応できないというような問題も出てきます。今のところ登録してる商品に関して、経費率とかで問題あるような返礼品はございません。以上でございます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 現時点で、その返礼品に影響がないというのは、お聞きできて安心できました。ありがとうございます。今後も、先ほどの答弁もありましたけれども、その制度がいろいろと変わっていく可能性もあるのかなあと思っているところなんですけども、できるだけふるさと納税を持続的に伸ばしていくためには、やっぱりその地域事業者の方の成長っていうのが寄附額を生むと思うので、今回のその中間業者のスチームシップさんに替わっ

て寄附額が大幅にアップしたら、そういった設備投資とか人材育成とかっていうところに回していただきたいなというふうに思う次第であります。そのふるさと納税ですね、砥部町だけに限らずいろんな自治体がですね、工夫をしてどうやったら納税額が上がるかってのを工夫をしている中でですね、砥部町にはいろんな強みがあると私も思っているんで、その砥部焼だったりとか柑橘だったりとか、もしかしたらそれ以外のこれから新しく砥部のふるさと納税というか、その名物というか特産品になるものもあるかもしれないので、そういった参画する事業者の方なくしてはふるさと納税っていうのは成立がしないと思っていますので、そういった新規の事業者の方が増えていくために、町としてしっかりとサポート体制を整えていただきたいなというふうに思っております。1つ目の質問に関しては終わらせていただきます。2つ目の制服リユースの推進と子育て支援についてというところですがけれども、実際その学校名を挙げると、砥部町と宮内小で年1回実施をしていて、麻生小では今現在やっていない状況ということですがけれども、中学校に関してはコロナ禍以降やっていなくて、もしかしたら復活するかもみたいなお話がちょこっとありましたけれども、廉売会、PTAの方がやっているわけなんですけれども、その負担がやっぱりあるというお声も聞いておまして、私の最初の部分でも言ったんですけれども、その町内の2個の廉売会が継続できているのは、そのPTAの方の努力とか頑張りのおかげだというふうに思っているんですけれども、やはりそのPTA役員の方のお仕事いろいろある中で、やっぱりその負担が少しでも減ることは、助かることだと私自身も思っていて、そういう声も実際に聞いたこともあるんですけれども、先ほど中学校の制服リユースの販売について、復活するんじゃないかどうかみたいな話があったんですけれども、実際に今度中学校にお子さんが上がる保護者の方にお話を聞くことができまして、その方がですね、制服リユースの小学校とか中学校の話もちょっといろいろした中で、もし自分がPTAの役員中学校に入るとして、廉売会を復活させるかどうかって言ったら、役員負担を考えて、自分は復活しないという意見を出すと思うということは、はっきりおっしゃられました。この保護者の方の言葉っていうのがもうね、負担が大きいというのを物語ってるんじゃないかなと思うんですけれども、廉売会、制服のリユース自体は、もちろん保護者の方も助かるのは御承知だと思うんですけど、それを運営する側も、PTAの方のやっぱり御負担っていうのはかなりのもの、この言葉が私は物語っているというふうに感じたんですけれども、やはりですね、その民間と協力をして制服のリユースっていうのを継続していくことが大事だというふうに思っているんですけれども、今、愛媛県は、特に松山市を中心として、制服のリユースをしてる民間の業者が幾つかあるんですけれども、1つがリサイクルショップAっていうのが、ここが一番の老舗、20年以上やっているそうなんです。もう1つがNPO法人Bというところが、2021年からスタートしております。最後に、学生服リユースショップCというところが2024年にスタートをしているわけなんですけれども、少しずつこういった制服リユースの動きというのが広がっているというのがあります。もう1つ、先日の愛媛新聞の記事、今日実際に持ってきているんですけれども、2月の11日の新聞記事に載ってたんですが、国は2030年に向けてリユース市場を大幅に拡

大し、自治体にもリユース品の活用を促す方針というのを示しているというふうにあるんですけども、この制服のリユースは、やっぱり家庭の負担軽減とか環境負荷の低減という国の施策と完全に一致する取組だというふうに私も思っているんですけども、砥部町として、その民間業者と協力して、そういった連携の仕組みづくりっていうのを検討する余地はあるかどうかというのを、お聞かせいただきたいです。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをさせていただきます。確かにですね、PTAの方の御負担というものは、十分に理解をしているつもりです。ただですね、その一の見地をもって全とすることは、非常に難しいのではないかなというふうに思っております。やはりですね、町民の皆さんにとってもPTA活動の重要性を十分に理解していただきながらですね、みんなのためにとやっていたている前向きな方もいる一方で、負担になってる方がいるという、それはもうどちらもいるというのが純然たる事実でございます。今回のですね、制服リユースの話、PTAの事業ではございますけれども、これは先日、佐々木隆雄議員の御質問でお答えしたように、構造的にはですね、その町内会であるようなことと同じような状況です。砥部町という組織とそれじゃない組織でも、民間の方の善意で動いている組織の中をどう取り持っていくのか、これはですね、正解が必ずしもない中で、何を一番バランスよくとっていくのかという、非常に根源的な課題であるというふうに理解をいたしました。でですね、民間事業者との連携に関してはですね、今のところスタートの段階としては、検討をしてははいないというところではございますけれども、可能性についてはですね、そのテーブルに上げることっていうのはしていくべきことだと思います。ただですね、やはり慎重な検討をもってどうするかということ判断すべき段階だと思いますので、まずはその事例の調査から、しっかりと始めていきたいなというふうに思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。いろんな方の御意見があると思うので、確かに1人というか部分の意見だけ聞いて決めるっていうのは、難しい部分があるかなというふうに感じました。もう1点ちょっとお伺いしたいのがですね、先ほどの制服リユースをしている団体ですよね、3つ挙げたんですけども、その中の1つのNPO法人Bがやっておられる活動がありまして、その中古学生服販売Bっていう名前がついていて、その制服を循環してこうよっていうプロジェクトなんですけれども、これはクリーニング店Dと共同でやっている事業のようでして、これ、ホームページで調べていただいたら詳細出てくるんですけども、この取組に対して様々な後援がついています。その中で、中予近郊でいくと愛媛県も後援してます。松山市、伊予市、東温市、松前町は後援をしているそうなんですけれども、この中で後援をしていないのは、久万高原町と砥部町だけ後援していないようなんですけど、その後援を現時点でしていない、加わっていない理由について、お伺いできればと思います。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○松田総務課長（松田勲） 佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。後援はですね、基本的には名義使用という形で、相手側から申請をいただいて、砥部町がその事業に対して後援もしくは共催という形がとれるかどうかというのを決定させていただくものなのですが、現在後援していないのはですね、その事業者さんの方から申請が上がってきてないので、後援をしていないということだと思っております。以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） NPO法人Bの取組は、私自身もすごく素晴らしいなというふうに思っているわけなんですけども、結構メリットもあるようなんですよね。実際にお隣の伊予市の郡中小学校でも、このNPO法人Bと伊予市が協力してやっていくとですね、今現在あるシステムですよ、制服の管理と販売についてはNPO法人Bがやってくれるし、そのクリーニング店Dがついてますので、そういったクリーニング面とかもあるので、もすごく理にかなっている事業だなあと思っていますね、あと、その実際にその販売会で販売した制服とか体操服の売上げとかも、そのPTAの方の活動費に当たるってということも聞いたんですけども、例えばNPO法人Bが実際に制服のリユースの販売会をどっかの小学校とかでやったとしても、売上げが上がると思うんですけども、その売上げの何%かをPTAにもその寄附してくれるそうなので、実質PTAの方の負担がないまま収入が上がるっていうのは、すごくありがたい事業だなあと思うので、そのNPO法人Bと協力することで、すごくウィン・ウィンというか物も無駄にならないですし、あと、リユースできない制服とか体操服とかは東南アジアとかに送ったりしてるそうなので、海外支援とかにもつながっていくようでするので、御検討いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをいたします。確かにですね、今のお話を聞く限り、非常に面白い取組だなというふうに思いました。そのですね、民間事業者の方との連携と一口に言ってもですね、様々な形がございます。後援をするのか、事業としてやるのかなどなど、本当に様々な組手というものが想定されるなということですね、お話を聞いていて思いました。リユースの事業に関して、1つその検討をしていくに当たって、もう既に個人がその民間のサービスを利用して、何かそのリユースであったり販売をすることが可能な世の中であるということもですね、それはもう今の時代でございます、アプリケーションもそうだし、こういった既にある小売店を使うこともそうだし、そういった様々な選択肢がもう一個人にも与えられているような状況であるという中で、どういうふうな連携をすることができるのかということですね、ある種慎重にならないといけないところもあるというところはございます。ですがですね、この特定の事業者だけではなく、近隣のですね、この制服の取扱事業者の動向を見ながらですね、砥部町がどうすればできるのか、負担は減らす可能性があるとするれば、保護者の負担を減らす可能性があるのであれば、実施するというのもですね、前向きに捉えられると思いますので、やはりまずは、この各事業者あるい

は民間サービスの調査から始めていこうかなというふうに考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 少しだけ前向きな答弁をいただけてよかったです。ありがとうございます。先ほども愛媛新聞の新聞記事、紹介させていただいたんですけども、国としてもリユースの市場を拡大、進めている状況がありますので、先ほどの町長答弁にもありましたけれども、砥部町としてどういった形で関わるのか、適切かどうかというの、いろいろな事業所も調べたりとかチェックしたりとかというのが必要かと思っておりますので、今後の検討の余地は十分にあるのかなというふうに思っております。でも、その家庭の経済的負担であったりとかPTAの方の負担をですね、できるだけ軽くしていただけるように、町として砥部町としてできる形ですね、いろいろな支援というのを検討していただきたいなというふうに思っております。町長の施政方針の中にあっただと思うんですけども、その未来を担う子どもたちがたくましく健やかに育まれるまちというふうにおっしゃっていたかと思うんですけども、この方向性に照らしても、制服リユースっていうのは、子育て家庭の負担軽減に直結する取組だというふうに私も考えております。家庭の経済的な不安というのを少しでも減らしてですね、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境を、ぜひとも砥部町に整えていただきたいなというふうに願っております。私の一般質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 佐野沙知議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時47分 散会

令和8年第1回砥部町議会定例会（第4日）会議録

招 集 年 月 日	令和8年3月13日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和8年3月13日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 大平将司 4 番 高橋久美 7 番 柿本 正 10 番 小西昌博 13 番 佐々木隆雄	2 番 木下いずみ 5 番 日野恵司 8 番 東 勝一 11 番 佐々木公博 14 番 面岡利昌	3 番 佐野沙知 6 番 木下敬二郎 9 番 原田公夫 12 番 松崎浩司 15 番 三谷喜好
欠 席 議 員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 古谷崇洋 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 佐々木毅 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 古川雅志 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生		
傍 聴 者	3人		

令和8年第1回砥部町議会定例会議事日程 第4日

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第3号 | 松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 砥部町企業立地促進条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 坂村真民記念館条例の廃止について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和7年度砥部町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算（第5号） |

- 日程第 16 議案第 18 号 令和 8 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 19 号 令和 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 20 号 令和 8 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 21 号 令和 8 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 22 号 令和 8 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 21 議案第 23 号 令和 8 年度砥部町下水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 24 号 令和 8 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 発委第 1 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について
- 日程第 25 議員派遣

追加日程第 1 議案第 25 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 11 号）

追加日程第 2 発議第 2 号 アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議について

・閉 会

令和8年第1回砥部町議会定例会

令和8年3月13日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第3号 松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第1、議案第3号、松山市とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第3号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第3号につきましては、松山圏域における持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、令和8年4月からごみ処理の広域化を開始するに当たり、松山ブロックごみ処理広域化基本計画に基づき、本町の一般廃棄物処理事務の一部を松山市へ正式に委託するため、規約を定めるものです。審査において、委員からは、委託費用はどの程度かとの質問に対し、令和8年度予算では、松山市への委託料として約1億1,166万9,000円を計上しているとの説明がありました。また、委員から、一部事務組合を作らず事務委託とした理由はどの質問に対し、既存の大きな受け皿がある松山市との連携において、新たな議会や組織を設置する一部事務組合方式よりも、組織の簡素化・低コスト化が図れる事務委託の方が効率的であると判断したためとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第2、議案第4号、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(原田公夫) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第4号については、松山圏域未来共創ビジョンの取組内容の見直しに伴い、協約の一部を変更するものです。社会情勢の変化に対応し、より効果的な連携を図るため、統合・整理するためのものです。審査において、委員からは、公共交通の連携について、路線バスの運賃改定等の協議は含まれるのかとの質問に対し、この枠組みとして、圏域全体の交流促進など、ネットワークづくりが主眼で、路線バスの運賃については、運輸局の所管となるため、本協約の協議対象には含まれないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(東勝一) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長(東勝一) 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第3、議案第5号、砥部町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(原田公夫) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第5号については、現行の砥部町過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で終了するため、令和8年度からの5年間を期間とする新計画を策定するもので、過疎債などの有利な財政措置を活用し、広田地域の

持続的発展を目指して策定するものです。審査において、委員からは、広田地域の休止施設や空き施設の活用は計画に入っているかとの質問に対し、計画書には、休止施設の有効活用などを図るとしており、具体的な活用案が決定した段階で、個別事業として取り組むとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第6号 砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第4、議案第6号、砥部町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第6号については、企業版ふるさと納税として受け入れた寄附金を、基金として積み立て、翌年度以降の事業に柔軟かつ最大限活用できるようにするため制定するものです。審査において、委員からは、基金化による具体的なメリットはとの質問に対し、企業の決算期に合わせて年度末に寄附の申出があった場合でも、基金に積み立てることで、次年度にまたがるプロジェクトに充当できるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第7号 砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第5、議案第7号、砥部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木公博厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第7号については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、通称こども誰でも通園制度を本格実施するための運営基準を定めるため制定するものであります。審査において、委員から、実施にあたっての職員の負担や配置の状況はとの質問に対し、新たな職員配置ではなく、現行の体制内で受入れを調整する、混乱を避けるため、年齢によって受入れ施設を分散させて運用を開始するとの説明がありました。また、委員から、申込方法やシステムはどうなるのかとの質問に対し、国のシステムを利用する形で、令和8年4月から受付・運用を開始する予定であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第8号 砥部町企業立地促進条例の制定について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第6、議案第8号、砥部町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(原田公夫) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第8号については、町内への企業立地をさらに促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としています。具体的には、新たな事業所を設置した企業に対し、固定資産税の課税免除期間を従来の3年間から5年間に延長するなどの優遇措置を拡充するため、制定するものです。審査において、委員からは、短期間で撤退・移転してしまう企業への対策はあるかとの質問に対し、申請段階で経営状態や事業計画を厳格に審査し、悪質なケースや5年未満での撤退などの場合には、免除された税額を遡って徴収できるよう、条例に規定を設けているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(東勝一) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長(東勝一) 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第7 議案第9号 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第7、議案第9号、使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(原田公夫) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第9号については、平成20年度以来、据え置かれてきた使用料・手数料を見直すものです。物価高騰や光熱水費の上

昇、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大に対応するとともに、客観的かつ統一的な算定基準を導入するため制定するものです。審査において、委員からは、激変緩和措置や周知の期間はどのように考えているかの質問に対し、令和8年4月から9月までの半年間を周知期間とし、広報紙やウェブサイト、各施設での案内を通じて丁寧な説明を行う、また、施行は令和8年10月1日を予定しているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第10号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第8、議案第10号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木公博厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第10号については、障害者計画等における「障害」の表記を、社会的な心情に配慮し、漢字の「害」から、ひらがなの「がい」へ改めるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 11 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 9、議案第 11 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 11 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 11 号については、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、職員の給与体系を適正化するものです。主な改正点として、駐車場を利用する職員に対し、月額 5,000 円を上限に当該利用料を通勤手当として新たに支給することや、法改正に伴う初任給調整手当の定義追加など、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 12 号 砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 10、議案第 12 号、砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木公博厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 12 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 12 号については、介護保険事業計画等策定委員会と、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会を統合するものです。委員構成が重複していることから、会議の効率化と専門的な見地からの深い協議を両立させることを目的とするため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、2つの委員会を統合することで、住民サービスが低下する恐れはないかとの質問に対し、個別の相談や事例を協議するものではなく、年間の活動の評価や見直しといったPDCAサイクルの点検を行う場であるため、サービスの低下はない。むしろ、同じ委員が一括して協議することで、より質の高い議論が期待できるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 11 議案第 13 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 11、議案第 13 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 13 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 13 号については、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の額を改定するもので、固定資産税評価額の評価替えや地価の変動、賃料の動向を反映させ、国が定める「第 4 級地」の基準に準じた適正な料金体系に改めるため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、町道に電柱は

何本くらい立っているのかとの質問に対し、四国電力が603本、西日本電信電話株式会社が369本立っているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第14号 坂村真民記念館条例の廃止について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第12、議案第14号、坂村真民記念館条例の廃止についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木公博厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第14号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第14号については、坂村真民記念館は、累積赤字の増大や来館者数の減少という経営的課題があることに加え、西澤館長の退任申出と、同家が所有する展示作品の返還希望に伴い、現体制での運営継続が困難となったため、令和8年9月末をもって閉館するため、本条例の廃止を行うものです。審査において、委員からは、累積赤字の現状と、町民の関心度はどの程度かとの質問に対し、開館以来の累積赤字は約1億7,600万円に達している、直近の来館者アンケートによると、来館者の96%が町外者であり、町民の利用はわずか4%にとどまっているとの説明がありました。また、委員から、民間委託や寄附を募るなど、存続の道はなかったのかとの質問に対し、収益性の低さから民間引受けは現実的ではなく、主要な展示作品が返還される中では魅力の維持が難しい、企業版ふるさと納税等の打診も過去になかったとの説明がありました。また、委員から閉館後の作品の取り扱いや、真民氏の精神の継承はどうなるのかとの質問に対し、町所有の作品は適切に保管し、今後はデジタルミュージアムや学校教育での活用、町内施設での展示など、形を変えて後世に伝え、西澤家とも丁寧な協議を継続するとの説明がありました。また、委員から、現在勤務しているスタッフの今後の雇用はどうなるのかとの質問に

対し、現在、スタッフと面談を進めている、生活基盤への配慮が必要であるため、他の部署や施設での継続雇用を含め、柔軟に協議していくとの説明がありました。なお、本案については、委員全員から様々な意見が出され、慎重な審査が行われました。以上のような審査を行い、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 起立多数です。御着席ください。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催しますのでよろしくお願ひします。

午前10時04分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

○議長（東勝一） 再開します。ただいま、15番三谷喜好議員から体調不良のため、欠席届が提出されました。

~~~~~

日程第13 議案第15号 令和7年度砥部町一般会計補正予算（第10号）

日程第14 議案第16号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第17号 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算（第5号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第13、議案第15号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第10号から日程第15、議案第17号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第5号までの3件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木公博厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算2件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第15号、令和7年度砥部町一般

会計補正予算第 10 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費の社会福祉費関係では、障がい者自立支援給付費等の実績確定に伴う過年度還付金として、国や県からの過年度負担金を返還するため、577 万 2,000 円を追加しています。民生費の児童福祉費関係では、私立保育所や認定こども園への委託料・負担金の不足分として、2,559 万円を追加しています。衛生費の保健衛生費関係では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費などの実績確定に伴う返還金 234 万 7,000 円を追加しています。教育費の社会教育費関係では、アートベンチャーエヒメ砥部町事業委託料として 250 万円を計上しています。審査において、委員からは、「ひめラー」とはどのような人たちか、地域おこし協力隊のように任期終了後に定着しない懸念はないか、また、サポート体制はどうなっているのかとの質問に対し、「ひめラー」は、愛媛県と東京芸術大学が連携して養成しているアートコミュニケータの愛称である。アートを通じて、人と人、人と地域をつなぐ橋渡し役としての、一般住民のボランティアである。約 60 人のひめラーがおり、来年度、砥部町事業には約 20 名が関わり、砥部焼の歴史リサーチなどをアーティストと共に進める。サポート体制については、県や東京芸術大学が、事業の内容やリサーチ方法など、丁寧な養成講座を行っており、任期後も自主的に活動できるようにサポートしている。砥部町としても砥部焼 250 周年事業などを見据えて、ひめラーと連携していくとの説明がありました。次に、議案第 16 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号は、保険事業勘定に 5,297 万 6,000 円、介護サービス事業勘定に 28 万円それぞれ追加しています。支出の主なものは、前年度繰越金の一部と預金利子を介護保険事業運営基金に積み立てるものです。また、デイサービスセンターの利用者数の増加により、運營業務委託料を追加するものです。審査において、委員から、広田のデイサービスで赤字が減り、収入が増えた理由は何か、特別な取組があったのかとの質問に対し、特段の新規施策はなく、要介護度が高い利用者が増え、単価が上がったことが主な要因であるとの説明がありました。また、介護保険基金の状況について、現在の基金の積立状況は健全か、今後の見通しはとの質問に対し、現在、約 4 億 3,481 万円が積み立てられている。3 年ごとの計画策定時に保険料の急激な上昇を抑えるための調整弁として機能しており、現在は取り崩すことなく順調に積み立てられている健全な状態であるとの説明がありました。よって、議案第 15 号及び第 16 号の 2 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 2 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第 15 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 10 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、地域未来交付金の活用について、国の通知に基づき、令和 7 年度からの継続事業 3 件を令和 7 年度 3 月補正予算に計上し、令和 8 年度へ繰越しを行っています。総務費の総務課管理費関係では、愛媛県立医療技術大学への支援や、愛媛 F C との連携事業を用途として指定されたふるさと納税寄附

金について、支援金交付要綱に基づき、大学及び愛媛FCに支援金を交付するためのもので、614万6,000円を追加しています。商工費の商工費関係では、砥部焼製造事業者に対し、設備投資や物価高騰対策支援事業としての補助金2,755万円を追加しています。審査において、委員からは、砥部焼産地価格高騰対策支援事業の内容と背景はとの質問に対し、原材料やエネルギーの価格高騰により、経営が圧迫されている窯元や砥部焼協同組合を支援するため、国・県の補助金を活用した砥部焼産地価格高騰対策支援事業補助金を交付するものである。さらに、唯一の採石場が陶石の受注を停止したことで、今後の材料費高騰も懸念されるため、産地の維持に向けた緊急的な措置となるとの説明がありました。次に、議案第17号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第5号は、資本的収入を6,650万円、資本的支出を6,170万円それぞれ減額しています。減額の主なものは、建設改良費に充てる企業債と国庫補助金の確定に伴い、施設建設改良費の不用額を減額するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第15号及び第17号の2議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。

議案第15号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第10号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号、令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 17 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 5 号について、討論を行います。
討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 17 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 16 議案第 18 号 令和 8 年度砥部町一般会計予算

日程第 17 議案第 19 号 令和 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 18 議案第 20 号 令和 8 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 19 議案第 21 号 令和 8 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 20 議案第 22 号 令和 8 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 21 議案第 23 号 令和 8 年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 22 議案第 24 号 令和 8 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 16、議案第 18 号、令和 8 年度砥部町一般会計予算から日程第 22、議案第 24 号、令和 8 年度砥部町水道事業会計予算までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。木下敬二郎予算特別委員長。

○予算特別委員長（木下敬二郎） 予算特別委員会に付託されました、議案第 18 号から議案第 24 号までの令和 8 年度各会計の当初予算 7 件について、審査の結果を御報告申し上げます。去る 3 月 5 日・9 日・11 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催しました。審査に当たっては、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 18 号から議案第 24 号までの令和 8 年度各会計の当初予算 7 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分に御検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） お諮りします。ただいま報告の議案第 18 号から議案第 24 号までの令和 8 年度当初予算 7 件については、予算特別委員会において十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第24号までの令和8年度当初予算7件については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第18号から議案第24号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第18号から議案第24号まで一括して採決を行います。議案第18号から議案第24号までの7件に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第18号から議案第24号までの7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第23、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和8年3月13日提出、砥部町長古谷崇洋。住所、伊予郡砥部町宮内1039番地4。氏名、西浦政隆。生年月日、昭和37年10月21日。提案理由でございますが、影浦礼一委員の任期が令和8年6月30日に満了することに伴い、その後任の委員を推薦するため、提案するものございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

全員起立です。御着席ください。

よって、諮問第1号は、適任であると答申することに決定しました。

日程第 24 発委第 1 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第 24、発委第 1 号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(原田公夫) 発委第 1 号、砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。令和 8 年 3 月 13 日提出、砥部町議会議長東勝一様、提出者、総務産業建設常任委員会委員長原田公夫。提案理由でございますが、現行の刑事訴訟法の再審規定には証拠開示がなされるルールがなく、検察官の不服申立てにより審理が長期化するなど、冤罪被害者の迅速な救済を阻む大きな壁となっています。無実の人々が長期間不当に苦しむ現状は、人権保障の観点から看過できません。司法の正義を取り戻すため、国に対し速やかな法改正を行うよう強く求めるものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(東勝一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありますか。
[「討論なし」の声あり]

○議長(東勝一) 討論なしと認めます。
採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
[全員起立]

○議長(東勝一) 全員起立です。御着席ください。
よって、発委第 1 号は、原案のとおり 可決されました。

日程第 25 議員派遣

○議長(東勝一) 日程第 25、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による、議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りします。ただいま古谷町長から議案第 25 号が、佐々木隆雄議員から発議第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題にしたいと思っております。これに御異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号及び発議第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第 1 議案第 25 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 11 号）

#### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 追加日程第 1、議案第 25 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 11 号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第 25 号、一般会計補正予算について御説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 25 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 11 号ですが、第 1 条において、今回の補正は 2 億 1,020 万 4,000 円を追加し、補正後の総額を 110 億 4,341 万 8,000 円としています。また、第 2 条で繰越明許費補正について定めています。令和 8 年 3 月 13 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出について御説明いたします。2 款総務費は、202 万円増額します。砥部焼磁器焼成 250 周年の取組に賛同していただいた企業からの企業版ふるさと納税寄附金について、令和 8 年度以降の砥部焼関係団体支援事業に活用するため、企業版ふるさと納税基金への積立てとして 202 万円を追加いたします。7 款商工費は、2 億 818 万 4,000 円増額いたします。食料品など物価高騰が続くな続中、生活者や事業者の支援と消費喚起を目的として、地域商品券を全住民に配布いたします。事業を実施する砥部町商工会への補助金として 2 億 818 万 4,000 円を追加いたします。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源として 10 款地方交付税を 2 万円、14 款国庫支出金を 2 億 818 万 4,000 円、17 款寄附金を 200 万円それぞれ増額いたします。4 ページをお願いします。繰越明許費補正です。物価高騰対策商品券事業 2 億 818 万 4,000 円を追加し、8 年度へ繰り越します。以上で追加議案、議案第 25 号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第2 発議第2号 アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第2、発議第2号、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 発議第2号、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議提出について。砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和8年3月13日提出、砥部町議会議長東勝一様、提出者佐々木隆雄。賛成者原田公夫、佐々木公博。提案理由でございますが、アメリカとイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃は、国連憲章と国際法の精神を根本から破壊する暴挙であり、断じて容認できません。いかなる理由があろうとも、武力による一方的な攻撃で独立した主権国家の最高指導者を殺害する権限は与えられておりません。こうした事態の過激化は、中東及び世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすものであります。よって、アメリカ・イスラエルによる一連の軍事攻撃に強く抗議するとともに、直ちに全ての攻撃を中止し、交渉による平和的解決に立ち戻るよう強く求めるものでございます。なお、決議案につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。3番佐野沙知議員から、去る3月2日の本会議一般質問において、特定の事業者名を繰り返し発言した箇所について、これを取り消し、訂正したい旨の申出がありました。本件を許可し、会議録の調製に当たっては、当該部分を削除し、適切に字句を整理したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、3番佐野沙知議員の発言の取り消し及び訂正を許可し、会議録の調製に際しては、議長において適切に処理することに決定しました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。議員の皆様には、2月20日から本日までの22日間にわたり、慎重な御審議を賜り、提案した全議案を御議決いただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。御議決いただきました本年度補正予算及び令和8年度予算は、適正かつ迅速に執行し、住民福祉の向上、町政の発展に尽力してまいります。さて、令和8年度予算でございますが、予算の縮減に努めながら、人が集まる町を目指すための未来への投資を行うという、二律背反のようにも見えるものだと施政方針でお伝えをいたしました。この縮減と投資という両者の相克の中で、いかにバランスを取り適切な判断をするか、これがこれからの人口減少社会において、基礎自治体の直面する困難であると痛感いたしました。このような二律背反、相克の構造は、地方自治、地方政治の随所に見られるものであります。政治家は直接選挙によってその任を得ることになります。その結果、目に見える支援者や近い立場の知人、友人の期待に添えなければならない、そういう意識が働く一方、町民の代表たる立場として、最大多数の最大幸福の実現を志向しなければなりません。そのような中においても、町民の代表として、和而不同（わじふどう）の精神を堅持しつつ、適切に執行していただいている議員の皆様には、改めて衷心より敬意を表します。春分の日を来週に控え、少しずつ寒さが和らぎ、暖かさを感じる日も多くなると思われますが、季節の変わり目は体調管理に気をつけないといけない季節でもございます。くれぐれも御自愛いただき、引き続き町政の進展に御尽力いただきますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 以上をもって令和8年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時17分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 東 勝 一

砥部町議会議員 大 平 将 司

砥部町議会議員 木 下 い ず み

# 資料

## 予算特別委員会 委員名簿

令和8年2月20日

|    | 役職   | 氏名    |
|----|------|-------|
| 1  | 委員長  | 木下敬二郎 |
| 2  | 副委員長 | 原田 公夫 |
| 3  | 委員   | 大平 将司 |
| 4  | 委員   | 木下いずみ |
| 5  | 委員   | 佐野 沙知 |
| 6  | 委員   | 高橋久美  |
| 7  | 委員   | 日野恵司  |
| 8  | 委員   | 柿本 正  |
| 9  | 委員   | 東 勝一  |
| 10 | 委員   | 小西 昌博 |
| 11 | 委員   | 佐々木公博 |
| 12 | 委員   | 松崎 浩司 |
| 13 | 委員   | 佐々木隆雄 |
| 14 | 委員   | 面岡 利昌 |
| 15 | 委員   | 三谷 喜好 |